

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
テレビ放送の同時再送信サービスの提供	片岡久志 航空保安大学校 大阪府泉佐野市 りんくう往来南3-11	平成24年4月1日	(株)ジェイコム ウエストりんくう 局 大阪府泉佐野市 りんくう往来南2-2	会計法第29条の3第4項	1,027,026	1,027,026	100.0%	—	共同視聴方式の提供に係る維持管理は左記業者が行い、立地企業等は当該費用を同社に支払う旨が、大阪府が定める「りんくうタウン電波障害対策要綱」において規定されているため。	①イ(ニ)	
上下水道受給(平成24年度)	長田太 航空局 東京都千代田区 霞ヶ関2-1-3	平成24年4月1日	空港施設(株) 東京都大田区 羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	1,404,195	1,404,195	100.0%	—	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可の	①ニ(ロ)	(限度額)単価契約
福岡航空交通管制部で使用する電気の購入契約	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	九州電力(株) 福岡お客さまセンター福岡 東営業所 福岡県福岡市 東区名島2-19-12	会計法第29条の3第4項	124,627,415	124,627,415	100.0%	—	調査を実施したところ左記相手方のみが唯一電気の供給が可能であるため。	①ニ(ロ)	(限度額)単価契約
成田国際空港管理棟建物等賃貸借	長田太 航空局 東京都千代田区 霞ヶ関2-1-3	平成24年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市 成田国際空港 内NAAビル	会計法第29条の3第4項	20,482,559	20,482,559	100.0%	—	庁舎として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,916,000	2,916,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①ロ	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,944,000	1,944,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	(株)不動産情報センター 福岡県福岡市 東区千早4- 11-11	会計法第29条の3第4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	(有)サカイビル 福岡県福岡市 東区三苫6-4- 1	会計法第29条の3第4項	1,992,000	1,992,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	積和不動産九州(株)福岡賃貸営業所 福岡県福岡市 博多区博多駅前3-2-1	会計法第29条の3第4項	9,178,100	9,178,100	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,180,000	3,180,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,233,000	3,233,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字 奈多字小瀬抜 1302-17	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,728,000	1,728,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①口	
平成23年度那覇航空交通管制部職員宿舍賃貸借(高良E住宅)	宍戸文雄 那覇航空交通管制部 沖縄県那覇市鏡水334	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成23年度那覇航空交通管制部職員宿舍賃貸借(フェリースビエント住宅)	宍戸文雄 那覇航空交通管制部 沖縄県那覇市鏡水334	平成24年4月1日	(有)徳 沖縄県那覇市 字宇栄原2-3-2	会計法第29条の3第4項	914,400	914,400	100.0%	—	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため。	①ロ	
漂着ゴミ監視カメラ設置のための用地借上げ	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	平成24年4月1日	五島市長 長崎県五島市 福江町1番1号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	468	468	100.0%	—	本件は、漂着ゴミ監視用のカメラを設置するために五島列島奈留島大串海岸(長崎県五島市奈留町大串407番)の土地を借り上げる物である。 カメラによる海岸漂着ゴミモニタリングを実施するには当該土地でなければならず、五島市は当該土地の保有者であり土地の貸与を行える	①ロ	
1号大日地下横断通路昇降設備維持管理作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今福西2-12-35	平成24年4月1日	守口市長 大阪府守口市 京阪本通2-2-5	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,429,050	—	—	公共施設の管理であり、業務の性質上、他社との契約が困難であることから、守口市長と「一般国道大日地下横断通路昇降設備の日常管理に関する覚書」を締結しており、同覚書第3条により業務委託して	①イ(ニ)	
大阪市内自転車撤去他作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今福西2-12-35	平成24年4月1日	大阪市建設局長 大阪市住之江区南港北1-14-16	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	6,868,050	—	—	放置自転車の撤去及び保管は、大阪市条例により大阪市が実施権限を有しており、当所管理の国道の指定区間内の放置自転車の撤去については、大阪市建設局長と「国道の指定区間内における放置禁止区域内の放置自転車の処理に関する覚書」を締結し、同覚書第2条により大阪市に放置自転車撤去業務を委託してい	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
郵便後納料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	郵便事業(株) 大阪府大阪市 北区大淀中1- 1-52	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	2,000,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 鈴木俊朗 藤井寺市川北3- 8-33	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田 区霞が関1-3- 2	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	540,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今 福西2-12-35	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田 区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	1,183,300	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所長 松木洋忠 兵庫県姫路市北 条1-250	平成24年4月1日	郵便事業(株) 大阪共通事務 センター大阪 市北区梅田1 丁目3番1号	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	950,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
道路・占用物件管理 情報処理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今 福西2-12-35	平成24年4月1日	(財)道路管理 センター 東京都千代田 区平河町1-2- 10	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	6,292,650	6,292,650	100.0%	—	行政目的を達成するのに不可欠な占用物件に関する地理情報等を提供可能な者である同法人から提供を受けるものであるため。	①二(ヘ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話専用料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 足羽川ダム工事 事務所長 島本和仁 福井県福井市成和1-2111	平成24年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市 生野区勝山南 2-2-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,457,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道 事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,100,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道 事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 千代田区内幸 町1-1-6	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	540,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道 事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市 生野区勝山南 2-2-15NTT西 日本生野ビル3 F	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	5,700,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
ガス料金外	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	福知山ガス水道事業管理者 京都府福知山 字内記13番地の1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	8,000,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	関西電力(株) 大阪府北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	23,500,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)	
電話回線専用料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15NTT西日本生野ビル3F	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	8,100,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者がーの場合に限る。)	①ニ(口)	
上下水道料、道の駅外	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	京丹波町長 京都府船井郡 京丹波町蒲生八ツ谷62番地6	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,600,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
上下水道料、事務所外	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	福知山市ガス水道事業管理者 京都府福知山市 字堀945	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,600,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)	
水道料、綾国出張所他	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	綾部市水道事業管理者 京都府綾部市 里町小南4番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	220,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)	
水道料、真倉計量所	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	舞鶴市会計管理者 京都府舞鶴市 字北吸1044番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	30,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)	
水道料、舞鶴出張所外	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月1日	舞鶴市水道事業管理者 京都府舞鶴市 字北吸1044番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	120,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
上下水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都国道事務所 長 濱田禎 京都市下京区西 洞院通塩小路下 る南不動堂町	平成24年4月1日	京都市公営企 業管理者上下 水道局長 京都市南区東 九条東山王町 12	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	1,320,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者がーの場合に限る。)	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都国道事務所 長 濱田禎 京都市下京区西 洞院通塩小路下 る南不動堂町	平成24年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中 之島3-6-16	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	112,000,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者がーの場合に限る。)	①二(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都国道事務所 長 濱田禎 京都市下京区西 洞院通塩小路下 る南不動堂町	平成24年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区 平野町4-1-2	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	3,560,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者がーの場合に限る。)	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都国道事務所 長 濱田禎 京都市下京区西 洞院通塩小路下 る南不動堂町	平成24年4月1日	西日本電信電 話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	9,920,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者がーの場合に限る。)	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都国道事務所 所長 濱田禎 京都市下京区西 洞院通塩小路下 る南不動堂町	平成24年4月1日	NTTコミュニ ケーションズ (株) 東京都港区海 岸1-2-20	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	2,880,000	—	—	電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるもの(提供を行う ことが可能な業者が一 の場合に限る。)	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都国道事務所 所長 濱田禎 京都市下京区西 洞院通塩小路下 る南不動堂町	平成24年4月1日	(株)NTTドコモ 大阪市城東区 森之宮1-6- 111	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	1,840,000	—	—	電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるもの(提供を行う ことが可能な業者が一 の場合に限る。)	①ニ(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長 森川一郎 大阪府枚方市新 町2-2-10	平成24年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中 之島3丁目6番 16号	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	146,800,000	—	—	電力供給者が一に限ら れる。	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長 森川一郎 大阪府枚方市新 町2-2-10	平成24年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区 平野町4-1-2	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	4,600,000	—	—	ガス供給者が一に限ら れる。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務 所長 鈴木俊朗 藤井寺市川北3- 8-33	平成24年4月1日	(株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ関西 大阪市北区梅 田1-10-1	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	1,670,000	—	—	供給者が限定されてい るため。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所 所長 鈴木俊朗 藤井寺市川北3-8-33	平成24年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区 区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,400,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所 所長 鈴木俊朗 藤井寺市川北3-8-33	平成24年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	7,100,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電力料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所 所長 鈴木俊朗 藤井寺市川北3-8-33	平成24年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	21,150,000	—	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
電気料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今福西2-12-35	平成24年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	250,432,644	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
水道料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今福西2-12-35	平成24年4月1日	大阪市水道局 大阪市住之江区南港北1-14-16	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,677,703	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今福西2-12-35	平成24年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	15,547,580	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今福西2-12-35	平成24年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区 区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	9,768,673	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今福西2-12-35	平成24年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区 区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,814,293	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電気料金	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	125,200,000	—	—	供給可能なものが限定されているため	①ニ(口)	
電話料金	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年4月1日	西日本電信電話(株)大阪支店 大阪市中央区 博労町2-5-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	5,500,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料金	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 東京都千代田区 区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,670,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料金	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所長 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,050,000	—	—	供給者が限定されているため。	①二(口)	
水道料金	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所長 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年4月1日	姫路市水道事業管理者 兵庫県姫路市安田4-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	8,700,000	—	—	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	①二(口)	
水道料金	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所長 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年4月1日	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133-6	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	670,000	—	—	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	①二(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長 大石智弘 奈良県高市郡明日香村大字平田538	平成24年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,975,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者がーの場合に限る。)	①二(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長 大石智弘 奈良県高市郡明日香村大字平田538	平成24年4月1日	明日香村水道事業管理者 奈良県高市郡明日香村岡55	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,581,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者がーの場合に限る。)	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話専用料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長 大石智弘 奈良県高市郡明日香村大字平田538	平成24年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,238,000	—	—	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①二(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長 島本和仁 福井県福井市成和1-2111	平成24年4月1日	(株)ポラリス会館 福井県福井市順化1-16-9	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,308,000	—	—	事務所発足時より、建物の一部を事務所庁舎として継続して賃借しており、電力料負担分についても、契約の性質が競争を許さないものであるため。	①口	
大戸川ダムコア一倉庫賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 高津知司 滋賀県大津市大萱1-19-32	平成24年4月1日	西村建設(株) 滋賀県湖南市中央3-12	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,081,000	2,081,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であつて該当箇所であれば行政事務を行うことが不可能なため。	①口	
土地借上	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所副所長 長澤久治 敦賀市松栄町2-43	平成24年4月1日	福井県 福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	2,691,850	2,691,850	100.0%	—	本契約は、敦賀港湾事務所敦賀港庁舎の土地の借り上げを行うものである。当所敦賀港庁舎の土地所有者は福井県であり、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
電話料(通信料)	支出負担行為担当官 近畿地方整備局 副局長 田邊俊郎 神戸市中央区海岸通29	平成24年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿1-20-1	会計法第29条の3第4項	6,157,296	6,157,296	100.0%	—	電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一に限られる。)	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料(通信料)	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 田邊俊郎 神戸市中央区海岸通29	平成24年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿1-20-1	会計法第29条の3第4項	6,428,076	6,428,076	100.0%	—	電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一に限られる。)	①二(口)	
電話料(通信料)	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 田邊俊郎 神戸市中央区海岸通29	平成24年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿1-20-1	会計法第29条の3第4項	10,531,080	10,531,080	100.0%	—	電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一に限られる。)	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 佐藤徹 京都府舞鶴市下福井910	平成24年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿1-20-1	会計法第29条の3第4項	2,581,579	2,581,579	100.0%	—	電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一に限られる。)	①二(口)	
電力及び電灯料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 佐藤徹 京都府舞鶴市下福井910	平成24年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	1,789,441	1,789,441	100.0%	—	電気に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一に限られる。)	①二(口)	
建物賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 田邊俊郎 神戸市中央区海岸通29	平成24年4月1日	弁天町駅前開発土地信託代表受託者(株)りそな銀行不動産営業部 大阪市中央区備後町2-2-1	会計法第29条の3第4項	—	28,913,112	—	—	本件は、事務室及び書庫を借り入れるものである。必要な条件を満たすのは当該物件しかなく、供給者が一に特定されるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
庁舎賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 中国地方整備局 副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年4月1日	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝三丁目33番1号	会計法第29条の3第4項	26,889,756	26,485,881	98.5%	—	本賃貸借は、広島港湾空港技術調査事務所の事務室及び会議室として、平成13年1月6日より使用しているものであるが、平成25年度も引き続き事務室等として使用する必要があるため	①口	
庁舎土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 瀬賀康浩 高松市浜ノ町72番9号	平成24年4月1日	香川県知事 高松市番町4丁目1番10号	会計法第29条の3第4項	4,249,469	4,249,469	100.0%	—	庁舎用地としての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が香川県の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	①口	
郵便料金	支出負担行為担当官 北海道運輸局長 西川健 北海道札幌市中央区大通西10丁目	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	—	5,099,280	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能なのは、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
郵便料金	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	—	2,217,840	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能なのは、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
仙台第4合同庁舎上水道料・東北運輸局分担のみ	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成24年4月1日	仙台市水道事業管理者 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	会計法第29条の3第4項	—	1,177,679	—	—	他に水道供給を行うものがないため	①二(ロ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
仙台第4合同庁舎下水道料・東北運輸局分担のみ	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成24年4月1日	仙台市水道事業管理者 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	会計法第29条の3第4項	—	1,173,650	—	—	他に水道供給を行うものがいないため	①二(ロ)	
仙台第4合同庁舎ガス料・東北運輸局分担のみ	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成24年4月1日	仙台市ガス事業管理者 宮城県仙台市宮城野区幸町5丁目13-1	会計法第29条の3第4項	—	3,527,815	—	—	他にガス供給を行うものがいないため	①二(ロ)	
後納郵便料	支出負担行為担当官 北陸信越運輸局長 新潟県新潟市中央区万代2丁目2番1号	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	—	4,400,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	支出負担行為担当官 中部運輸局長 甲斐正彰 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2-1	平成24年4月1日	郵便事業(株) 愛知県名古屋市中区大須3-10-10	会計法第29条の3第4項	—	7,303,680	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	単価契約
郵便料金	支出負担行為担当官 九州運輸局長 玉木良知 福岡市博多区博多駅東2-11-1	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	7,325,200	7,325,200	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
函館空港エア・フロント・オアシス維持運用業務委託	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	函館市長 北海道函館市東雲町4-13	会計法第29条の3第4項	1,750,189	1,750,189	100.0%	—	エアフロント・オアシス整備事業の実施方針により整備主体は国土交通省、管理主体は国土交通省の委託を受け地方公共団体が実施するよう定めているため	①イ(ニ)	(限度額)
後納郵便料	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	3,108,615	3,108,615	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	堤清 東京空港事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	平成24年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	1,410,790	1,410,790	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
平成24年度東京空港事務所庁舎冷熱・温熱受給	堤清 東京空港事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	平成24年4月1日	東京空港冷暖房(株) 東京都大田区羽田空港3-5-9	会計法第29条の3第4項	53,176,571	53,176,571	100.0%	—	東京空港事務所庁舎が所在する東京国際空港沖合展開地区において空港機能諸施設等に冷暖房用冷温水を供給できる業者は左記業者のみであり、供給者が一に特定されるため	①二(ロ)	(限度額)単価契約
成田空港事務所庁舎建物借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-	会計法第29条の3第4項	43,948,913	43,948,913	100.0%	—	庁舎として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	
成田空港事務所庁舎(管制塔)用地借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項	2,158,876	2,158,876	100.0%	—	庁舎(管制塔)用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	
東京空港事務所職員宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	(独)都市再生機構 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	会計法第29条の3第4項	1,906,800	1,906,800	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
釧路空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	840,000	840,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
釧路空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	(有)明宝興産 北海道釧路市 新橋大通1-1- 12	会計法第29条の3第 4項	1,776,000	1,776,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
仙台空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	3,438,000	3,438,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
仙台空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	3,420,000	3,420,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
仙台空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	5,568,000	5,568,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
新潟空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	(有)井村コーポ 新潟県新潟市 東区太平3- 29-8	会計法第29条の3第 4項	1,476,000	1,476,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
新潟空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	816,000	816,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
新潟空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	(株)廣瀬 新潟県新潟市 西区善久823	会計法第29条の3第 4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
百里空港事務所職員 宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	三楽建設(株) 東京都渋谷区 神宮前6-23-2	会計法第29条の3第 4項	3,264,000	3,264,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
女満別空港出張所職 員宿舍借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	(有)フジヤ 北海道網走郡 大空町女満別 西1条4-1-25	会計法第29条の3第 4項	1,362,000	1,362,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
女満別空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	1,572,000	1,572,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
青森空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	912,000	912,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
青森空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	910,200	910,200	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
青森空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	975,000	975,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
青森空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	922,800	922,800	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
山形空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	816,000	816,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
静岡空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
静岡空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	3,960,000	3,960,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
静岡空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	
静岡空港出張所職員 宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第 4項	4,620,000	4,620,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一つに特定さ れる賃貸借契約である	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
秋田空港・航空路監視レーダー事務所職員宿舎借入	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	960,000	960,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約である	①口	
東京空港事務所航空保安無線施設用地借入(東京国際空港マルチラレーション設備設置用地)	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	日本空港ビルデング(株) 東京都大田区羽田空港3-3-2	会計法第29条の3第4項	4,453,216	4,453,216	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
仙台SMC、東京SMC航空保安無線施設用地借入(低高度AEIS設備用敷地)	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-	会計法第29条の3第4項	7,560,000	7,560,000	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
成田空港事務所航空保安無線施設用地借入(第1受信所敷地)	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項	17,662,823	17,662,823	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
成田空港事務所航空保安無線施設用地借入(第2ASR敷地)	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項	1,661,977	1,661,977	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
成田空港事務所航空保安無線施設用地借入(非常用管制塔敷地)	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項	1,135,501	1,135,501	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
成田空港事務所航空保安無線施設用地借入(非常用レーダー施設敷地)	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項	2,095,423	2,095,423	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
成田空港事務所航空保安無線施設用地借入(第2ASDE、第3送信所施設敷地)	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項	1,357,961	1,357,961	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
松山空港(松山市)エア・フロントオアシス施設維持運用業務委託	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	松山市 愛媛県松山市二番町4-7-2	会計法第29条の3第4項	1,200,800	1,200,800	100.0%	—	エアフロント・オアシス整備事業の実施方針により整備主体は国土交通省、管理主体は国土交通省の委託を受け地方公共団体が実施するよう定めているため	①イ(二)	(限度額)
平成24年度上牟田川水系の治水対策施設の維持管理業務委託	植木憲司 福岡空港事務所 福岡市博多区上臼井字屋敷295	平成24年4月1日	福岡市長 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	5,119,800	5,119,800	100.0%	—	福岡市との取り決めにより、上牟田川水系の治水対策で整備した調整池と福岡市で管理している上牟田川と一体的に流水管理を行う必要から、調整池の管理業務を福岡市へ委託す	①イ(二)	(限度額)
平成24年度軽油購入(那覇空港)	藤沢正悦 那覇空港事務所 那覇市安次嶺531-3	平成24年4月1日	(株)りゅうせき エネルギー 沖縄県浦添市西洲2-2-3	会計法第29条の3第4項	1,599,000	1,599,000	100.0%	—	当該燃料を使用する化学消防車及び医療作業車は、車両制限令により道路管理者(沖縄県)が定める走行方法、夜間走行、先導車随行の義務等の通行制限を受けているため、公道を回避する等の措置が必要であり、左記事業者は空港周辺において給油施設を有する唯一の事	①イ(二)	(限度額)単価契約
給排水施設利用契約	鈴木正則 中部空港事務所 愛知県常滑市セントレア1-1	平成24年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	4,974,123	4,974,123	100.0%	—	当所に上下水道を供給できるのは、中部国際空港内の給排水施設の整備・管理を行う当該者しかいないため	①二(ロ)	(限度額)単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
長浜AEISの維持・管理	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	西日本電信電話(株)滋賀支店 滋賀県大津市浜大津1-1-26	会計法第29条の3第4項	2,450,700	2,450,700	100.0%	—	航空保安施設の設置にあたり周辺には既存の航空局所管施設が存在しないことから、通信回線、電源確保の可否及び所要の通信覆域を確保するための空中線の設置場所の有無を条件に検討を行った結果、これら全ての条件を具備する場所は左記事業者所有の建物以外にはな	①□	
高度監視システム(HMU)受信装置の維持・管理	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	—	航空保安施設の設置にあたり周辺には既存の航空局所管施設が存在しないことから、通信回線、電源確保の可否及び所要の通信覆域を確保するための空中線の設置場所の有無を条件に検討を行った結果、これら全ての条件を具備する場所は左記事業者所有の建物以外にはな	①□	
那覇空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	沖縄防衛局 沖縄県嘉手納町字嘉手納290番地9	会計法第29条の3第4項	2,488,265	2,488,265	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①□	
嘉手納航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	沖縄防衛局 沖縄県嘉手納町字嘉手納290番地9	会計法第29条の3第4項	973,614	973,614	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①□	
富山空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	富山県 富山市新総曲輪1番7号	会計法第29条の3第4項	12,065,592	12,065,592	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
岡山空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	岡山県 岡山市北区内山下2丁目4番6号	会計法第29条の3第4項	1,289,610	1,289,610	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
鳥取空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	鳥取県 鳥取市東町1丁目	会計法第29条の3第4項	3,895,499	3,895,499	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
隠岐空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	1,122,070	1,122,070	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
出雲空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	1,233,530	1,233,530	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
石見空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	1,706,550	1,706,550	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
佐賀空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	佐賀県 佐賀市城内1丁目1-59	会計法第29条の3第4項	2,210,660	2,210,660	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
山口宇部空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	山口県 山口県山口市滝町1番1号	会計法第29条の3第4項	6,530,274	6,530,274	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
長崎空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	長崎県 長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	7,259,236	7,259,236	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
対馬空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	長崎県 長崎県対馬市 厳原町宮谷 224	会計法第29条の3第4項	5,730,840	5,730,840	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
上五島空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	長崎県 長崎県五島市 福江町7-1	会計法第29条の3第4項	1,406,880	1,406,880	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福江空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	長崎県 長崎県五島市 福江町7-1	会計法第29条の3第4項	7,429,500	7,429,500	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
種子島空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	鹿児島県 鹿児島県西之表市西之表 7590	会計法第29条の3第4項	891,494	891,494	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
屋久島空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	鹿児島県 鹿児島県西之表市西之表 7590	会計法第29条の3第4項	3,203,498	3,203,498	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
奄美空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	鹿児島県 鹿児島県名瀬市永田町17-3	会計法第29条の3第4項	2,281,283	2,281,283	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
徳之島空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	鹿児島県 鹿児島県名瀬市永田町17-3	会計法第29条の3第4項	1,231,433	1,231,433	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
但馬空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	兵庫県 兵庫県豊岡市幸町7-11	会計法第29条の3第4項	1,188,000	1,188,000	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
南紀白浜空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	和歌山県 和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	1,796,750	1,796,750	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
神戸空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	神戸市 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	27,640,407	27,640,407	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
中部国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	211,421,782	211,421,782	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
中部国際空港内共同溝賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	6,838,592	6,838,592	100.0%	—	共同溝施設として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
中部国際空港内埋設管路賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	29,176,758	29,176,758	100.0%	—	埋設管施設敷地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	2,100,236	2,100,236	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港庁舎・管制塔及び電源局舎用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	359,960,826	359,960,826	100.0%	—	庁舎・管制塔及び電源局舎用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	2,860,477	2,860,477	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
関西国際空港貴賓室用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	6,085,273	6,085,273	100.0%	—	貴賓室用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	19,495,248	19,495,248	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	12,287,404	12,287,404	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	4,069,836	4,069,836	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	15,269,037	15,269,037	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	12,383,657	12,383,657	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	3,261,050	3,261,050	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	7,224,715	7,224,715	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
関西国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	838,459	838,459	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港進入灯ケーブル維持管理に係るマンホール使用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	3,715,554	3,715,554	100.0%	—	マンホール施設として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港B共同溝等使用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	21,900,719	21,900,719	100.0%	—	共同溝施設として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
関西国際空港2期島共同溝使用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	42,164,390	42,164,390	100.0%	—	共同溝施設として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
広島西飛行場RAG局舎用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	広島県 広島県広島市西区観音新町4丁目	会計法第29条の3第4項	2,758,370	2,758,370	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
小松空港航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	近畿中部防衛局 大阪市中央区大手前4丁目1番76号	会計法第29条の3第4項	1,077,000	1,077,000	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
名古屋飛行場ARTS庁舎用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	1,735,020	1,735,020	100.0%	—	庁舎用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
茜屋山航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	福岡森林管理署 福岡県福岡市早良区百道1丁目16番29号	会計法第29条の3第4項	873,000	873,000	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
三郡山航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	福岡森林管理署 福岡県福岡市早良区百道1丁目16番29号	会計法第29条の3第4項	2,614,800	2,614,800	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
久米島航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,258,560	1,258,560	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
中部国際空港航空保安施設用地賃貸借	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	11,518,167	11,518,167	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
名城航空保安施設用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,386,709	2,386,709	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
稲福中継所用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,814,277	1,814,277	100.0%	—	航空保安施設用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
下地島厚生施設借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,556,000	2,556,000	100.0%	—	厚生施設として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
中部職員宿舎借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,040,000	2,040,000	100.0%	—	職員宿舎として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
広島職員宿舎借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,933,200	1,933,200	100.0%	—	職員宿舎として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
長崎職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,000,000	3,000,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
鹿児島職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,552,000	3,552,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
鹿児島職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
鹿児島職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,626,000	5,626,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,209,200	2,209,200	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
岡山職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	876,000	876,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
岡山職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,044,000	1,044,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
対馬職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
種子島職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,272,000	1,272,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
下地島職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	37,929,600	37,929,600	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
石垣職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	936,000	936,000	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
岩国職員宿舍借上	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,709,833	2,709,833	100.0%	—	職員宿舍として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
熱需給契約	鈴木正則 中部空港事務所 愛知県常滑市セントレア1-1	平成24年4月1日	中部国際空港エネルギー供給(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	24,233,671	24,233,671	100.0%	—	熱等の需給を必要とする施設に冷水及び蒸気を供給できるのは、当該施設の用地を賃貸借している中部国際空港(株)の子会社であり熱供給事業法に基づく事業認可を受けた当該者	①口	(限度額)単価契約
平成24年度関西空港事務所庁舎冷熱・温熱熱需給	長谷川浩 関西空港事務所 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	平成24年4月1日	関西国際空港熱供給(株) 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	38,640,496	38,640,496	100.0%	—	熱等の需給を必要とする施設に冷水及び蒸気を供給できるのは、当該施設の用地を賃貸借している関西国際空港(株)の子会社であり熱供給事業法に基づく事業認可を受けた当該者	①口	(限度額)単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度小名浜港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 時枝俊次郎 塩釜市貞山通3-4-1	平成24年4月1日	福島県 福島県福島市 杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	1,605,115	1,605,115	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	
平成24年度青森港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 時枝俊次郎 塩釜市貞山通3-4-1	平成24年4月1日	青森市 青森県青森市 中央1-22-5	会計法第29条の3第4項	910,706	910,706	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	日本放送協会 横浜放送局 横浜市中区本町1-4	会計法第29条の3第4項	2,055,173	2,055,173	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため	①イ(イ)	
袖ヶ浦浮標基地敷地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	千葉県千葉港湾事務所長 千葉県千葉市 中央区中央港 1-6-1	会計法第29条の3第4項	1,985,920	1,985,920	100.0%	—	千葉県との間で締結している袖ヶ浦浮標基地敷地借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定される	①□	
晴海信号所敷地及びケーブル埋設用地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸 2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,120,560	1,120,560	100.0%	—	東京都東京港管理事務所との間で締結している晴海信号所敷地及びケーブル埋設用地借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定される	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
10号地信号所敷地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,960,308	1,960,308	100.0%	—	東京都東京港管理事務所との間で締結している10号地信号所敷地借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定され	①口	
13号地信号所建物、ケーブル管路用地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	財団法人日本海事科学振興財団 東京都品川区東八潮3番1号	会計法第29条の3第4項	4,743,192	4,743,192	100.0%	—	財団法人日本海事科学振興財団との間で締結している13号地信号所建物、ケーブル管路用地借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定され	①口	
川崎信号所、塩浜信号所敷地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	川崎市 神奈川県川崎市川崎区宮本町1	会計法第29条の3第4項	1,029,756	1,029,756	100.0%	—	川崎市との間で締結している川崎信号所、塩浜信号所敷地借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定されるた	①口	
本牧レーダ局局舎敷地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	横浜市長 神奈川県横浜市中区港町1-1	会計法第29条の3第4項	1,572,612	1,572,612	100.0%	—	横浜市との間で締結している本牧レーダ局局舎敷地借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定されるため。	①口	
新島ロラン局敷地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	新島村 東京都新島村本村1-1-1	会計法第29条の3第4項	13,494,400	13,494,400	100.0%	—	新島村との間で締結している新島ロラン局敷地借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定され	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大井信号所建物、15号地信号所南北棟建物借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,629,780	1,629,780	100.0%	—	東京都との間で締結している大井信号所建物、15号地信号所南北棟建物借上は、当該物件等で行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に	①口	
15号地信号所埋設管路(B-D)借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	2,749,824	2,749,824	100.0%	—	東京都との間で締結している15号地信号所埋設管路(B-D)借上は、当該物件等で行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定されるた	①口	
下田運輸総合庁舎敷地・車庫・救難置場・船艇給電施設敷地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	下田市会計管理者 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号	会計法第29条の3第4項	953,453	953,453	100.0%	—	下田市との間で締結している下田運輸総合庁舎敷地・車庫・救難置場・船艇給電施設敷地借上は、当該物件等で行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定さ	①口	
東京都船艇基地敷地、給電水設備設置敷地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	3,417,324	3,417,324	100.0%	—	東京都東京港管理事務所との間で締結している東京都船艇基地敷地、給電水設備設置敷地借上は、当該物件等で行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定さ	①口	
湘南署庁舎借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月1日	神奈川県藤沢土木事務所 神奈川県藤沢市鵜沼石上2丁目番1号	会計法第29条の3第4項	832,615	832,615	100.0%	—	神奈川県藤沢土木事務所との間で締結している湘南署庁舎借上は、当該物件等で行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定されるた	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
建物借上	支出負担行為担当 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	有限会社ア ペックスプラン ニング 東京都品川区 東五反田2-4-4	会計法第29条の3第4項	960,000	960,000	100.0%	—	有限会社アペックスプランニングとの間で締結している建物借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定されるため。	①口	
静岡県伊東市川名地区 地区宿舎借上	支出負担行為担当 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	有限会社尾崎 住宅販売管理 静岡県伊東市 川奈1214-53	会計法第29条の3第4項	802,800	802,800	100.0%	—	有限会社尾崎住宅販売管理との間で締結している静岡県伊東市川名地区宿舎借上は、場所及び規格が限られており物件が限定されるうえ、転居を伴うことから継続して契約する必要があり場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため。	①口	
静岡県伊東市宇佐美地区 地区宿舎借上	支出負担行為担当 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	—	個人情報保護法により非開示としている者との間で締結している有償借上(建物賃貸・茨城)は、場所及び規格が限られるため物件が限定されており、転居を伴うことから継続して契約する必要があり場所が限定されることにより、供給者が一に特定される	①口	
茨城県ひたちなか市 地区宿舎借上	支出負担行為担当 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	東建コーポ レーション株式 会社 茨城県ひたち なか市笹野町 1-15-41	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	—	東建コーポレーション株式会社との間で締結している茨城県ひたちなか市地区宿舎借上は、場所及び規格が限られており、物件が限定されるうえ、転居を伴うことから継続して契約する必要があり場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるた	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
茨城県阿字ヶ浦地区および大洗地区宿舍借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	東建コーポレーション株式会社 茨城県ひたちなか市笹野町1-15-41	会計法第29条の3第4項	3,432,000	3,432,000	100.0%	—	東建コーポレーション株式会社との間で締結している茨城県阿字ヶ浦地区および大洗地区宿舍借上は、場所及び規格が限られており、物件が限定されるうえ、転居を伴うことから継続して契約する必要があり、場所が限定されることにより、供給者が一に	①□	
建物借上その2	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	東急リバブル株式会社 東京都渋谷区 道玄坂1-9-5	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	—	東急リバブル株式会社との間で締結している建物借上その2は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定されるため。	①□	
伊東MPS事務室借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	伊東マリンタウン(株) 静岡県伊東市 湯川571-19	会計法第29条の3第4項	4,325,340	4,325,340	100.0%	—	伊東マリンタウン(株)との間で締結している伊東MPS事務室借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定されるた	①□	
伊東MPS係留施設借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年4月1日	伊東マリンタウン(株) 静岡県伊東市 湯川571-19	会計法第29条の3第4項	906,150	906,150	100.0%	—	伊東マリンタウン(株)との間で締結している伊東MPS係留施設借上は、当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定される	①□	
NHK放送受信料(前金払)	支出負担行為担当官代理 第六管区海上保安本部次長 広島市南区宇品 海岸3-10-17	平成24年4月1日	日本放送協会 広島県広島市 中区大手町2-11-10	会計法第29条の3第4項	—	1,294,600	—	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
今治海上保安部庁舎借料(前金払)	支出負担行為担当官代理 第六管区海上保安本部次長 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成24年4月1日	今治市 愛媛県今治市別宮町1-4-1	会計法第29条の3第4項	9,852,334	9,852,334	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	
今治海上保安部事務室等借料(前金払)	支出負担行為担当官代理 第六管区海上保安本部次長 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成24年4月1日	越智今治農業協同組合 愛媛県今治市北宝来町1丁目1番地5	会計法第29条の3第4項	3,886,692	3,886,692	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	
小豆島地区宿舍借上(前金払)	支出負担行為担当官代理 第六管区海上保安本部次長 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成24年4月1日	金両株式会社 香川県小豆郡小豆島町馬木甲842-1	会計法第29条の3第4項	3,729,600	3,729,600	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、供給者が一に特定されるため。	①□	
小豆島海上保安署庁舎敷地借料(前金払)	支出負担行為担当官代理 第六管区海上保安本部次長 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成24年4月1日	小豆島町 香川県小豆郡小豆島町池田2100-4	会計法第29条の3第4項	2,049,750	2,049,750	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	
放送受信料	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 新城達郎 鹿児島市東郡元町4-1	平成24年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,342,065	1,342,065	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため。	①イ(イ)	
八代航標庁舎及び浮標置場敷地借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 新城達郎 鹿児島市東郡元町4-1	平成24年4月1日	熊本県八代港管理事務所 熊本県八代市港町249番地	会計法第29条の3第4項	1,518,168	1,518,168	100.0%	—	当該場所で行なうことが不可能であることから、供給者が一に特定される賃貸借契約であり競争を許さないものであるため。	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
古仁屋地区宿舍借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 新城達郎 鹿児島市東郡元町4-1	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,131,200	2,131,200	100.0%	—	建物の賃貸借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	①口	
天草地区宿舍借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 新城達郎 鹿児島市東郡元町4-1	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	—	建物の賃貸借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	①口	
天草地区宿舍借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 新城達郎 鹿児島市東郡元町4-1	平成24年4月1日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,320,000	1,320,000	100.0%	—	建物の賃貸借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	①口	
電気料(JTA)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	日本トランスオーシャン航空(株) 沖縄県那覇市山下町3-24	会計法第29条の3第4項	—	1,535,577	—	—	那覇空港敷地内において電気の供給を行うことができるのが契約の相手方のみであるため。	①二(口)	
慶佐次ロランC局用地借上げ(1)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	東村軍用地等地主会 沖縄県国頭郡東村字慶佐次19	会計法第29条の3第4項	24,685,210	24,685,210	100.0%	—	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するため慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定され	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
慶佐次ロランC局用地借上げ(2)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	慶佐次区長 沖縄県国頭郡東村字慶佐次19	会計法第29条の3第4項	52,326,446	52,326,446	100.0%	—	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され	①口	
無線航行援助施設(ロランC)空中線及び付属施設用地借上げ(1)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	学校法人尚学学園 沖縄県那覇市字国場747	会計法第29条の3第4項	1,626,870	1,626,870	100.0%	—	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され	①口	
無線航行援助施設(ロランC)空中線及び付属施設用地借上げ(2)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	学校法人沖縄大学 沖縄県那覇市字国場555	会計法第29条の3第4項	2,440,306	2,440,306	100.0%	—	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され	①口	
国家公務員宿舎用民間アパート借上げ(クレメントハウス102ほか8戸)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	有限会社ひまわり住宅 沖縄県沖縄市高原7-23-2-102	会計法第29条の3第4項	5,933,268	5,933,268	100.0%	—	平成21年6月に一般公告を行い、9戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
国家公務員宿舎用民間アパート借上げ(テラス久富ほか4戸)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	中部興産株式会社 沖縄県沖繩市仲宗根町24-9	会計法第29条の3第4項	3,134,040	3,134,040	100.0%	—	平成21年3月に一般公告を行い、5戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	①□	
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区1)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	有限会社 フォーラム環 沖縄県石垣市真栄里340-7	会計法第29条の3第4項	4,620,000	4,620,000	100.0%	—	平成23年8月に一般公告を行い、7戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	①□	
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区2)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	住宅情報センター株式会社 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	会計法第29条の3第4項	4,824,000	4,824,000	100.0%	—	平成23年8月に一般公告を行い、7戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	①□	
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区3)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	住宅情報センター株式会社 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	会計法第29条の3第4項	2,904,000	2,904,000	100.0%	—	平成23年8月に一般公告を行い、4戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	①□	
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区4)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋洋 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号	平成24年4月1日	八重山住宅サービス株式会社 沖縄県石垣市字新川2373-25	会計法第29条の3第4項	5,160,000	5,160,000	100.0%	—	平成23年8月に一般公告を行い、7戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
日刊建設工業新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	株式会社日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第4号 日刊建設工業新聞については、唯一(株)日刊建設工業新聞社が販売等を行う	1,945,650	1,945,650	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	①二(二)	
日刊建設産業新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	株式会社日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1-48-9	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第4号 日刊建設産業新聞については、唯一(株)日刊建設産業新聞社が販売等を行う	1,024,800	1,024,800	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	①二(二)	
日刊建設通信新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	株式会社日刊建設通信新聞社 東京都千代田区神田錦町3-13-7名古屋ビル本館	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第4号 日刊建設通信新聞については、唯一(株)日刊建設通信新聞社が販売等を行う	1,517,150	1,517,250	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	①二(二)	
朝日新聞外13件の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第4号 朝日新聞外13件の購入については、納入所である国土交通本省の所在地(千代田区霞が関)において、丸の内新聞事業協同組合が唯一販売等を行っている業者である。よって唯一の相手方である上記組合と随意契	23,333,868	23,333,868	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	①二(二)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
時事ゼネラルニュースの受信	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 時事ゼネラルニュースについては唯一(株)時事通信社が提	6,753,000	6,753,000	100.0%	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(へ)	
衛星放送番組CNNJの映像情報提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	(株)日本ケーブルテレビジョン 東京都渋谷区神宮前1-3-10	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 「CNN」映像情報提供は当社が国内で唯一、エリア内当該映像等配信を行って	3,780,000	3,780,000	100.0%	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(へ)	
官報公告等掲載(単価契約)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 官報は国内で唯一独立行政法人国立印刷局のみが発行	—	735	—	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
公的個人認証サービス失効情報の提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	財団法人自治体衛星通信機構 東京都港区虎ノ門5-12-1	会計法第29条の3第4項	3,500,000	3,500,000	100.0%	—	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条に基づき総務大臣が指定する当該事業者以外からは、情報提供を受けられないため。	①イ(イ)	
定期刊行物(日本海事新聞)の購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	株式会社日本海事新聞社 東京都港区新橋5-19-2	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	—	当該業者が出版元であり、販売している唯一の者であるため。	①二(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
料金後納郵便物等の取扱い	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	郵便事業株式会社銀座支店 東京都中央区銀座8-20-26	会計法第29条の3第4項	15,335,340	15,335,340	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	単価契約
時事ゼネラルニュース情報提供業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	8,442,000	8,442,000	100.0%	—	当該業者1社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(ヘ)	
共同ニュース情報提供業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	一般社団法人共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	会計法第29条の3第4項	11,529,000	11,529,000	100.0%	—	当該業者1社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(ヘ)	
「iJAMP」情報提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	25,200,000	25,200,000	100.0%	—	当該業者1社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(ヘ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度保全業務支援システム運用業務	国土交通省大臣官房官庁営繕部長 澤木英二 千代田区霞が関2-1-2	平成24年4月2日	(一財)建築保全センター 東京都中央区新川1-24-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	20,338,500	19,950,000	98.1%	3	本業務は、官庁施設の保全の実態把握、施設の現況に応じた保全を効率的かつ計画的に推進するため、各省各庁が所管する官庁施設の保全に関する情報をインターネットを通じて蓄積・分析するとともに、その情報提供や管理業務等を支援するための「保全業務支援システム」の運用管理を行うものである。 本システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の取決めをもとに財団法人建築保全センターに委託し開発されたものである。本運用業務についても、同協議会の保全情報システム運用規程第2条第3項にもとづき、同法人と随意契約を結ぶものである。	①イ(ニ)	営繕
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	内田要 土地・建設産業局長 千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	1,791,811	1,791,811	100.0%	2	本業務は国土交通省と都道府県に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータをデータベース化するとともに、当該データベースの運用管理を行うものであり、本システムの管理運営については国土交通省と47都道府県との取り決めにより当該法人を管理運営機関として	①イ(ニ)	
不動産経済FAX-LINE	内田要 土地・建設産業局長 千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	(株)不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-9-1NE OX新宿7F	会計法第29条の3第4項	—	151,200	—	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①ニ(ハ)	
建設業情報管理システムに係る情報提供業務	内田要 土地・建設産業局長 千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11	会計法第29条の3第4項	—	630,000	—	1	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局長 菊川滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号	—	207,147,000	—	3	本法人は、警察・道路管理者両者の持つ道路交通情報を収集し、道路利用者に対し、より正確かつ詳細な情報を迅速に提供することを目的として設立された団体であり、必要となるシステムや全国ネットワークを構築し、各地方整備局、各都道府県、各高速道路会社及び公社等からきめ細かな情報を収集できる情報網を有している唯一の団体であるとともに、電気通信事業法に基づき総務大臣から指定を受けているため。	①二(へ)	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 中田徹 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	111,825	111,825	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため。	①イ(イ)	
平成24年度NACCS(港湾サブシステム)利用	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	輸出入・港湾関連情報処理センター(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町580	会計法第29条の3第4項	—	34,330,871	—	—	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)は、港湾法第50条の2第6項第1号の規定により、国土交通大臣が管理する唯一の電子情報処理組織として指定されている港湾サブシステムを開発・運営する唯一の業者である。	①イ(イ)	
塵芥等回収処理作業	梅原正彦 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成24年4月2日	(有)博東産業 福岡県福岡市東区松田3-10-37	会計法第29条の3第4項	1,353,240	1,353,240	100.0%	—	福岡市との取り決めにより、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、左記相手方が当該施設の所在する地区の唯一の業者であるため。	①イ(ニ)	(限度額)単価契約
AV-DATA購読(オンライン閲覧)	長田太 航空局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月2日	インフォメーション・ハンドリング・サービス・ジャパン(株) 東京都渋谷区	会計法第29条の3第4項	2,400,300	2,400,300	100.0%	—	航空機検査業務を実施するために必要不可欠な特定の情報を唯一提供可能な業者から受けるもののため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
官報公告等掲載	長田太 航空局 東京都千代田区 霞ヶ関2-1-3	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎 ノ門2-2-4	会計法第29条の3第 4項	5,327,280	5,327,280	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	(限度額)単価契約
新聞購読料(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川和廣 茨城県つくば市 旭1番地	平成24年4月2日	(株)朝日新聞 学園都市販売 茨城県つくば 市大曾根 3379-2	会計法第29条の3第 4項及び予算決算及 び会計令102条の4 第3号	1,810,812	1,810,812	100.0%	—	当該供給品は、再販売価格が維持されている物品であり、また当所所在地域において、当該物品を供給する唯一の者であるため。	①ニ(ニ)	単価契約
定期刊行物の購読 (電子ジャーナルの利用)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川和廣 茨城県つくば市 旭1番地	平成24年4月2日	エルゼビア・ ビー・ブイサイ エンス・アンド・ テクノロジー オランダ王国ア ムステルダム 市ラーダーヴェ	会計法第29条の3第 4項及び国の物品等 又は特定役務の調 達手続の特例を定 める政令第13条第1 号	23,884,884	23,884,884	100.0%	—	出版物の著作権など排他的権利を有し、当該サービスを提供できる唯一の者であるため。	①ニ(ニ)	
日刊業界紙公示掲載 業務(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川和廣 茨城県つくば市 旭1番地	平成24年4月2日	(株)日刊建設 工業新聞社 東京都港区東 新橋2丁目2番 10号	会計法第29条の3第 4項及び予算決算及 び会計令102条の4 第3号	4,410,000	4,410,000	100.0%	—	本業務の実施にあたっては、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において、1業務名、業務内容及び履行期限2担当部局3説明書の交付期間、場所及び方法4参加表明書の受領期限を日刊業界紙に掲載する規定があり、さらに、当該日刊業界紙は、1日刊建設工業新聞2日刊建設通信新聞3日刊建設産業新聞とする規定があり、それらの規定に基づいて実施するものである。	①ニ(ニ)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
日刊業界紙公示掲載業務(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川和廣 茨城県つくば市旭1番地	平成24年4月2日	(株)日刊建設産業新聞社 東京都板橋区東板橋1丁目48番9号	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号	4,410,000	4,410,000	100.0%	—	本業務の実施にあたっては、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において、1業務名、業務内容及び履行期限2担当部局3説明書の交付期間、場所及び方法4参加表明書の受領期限を日刊業界紙に掲載する規定があり、さらに、当該日刊業界紙は、1日刊建設工業新聞2日刊建設通信新聞3日刊建設産業新聞とする規定があり、それらの規定に基づいて実施するものである。	①二(二)	単価契約
日刊業界紙公示掲載業務(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川和廣 茨城県つくば市旭1番地	平成24年4月2日	(株)日刊建設通信新聞社 東京都千代田区神田錦町3-13-7	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号	4,410,000	4,410,000	100.0%	—	本業務の実施にあたっては、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において、1業務名、業務内容及び履行期限2担当部局3説明書の交付期間、場所及び方法4参加表明書の受領期限を日刊業界紙に掲載する規定があり、さらに、当該日刊業界紙は、1日刊建設工業新聞2日刊建設通信新聞3日刊建設産業新聞とする規定があり、それらの規定に基づいて実施するものである。	①二(二)	単価契約
JDream特約サービス提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川和廣 茨城県つくば市旭1番地	平成24年4月2日	(独)科学技術振興機構 東京都千代田区四番町5番地3	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号	1,543,500	1,543,500	100.0%	—	業務を遂行するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが唯一可能な者から提供を受ける業務に該当するものであるため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
行政情報提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川和廣 茨城県つくば市旭1番地	平成24年4月2日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号	1,764,000	1,764,000	100.0%	—	業務を遂行するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが唯一可能な者から提供を受ける業務に該当するものであるため。	①ニ(ハ)	
資料自動検索機設備システム(空中写真フィルム)の保守	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年4月2日	(株)ダイフク 大阪府大阪市西淀川区御幣島3-2-11	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	4,216,800	4,216,800	100.0%	—	本システムは当院用にプログラムを開発、製造したものであり、著作権及び著作者人格権の同一性保持権を有するとともに行使している	①ニ(ハ)	
ソフトウェア(三次元数値図化システム「図化名人GE」(航空写真版)、「図化名人SA」(衛星画像版)の保守	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年4月2日	アジア航測(株) 東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,217,600	2,217,600	100.0%	—	本ソフトウェアを開発、販売保守を実施し、システムに含まれているプログラムに関して著作者人格権の同一性保持権を有するとともに行使	①ニ(ハ)	
GPS連続観測システムソフトウェア(電子基準点管理制御ソフトウェア等)の保守	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年4月2日	日立造船(株) 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	47,246,535	44,100,000	93.3%	—	本システムを開発、運用し、システムに含まれているプログラムに関して著作権及び著作者人格権の同一性保持権を有するとともに行使して	①ニ(ハ)	
津花川・流川排水機場管理業務委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局高瀬川河川事務所長 寺谷正道 青森県八戸市石堂三丁目7番10	平成24年4月2日	津花川・流川排水機場管理組合 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-478	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	1,375,500	—	—	昭和48年5月17日付け建設省河川局水政課長・治水課長名通知に基づき、当該排水機場を管理組合に委託しているため	①イ(イ)	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 宮城県仙台市青葉区二丁目9-15	平成24年4月2日	日本放送協会 仙台放送局 宮城県仙台市青葉区錦町1-11-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	6,627,703	—	—	「放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため」	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	日本郵便(株) 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	27,539,970	—	—	「郵便法第2条に基づく日本郵便(株)に対する郵便料の支払いのため」	①イ(イ)	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	1,662,284	—	2	本業務は国土交通省と都道府県に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータをデータベース化するとともに、当該データベースの運用管理を行うものであり、本システムの管理運営については国土交通省と47都道府県との取り決めにより当該法人を管理運営機関として	①イ(ニ)	
能代管内埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局能代河川国道事務所長 木我茂 秋田県能代市臈淵字一本柳97-1	平成24年4月2日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	155,992,520	—	—	本発掘調査は文化財保護法95条により実施するものであるが、発掘調査の実施は県に委託することとされているため。(建設省道一発第93号(昭和46年11月1日))	①イ(ニ)	
桧山川運河浄化施設管理委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局能代河川国道事務所長 木我茂 秋田県能代市臈淵字一本柳97-1	平成24年4月2日	能代市長 秋田県能代市上町1-3	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	2,677,500	—	—	覚書に基づく協議委託によるため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
営繕積算システムRIBC賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(一財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	1,521,975	—	—	営繕積算システムRIBC2は、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向を基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出をすることが出来る唯一のシステムである。また、営繕積算システムRIBC2の賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているところであることから、(財)建築コスト管理システム研究所と随意契約を行うものである。	①イ(二)	
公示新聞掲載単価契約(日刊建設産業新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(株)日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1丁目48番9号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	15,750	15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいないため。	①ニ(二)	単価契約
公示新聞掲載単価契約(日刊建設工業新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2丁目2番10号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	15,750	15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいないため。	①ニ(二)	単価契約
公示新聞掲載単価契約(建設通信新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(株)日刊建設通信新聞社東北支社 宮城県仙台市青葉区二日町3番10号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	15,750	15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいないため。	①ニ(二)	単価契約
新聞(日刊建設工業新聞)購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(株)日刊建設工業新聞社東北支社 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	1,713,600	1,713,600	100.0%	—	当該契約相手方以外には、販売を行っている者がいないため。	①ニ(二)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
iJAMP情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(株)時事通信社仙台支社 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	4,410,000	—	—	他に当該情報を提供できる業者がいないため。	①二(へ)	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	2,835,000	—	4	他に当該情報を提供できる業者がいないため。	①二(へ)	
建設業情報管理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11番24号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	2,004,770	—	—	他に当該情報を提供できる業者がいないため。	①二(へ)	
公共用地情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	(財)公共用地補償機構 東京都文京区音羽2丁目2番2号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	52,500	—	—	国、地方公共団体及び公団等の事例を全国的に網羅し、検索が可能なシステムは、当該業者が運営している事例検索システムのみであるため。	①二(へ)	
ケーブルテレビ利用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局三陸国道事務所 工藤栄吉 岩手県宮古市藤の川4-1	平成24年4月2日	三陸ブロードネット(株) 岩手県釜石市大町1-2-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	50,400	50,400	100.0%	—	釜石維持出張所の所在する釜石市平田地内は地形上の問題から電波受信ができない状況である。 上記状況を解消するためにはケーブルテレビを利用するほかにない	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
立根みなみテレビ共同受信施設組合費	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 三陸国道事務所 工藤栄吉 岩手県宮古市藤の川4-1	平成24年4月2日	立根みなみテレビ共同受信組合 岩手県大船渡市立根町字堀之内50	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	3,600	3,600	100.0%	—	大船渡維持出張所の所在する大船渡市立根町地内は地形上の問題から電波受信ができない状況である。 上記状況を解消するためには当該地域の共同受信施設を利用するしがなく、当該業者と契約するもの	①ニ(へ)	
災害対策用機械統合システム情報通信料	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 東北技術事務所 長 赤川正一 多賀城市桜木3-6-1	平成24年4月2日	(株)デンソーセールス東北支社 仙台市宮城野区苦竹2-6-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	3,252,850	—	—	本業務に対応できる唯一の業者であるため。	①ニ(へ)	単価契約
建物賃貸借	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	1,296,000	—	—	宿舍用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①ロ	
建物賃貸借	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	942,000	—	—	宿舍用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①ロ	
建物賃貸借料(宮ノ前第二宿舍)	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 能代河川国道事務所 長 木我茂 秋田県能代市臈淵字一本柳97-1	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	1,860,000	—	—	宿舍用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備 考
建物賃貸借料(鳥小屋第三宿舎)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 能代河川国道事務所 事務所長 木我茂 秋田県能代市 鮎字一本柳97-1	平成24年4月2日	(株)秋田電子 計算センター 秋田県秋田市 泉中央3-13-23	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	882,000	—	—	宿舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
建物賃貸借料(出戸本町宿舎)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 能代河川国道事務所 事務所長 木我茂 秋田県能代市 鮎字一本柳97-1	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	804,000	—	—	宿舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号 本業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通本省並びに各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(11機関)及び全国47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、きわめて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的知識を有する相当数の人員が確保できる相手と契約しなければならない。また、全ての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理運営については、国土交通省(当時建設省)と47	1,784,076	1,784,076	100.0%	2	本業務は国土交通省と都道府県に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータをデータベース化するとともに、当該データベースの運用管理を行うものであり、本システムの管理運営については国土交通省と47都道府県との取り決めにより上記法人を管理運営機関として特定しているため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
日刊建設通信新聞購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	(株)日刊建設通信新聞社北関東支局 さいたま市中央区上落合9-13-6	会計法第29条の3第4項予令第102条の4第3号 本件は、新聞を購入するものであるが、各新聞の価格は決まっていて競争を許さないものであるため、当方所在地における当該新聞の販売を担当する契約の相手方と随意契約をすることとし	1,927,800	1,927,800	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	①二(二)	
日刊建設工業新聞購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	(株)日刊建設工業新聞社 港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項予令第102条の4第3号 本件は、新聞を購入するものであるが、各新聞の価格は決まっていて競争を許さないものであるため、当方所在地における当該新聞の販売を担当する契約の相手方と随意契約をすることとし	2,463,300	2,463,300	100.0%	—	当該業者一社のみが販売等をしているため。	①二(二)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度企業情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区三番町3番地麴町スクエア	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 入札及び契約の適正化を図り、不正行為等を行う不良不適格業者を排除するためには、建設業者の財務や経営等の客観的な企業情報及び技術者情報を得ることが不可欠である。本業務は、発注者の入札参加資格確認作業の厳正化を図るとともに工事現場における監理技術者等の適正な配置を徹底するため、建設業者の許可情報、経営事項審査結果情報、監理技術者情報等の企業情報をデータベース化したものである「発注者支援データベースシステム」から、上記の情報提供を受けるものである。上記法人は、建設業法第27条の19第1項の規定に基づく唯一の指定資格者証交付機関であり、建設工事の適正な施工を確保し、技術者の専任制をより有効に担保するため、監理技術者資格者証の交付等に関する事業を行っており、「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」との中央建設業審議会の建議を受け、平成8年度からは「発注者支援データベースシステム」を開発運用管理している。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)により「企業選定の	—	2,835,000	—	4	他に当該情報を提供できる業者がいないため	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「i-JAMP」情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	平成24年4月2日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、常日頃からの情報収集活動は非常に大きな役割を担っている。 選定業者が有している情報提供内容は、インターネットを利用して、各省大臣会見及び首長会見などの会見速報をはじめとする中央官庁地方自治体の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治社会ニュース、災害情報など他のメディアにはない情報を有しており、その提供も迅速である。また、当該情報提供内容が体系別に整理され、検索もし易くなっているため瞬時の検索に適しており、特に行政、経済情報等必要な専門情報を24時間リアルタイムで入手することができるサービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社と随意契約を締結するものである。	—	11,592,000	—	—	行政目的を達成するために必要な財政、経済情報等の専門情報を24時間リアルタイムで情報提供することが可能な者が当該社のみであるため	①二(へ)	
平成24年度東京国道共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であるとともに、共同溝の管理監視に関する研究技術開発、監視システムの設計建設管理等、共同溝保全に関する巡視点検維持管理等を目的として設立された唯一の会社であるため。	—	934,500,000	—	—	業務を遂行するための要件を備えた唯一の契約対象機関であるため。	①二(へ)	
平成24年度横浜国道共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であるとともに、共同溝の管理監視に関する研究技術開発、監視システムの設計建設管理等、共同溝保全に関する巡視点検維持管理等を目的として設立された唯一の会社であるため。	—	270,900,000	—	—	業務を遂行するための要件を備えた唯一の契約対象機関であるため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度千葉国道共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号 日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であるとともに、共同溝の管理監視に関する研究技術開発、監視システムの設計建設管理等、共同溝保全に関する巡視点検維持管理等を目的として設立された唯一の会社であるため。	—	81,900,000	—	—	業務を遂行するための要件を備えた唯一の契約対象機関であるため。	①ニ(ハ)	
平成24年度相武国道共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号 日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であるとともに、共同溝の管理監視に関する研究技術開発、監視システムの設計建設管理等、共同溝保全に関する巡視点検維持管理等を目的として設立された唯一の会社であるため。	—	49,350,000	—	—	業務を遂行するための要件を備えた唯一の契約対象機関であるため。	①ニ(ハ)	
平成24年度大宮国道共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号	会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号 日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であるとともに、共同溝の管理監視に関する研究技術開発、監視システムの設計建設管理等、共同溝保全に関する巡視点検維持管理等を目的として設立された唯一の会社であるため。	—	16,800,000	—	—	業務を遂行するための要件を備えた唯一の契約対象機関であるため。	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
建設業情報管理システム電算処理業務(単価契約)	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 1. 建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、1建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する2建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うこと等を目的として行うものであるが、国及び都道府県においては、上記業務を行うためのシステムを自ら所有していないことから、外部の法人等が所有する「上記を可能とするシステム」を利用せざるを得ない。 2. 現時点では、1(一財)建設業情報管理センターが開発所有する建設業情報管理システム以外には、本業務に利用可能なシステムが存在しておらず、2また、本業務については、上記1. のとおり、すべての許可行政庁が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省と47都道府県との間における取り決めにおいて、本業務については上記財団法人が所有するシステムを活用して審査事務と情報管理の〇〇化を行うこととしていること	52,500	52,500	100.0%	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(へ)	単価契約 予定 調達 総額 10,116,000

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
千葉市域道路占用物件情報管理業務24H2	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 千葉国道事務所長 遠藤和重 千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1	平成24年4月2日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 「道路管理システム」のデータベース著作権を唯一有する法人のため	—	6,421,800	—	—	本業務は、「道路管理システム」を利用して千葉県道事務所管内の内、千葉市域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。道路管理システムは、電信電話、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公益物件が輻輳して収容されている大都市において道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都23区、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムである。このため関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであって、直轄国道が単独で運営が可能なシステムではない。(財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行いGIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。	①二(ハ)	
官報掲載料	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項予算令第102条の4第3号 内閣府が、「官報及び法令全書に関する内閣府令」に規定する官報の編集、印刷等を独立行政法人国立印刷局に委託していることから、独立行政法人国立印刷局は、官報掲載ができる唯一の機関であるため。	—	139,375	—	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許さないため	①ハ	単価 契約 予定 調達 総額 1,672, 500

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度清掃業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所長 小田原雄一 東京都世田谷区用賀4-5-16TEビル7階	平成24年4月2日	テルヤ電機(株) 東京都大田区東蒲田2-30-18	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、東京外かく環状国道事務所内の快適な職場環境を維持するため、日常及び定期的な清掃の契約をするものである。現在、当事務所はテルヤ電機(株)の管理する建物に入居しており、当建物の管理規則により管理人にて実施することとなり、本件を行えるのは左記業者以外にはない。以上の理由から左記業者と随意契約を行うものである。	—	2,100,281	—	—	現在、当事務所はテルヤ電機(株)の管理する建物に入居しており、当建物の管理規則により管理人にて実施することとなり、本件を行えるのは左記業者以外にはない。	①ロ	
西川排水機場及び鳥屋野潟排水機場操作業務	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所長 日下部隆昭 新潟市中央区文京町14-13	平成24年4月2日	新潟市 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1	会計法第29条の3第4項	1,696,333	1,696,333	100.0%	—	本業務は、新潟市内の一級河川信濃川直轄管理区間に存する河川管理施設の西川排水機場及び鳥屋野潟排水機場について、信濃川の洪水時において排水ポンプ運転及びゲートの開閉操作を行うものである。本機場の操作は、信濃川洪水時の左支川西川の逆流及び鳥屋野潟の氾濫を防止することを目的として実施するものであるため、出水時においては其の緊急性から迅速且つ的確な行動・判断を有している必要がある。上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務としている地元自治体で、当該地域の地域特性を熟知しており施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されている。契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規定を根拠法令とし、本業務を新潟市に委託するものである。契約にあたっては、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予算令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
覚路津水門他操作業務	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所長 日下部隆昭 新潟市中央区文京町14-13	平成24年4月2日	新潟市 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1	会計法第29条の3第4項	1,102,163	1,102,163	100.0%	—	本業務は、新潟市内の一級河川信濃川直轄管理区間に存する河川管理施設の覚路津水門、山田川樋管、子成場雨水排水樋管、小須戸雨水排水樋管、水田第1雨水排水樋管及び、水田第2雨水排水樋管について、信濃川の洪水時においてゲートの開閉操作を行うものである。本水門、樋管、樋門の操作は、信濃川洪水時に右支川覚路津大通川、右支川山田川及び雨水排水路への逆流を防止することを目的として実施するものであり、公共的、地域防災的なものであるため、出水時においては其の緊急性から迅速且つ的確な行動・判断を有している必要がある。上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務としている地元自治体で、当該地域の地域特性を熟知しており施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されている。契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規定を根拠法令とし、本業務を新潟市に委託するものである。契約にあたっては、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の3第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
柳場第1雨水排水樋門他操作業務	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所長 日下部隆昭 新潟市中央区文京町14-13	平成24年4月2日	三条市 新潟県三条市 旭町2-3-	会計法第29条の3第4項	1,947,925	1,947,925	100.0%	—	本業務は、三条市内の一級河川信濃川直轄管理区間に存する河川管理施設の柳場第1雨水排水樋門、柳場第2雨水排水樋門、三貫地雨水排水樋門、須頃雨水排水樋門、六ノ町雨水排水樋門、大島第1雨水排水樋門、大島第2雨水排水樋門、大島第3雨水排水樋門、栗林雨水排水樋門、貝喰川樋門及び、中之島川排水樋門について、信濃川の洪水時においてゲートの開閉操作を行うものである。本樋門の操作は、信濃川洪水時に雨水排水路、右支川貝喰川及び右支川旧中之島川への逆流を防止することを目的として実施するものであり、公共的、地域防災的なものであるため、出水時においてはその緊急性から迅速且つ的確な行動・判断を有している必要がある。上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務としている地元自治体で、当該地域の地域特性を熟知しており施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されている。契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規定を根拠法令とし、本業務を三条市に委託するものである。契約にあたっては、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
胡桃山排水機場操作業務委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所長 田部成幸 新潟市秋葉区南町14-28	平成24年4月2日	新潟市 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1	会計法第29条の3第4項	1,339,537	1,339,537	100.0%	—	随意契約理由書のとおり本業務は、新潟市北区内の一級河川阿賀野川大臣管理区間に存する河川管理施設の胡桃山排水機場について、阿賀野川右支川新井郷川の洪水時において排水ポンプ運転及び樋門ゲートの開閉操作を行うものである。本施設の操作は、新井郷川の洪水時における被害を軽減することを目的として実施するものであり、公共的、地域防災的なものであるため、出水時においてはその緊急性から迅速且つ的確な行動・判断を有している必要がある。新潟市は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務としている地元自治体であり、当該地域の地域特性を熟知しており、施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されているため、河川法第99条の規定を根拠法令とし、本業務を新潟市に委託するものとする。以上により会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により新潟市長と随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	
平成24年度時事行政情報提供業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成24年4月2日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	3,528,000	3,528,000	100.0%	—	国土交通省北陸地方整備局では、時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、中央官庁・地方自治体の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、中央官庁等の人事等の情報の提供を受ける必要がある。(株)時事通信社の「iJAMP」は上記情報の他、行政情報など内容が充実しており、三役会見の速報や官庁速報など、他のメディアには無い情報を有している。これら全ての情報WEBシステムで提供するサービスは、(株)時事通信社のiJAMPのみであるため、同社を選定するものである。	①ニ(ハ)	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成24年4月2日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3翹町スクエア	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	公共工事の発注機関が必要とする情報として提供する企業情報(発注者支援データベース)を開発、運用、管理している唯一の機関であるため、当該業者と随意契約を締結するものである。	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
官報公告等掲載契約	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	735	735	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	年間 予定 調達 額 4,603, 305円
三条国道出張所建物賃貸契約	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岡国道事務所長 渡部長務 長岡市中沢4-430-1	平成24年4月2日	川口商事(株) 新潟県三条市東三条1丁目5番1号	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	—	本契約は、長岡国道事務所が三条国道出張所として使用する建物の賃貸借を行うものである。本件は、旧三条国道出張所庁舎の老朽化により大規模改修が必要になったため、平成10年3月より現在の建物を借り上げ、庁舎として使用しているものである。三条国道出張所は国道289号の三条市塩野淵～福島県只見町に至る通称、八十里越区間の改築工事の施工管理及び関係機関との調整を担当しており、平成23年度も引き続き県境の9号トンネル、8号橋梁等の工事を推進する予定である。賃貸借建物は施工現場にも近いことから、平成23年度も三条国道出張所庁舎とし	①ロ	
建物賃貸借契約(ふち・ふあーすと)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 金沢河川国道事務所長 有野充朗 金沢市西念4-23-5	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,320,000	1,320,000	100.0%	—	本件は、金沢市内から勤務地への通勤が困難であり、借上宿舎として契約したものである。本年度も宿舎として必要なため、上記相手方と継続して随意契約を行うものである。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区 神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	6,687,635	6,687,635	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため。	①イ(イ)	
平成24年度木曾川下流海津地区し尿引抜作業	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局長 木曾川下流河川事務所長 清水晃 桑名市大字福島465	平成24年4月2日	(株)日本環境管理センター 岐阜県海津市 平田町三郷493	会計法第29条の3第4項	1,177,400	1,177,400	100.0%	—	津市において、浄化槽法に基づき浄化槽清掃業の許可を受けているのは(株)日本環境管理センターだけであるため。	①イ(ニ)	
新聞購読料その1	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	(有)石垣新聞舗 名古屋市中区 錦3-4-19	会計法第29条の3第4項	2,469,912	2,469,912	100.0%	—	再販価格が維持されている出版元であるため。	①ニ(ニ)	
法規類集追録購読料その1	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	(株)ぎょうせい 東京都江東区 新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	3,537,800	3,537,800	100.0%	—	再販価格が維持されている出版元であるため。	①ニ(ニ)	
後納郵便料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区 霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	3,455,840	3,455,840	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所 長 福島眞司 岐阜市茜部本郷 1-36-1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区 霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	1,433,950	1,433,950	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所 長 岩崎信義 名古屋市瑞穂区 鍵田町2-30	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区 霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	1,504,600	1,504,600	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 森本輝 津市広明町297	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区 霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	2,107,995	2,107,995	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎門3-8-21	会計法第29条の3第4項	1,721,340	1,721,340	100.0%	—	本業務については、全免許行政庁において「宅地建物取引業免許事務等処理システムに関する取決書」を締結し、財団法人不動産適正取引推進機構(以下「機構」という。)を唯一の「管理・運営機関」として位置づけ、機構が宅地建物取引業免許事務等処理システム(以下「本システム」という。)の開発・改良・運営・管理を行ってきたところである。全ての免許行政庁が本システムを使用することにより、1宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等を防止する、2宅地建物取引業者の免許情報等を免許行政庁間で共有し、免許審査及び指導監督業務の適正化を図る、3国土交通大臣が免許した業者等について、宅地建物取引業法に基づく閲覧に供する情報を提供することができ、宅地建物取引業の免許事務等の厳正化、迅速化、行政サービスの向上に資することができる。このため、全ての免許行政庁が同一のシステムを使用する必要があり、一の免許行政庁が欠けてもこれらの目的は達成することが出来ない。	①二(へ)	
平成24年度道路占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局長 名古屋国道事務所長 岩崎信義 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	平成24年4月2日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	5,958,750	5,958,750	100.0%	—	本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路占用物件の管理または道路工事調整の事務等を実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道等)の占用物件等の情報提供を受けるものである。多種多様の公益占用物件が輻湊して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみである。これは、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであって、当局が単独で運営可能なシ	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
ガス料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	東邦瓦斯(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項	6,804,971	6,804,971	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電話料その1	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	2,359,536	2,359,536	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
水道料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	名古屋市上下水道局長 名古屋市中区三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項	5,543,576	5,543,576	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
専用回線使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	中部テレコミュニケーション(株) 名古屋市中区栄2-2-5	会計法第29条の3第4項	1,360,800	1,360,800	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電話料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	3,501,454	3,501,454	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
携帯電話料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	55,382,309	55,382,309	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
回線使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	KDDI(株) 東京都新宿区 西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	1,330,930	1,330,930	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
回線使用料その1	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティ コミュニケー ションズ(株) 東京都千代田 区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	3,301,024	3,301,024	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
衛星回線使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	(株)モバイルメ ディアネット 横浜市港北区 新横浜3-6-12	会計法第29条の3第4項	4,189,853	4,189,853	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道 事務所長 伊藤仁志 多治見市小田町 4-8-6	平成24年4月2日	ソフトバンクテ レコム(株) 東京都江東区 新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	1,456,088	1,456,088	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道 事務所長 伊藤仁志 多治見市小田町 4-8-6	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市中区 東新町1	会計法第29条の3第4項	47,241,432	47,241,432	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
水道料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所長 伊藤仁志 多治見市小田町4-8-6	平成24年4月2日	土岐市長 土岐市上平町1-1	会計法第29条の3第4項	1,019,982	1,019,982	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 浅野和広 岐阜市忠節町5-	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	1,227,479	1,227,479	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 浅野和広 岐阜市忠節町5-	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	75,299,742	75,299,742	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 浅野和広 岐阜市忠節町5-	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	1,340,730	1,340,730	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料(ソフトバンク)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 浅野和広 岐阜市忠節町5-	平成24年4月2日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	2,265,881	2,265,881	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料金	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 越美山系砂防事務所長 佐藤保之 岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	1,871,605	1,871,605	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島眞司 岐阜市茜部本郷 1-36-1	平成24年4月2日	北陸電力(株) 富山県富山市 牛島町15-1	会計法第29条の3第4項	4,124,003	4,124,003	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島眞司 岐阜市茜部本郷 1-36-1	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	98,212,425	98,212,425	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電話回線専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島眞司 岐阜市茜部本郷 1-36-1	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	1,604,206	1,604,206	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島眞司 岐阜市茜部本郷 1-36-1	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	2,050,214	2,050,214	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所 長 廣松新 高山市上岡本町 7-425	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティ コミュニケー ションズ(株) 東京都千代田 区幸町1-1-6	会計法第29条の3第 4項	2,393,986	2,393,986	100.0%	—	供給することが可能な 業者が一である。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所 長 廣松新 高山市上岡本町 7-425	平成24年4月2日	西日本電信電 話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	6,933,386	6,933,386	100.0%	—	供給することが可能な 業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所 長 廣松新 高山市上岡本町 7-425	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第 4項	46,743,151	46,743,151	100.0%	—	供給することが可能な 業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所 長 廣松新 高山市上岡本町 7-425	平成24年4月2日	北陸電力(株) 富山県富山市 牛島町15-1	会計法第29条の3第 4項	14,309,506	14,309,506	100.0%	—	供給することが可能な 業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 新丸山ダム工事 事務所長 安藤元治 岐阜県加茂郡八 百津町八百津 3351	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第 4項	2,238,752	2,238,752	100.0%	—	供給することが可能な 業者が一である。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡河川事務所 所長 井口康行 静岡市葵区田町 3-108	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第 4項	13,411,803	13,411,803	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
専用回線使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡河川事務所 所長 井口康行 静岡市葵区田町 3-108	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	3,089,993	3,089,993	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡河川事務所 所長 井口康行 静岡市葵区田町 3-108	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	2,329,763	2,329,763	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡国道事務所 所長 西村徹 静岡市葵区南安 倍2-8-1	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第 4項	9,230,494	9,230,494	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡国道事務所 所長 西村徹 静岡市葵区南安 倍2-8-1	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第 4項	63,483,135	63,483,135	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備 考
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡国道事務所長 西村徹 静岡市葵区南安倍2-8-1	平成24年4月2日	東京電力(株) 千代田区内幸町1-1-3	会計法第29条の3第4項	49,265,433	49,265,433	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 大儀健一 沼津市下香貫外原3244-2	平成24年4月2日	東京電力(株) 千代田区内幸町1-1-3	会計法第29条の3第4項	23,890,617	23,890,617	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
専用回線使用料その2	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 大儀健一 沼津市下香貫外原3244-2	平成24年4月2日	(株)TOKAIコミュニケーションズ 静岡市葵区常磐町2-6-8	会計法第29条の3第4項	1,552,320	1,552,320	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
専用回線使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 大儀健一 沼津市下香貫外原3244-2	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	1,666,453	1,666,453	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
インターネット使用料その2	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 大儀健一 沼津市下香貫外原3244-2	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	1,103,597	1,103,597	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料外1件	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 大儀健一 沼津市下香貫外原3244-2	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	3,258,397	3,258,397	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長 天野邦彦 浜松市中区名塚町266	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	4,346,971	4,346,971	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長 天野邦彦 浜松市中区名塚町266	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	5,090,964	5,090,964	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長 天野邦彦 浜松市中区名塚町266	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	86,928,695	86,928,695	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料KDDI	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長 天野邦彦 浜松市中区名塚町266	平成24年4月2日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	1,152,104	1,152,104	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料(ADSL専用線)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長 天野邦彦 浜松市中区名塚町266	平成24年4月2日	(株)TOKAIコムニケーションズ 静岡市葵区常磐町2-6-8	会計法第29条の3第4項	1,552,320	1,552,320	100.0%	-	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 庄内川河川事務所長 宮本健也 名古屋市北区福德町5-52	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	13,826,914	13,826,914	100.0%	-	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 庄内川河川事務所長 宮本健也 名古屋市北区福德町5-52	平成24年4月2日	ソフトバンクテレコムパートナーズ(株) 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項	1,711,910	1,711,910	100.0%	-	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 守安邦弘 豊橋市中野町字平西1-6	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	8,329,097	8,329,097	100.0%	-	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 守安邦弘 豊橋市中野町字平西1-6	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	6,984,355	6,984,355	100.0%	-	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所 岩崎信義 名古屋市瑞穂区 鍵田町2-30	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	2,391,327	2,391,327	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所 岩崎信義 名古屋市瑞穂区 鍵田町2-30	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	6,153,151	6,153,151	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所 岩崎信義 名古屋市瑞穂区 鍵田町2-30	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	288,932,783	288,932,783	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所 岩崎信義 名古屋市瑞穂区 鍵田町2-30	平成24年4月2日	名古屋市上下水道局長 名古屋市中区 三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項	2,844,441	2,844,441	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所 岩崎信義 名古屋市瑞穂区 鍵田町2-30	平成24年4月2日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区 新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	1,138,847	1,138,847	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 愛知国道事務所 長 高松信治 名古屋市千種区 池下町2-62	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	7,695,518	7,695,518	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 愛知国道事務所 長 高松信治 名古屋市千種区 池下町2-62	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	13,850,034	13,850,034	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名四国道事務所 長 田中隆司 名古屋市瑞穂区 神穂町5-3	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	2,703,465	2,703,465	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電話専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名四国道事務所 長 田中隆司 名古屋市瑞穂区 神穂町5-3	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	4,026,334	4,026,334	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電話料その2	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名四国道事務所 長 田中隆司 名古屋市瑞穂区 神穂町5-3	平成24年4月2日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区 新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	1,357,021	1,357,021	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所長 舟橋弥生 新城市杉山字大東57	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	3,259,682	3,259,682	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所長 森本輝 津市広明町297	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	4,525,980	4,525,980	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所長 森本輝 津市広明町297	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	3,799,771	3,799,771	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所長 森本輝 津市広明町297	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	110,024,848	110,024,848	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所長 森本輝 津市広明町297	平成24年4月2日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区 新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	1,270,390	1,270,390	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 清水晃 桑名市大字福島465	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	31,099,096	31,099,096	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 清水晃 桑名市大字福島465	平成24年4月2日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	1,285,422	1,285,422	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
水道料(公園)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 清水晃 桑名市大字福島465	平成24年4月2日	海津市 海津市平田町今尾557	会計法第29条の3第4項	5,626,036	5,626,036	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所長 松居茂久 松阪市鎌田町144-6	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	58,814,606	58,814,606	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所長 松居茂久 松阪市鎌田町144-6	平成24年4月2日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	9,282,050	9,282,050	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所 長 松居茂久 松阪市鎌田町 144-6	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	2,944,806	2,944,806	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 北勢国道事務所 長 濱地仁 四日市市南富田 町4-6	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	25,558,286	25,558,286	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 北勢国道事務所 長 濱地仁 四日市市南富田 町4-6	平成24年4月2日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区 新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	1,820,606	1,820,606	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川上流河川 事務所長 蒲原潤一 駒ヶ根市上穂南 7-10	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	19,386,784	19,386,784	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川上流河川 事務所長 蒲原潤一 駒ヶ根市上穂南 7-10	平成24年4月2日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区 西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項	2,633,374	2,633,374	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所 長 花木道治 飯田市東栄町 3350	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	51,149,250	51,149,250	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話線専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所 長 花木道治 飯田市東栄町 3350	平成24年4月2日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区 西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項	13,246,126	13,246,126	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所 長 花木道治 飯田市東栄町 3350	平成24年4月2日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区 西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項	2,755,932	2,755,932	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所 長 花木道治 飯田市東栄町 3350	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティ コミュニケー ションズ(株) 東京都千代田 区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	1,770,337	1,770,337	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三峰川総合開発 工事事務所長 鈴木昭二 伊那市長谷溝口 1527	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区 東新町1	会計法第29条の3第4項	4,221,824	4,221,824	100.0%	—	供給することが可能な業者がーである。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当 天竜川ダム統合管理事務所長 高木優 伊那市長谷非持345	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	12,152,969	12,152,969	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局丸山ダム管理所長 川本正和 岐阜県加茂郡八百津町八百津1422-5	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	3,530,040	3,530,040	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局蓮ダム管理所長 古谷健蔵 松阪市飯高町森1810-11	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	3,444,743	3,444,743	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局長島ダム管理所長 北原修 静岡県榛原郡川根本町犬間541-	平成24年4月2日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	4,040,976	4,040,976	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当 中部地方整備局中部技術事務所長 三浦盛男 名古屋市東区大幸南1-1-15	平成24年4月2日	名古屋市上下水道局長 名古屋市中区三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項	1,249,729	1,249,729	100.0%	—	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度官報公告料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	13,575,450	13,575,450	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
建物等賃貸借	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	6,153,420	6,153,420	100.0%	—	代替性がないため。	①ロ	
行政財産使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月2日	愛知県 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	8,637,636	8,637,636	100.0%	—	代替性がないため。	①ロ	
平成24年度九頭竜ダム共同施設維持管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成24年4月2日	電源開発(株) 水力発電部 大阪府大阪市北区中之島6-2-27	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,003,800	1,003,800	100.0%	—	相手方と河川法に基づくダムの具体的な管理方法を定めた協定を締結し、維持管理業務を委託しているため	①イ(イ)	
平成24年度真名川ダム表層取水設備管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成24年4月2日	北陸電力(株) 福井支店大野電力部 福井県大野市中挾2-711	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	823,242	823,242	100.0%	—	相手方と河川法に基づくダムの具体的な管理方法を定めた協定を締結し、維持管理業務を委託しているため	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度天辻分水施設の維持操作等業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 紀の川ダム統合 管理事務所長 牟禮輝久 奈良県五條市三 在町1681	平成24年4月2日	電源開発(株) 水力・送変電 部西日本支店 大阪府大阪市 北区中之島6- 2-27	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	46,620,000	—	—	相手方と河川法に基づ くダムの具体的な管理 方法を定めた協定を締 結し、維持管理業務を 委託しているため	①イ(イ)	
平成24年度宅地建物取引業免許事務電算処理等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局 上総周平 大阪市中央区大 手前1-5-44	平成24年4月2日	(財)不動産適 正取引推進機 構 東京都港区虎 ノ門3丁目8番 21号	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	1,785,084	1,785,084	100.0%	—	本業務は国土交通省と 都道府県に設置される 専用端末機から送信さ れる宅地建物取引業者 に関するデータをデータ ベース化するとともに、 当該データベースの運 用管理を行うものであ り、本システムの管理運 営については国土交通 省と47都道府県との取 り決めにより当該法人 を管理運営機関として	①イ(ニ)	
道の駅「河野」維持管理業務委託	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事 務所長 岩下友也 福井県福井市花 堂南2-14-7	平成24年4月2日	南越前町長 福井県南条郡 南越前町東大 道29-1	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	7,380,150	7,380,150	100.0%	—	南越前町長との維持管 理協定(H9.11.19締結) に基づくもの	①イ(ニ)	
国道27号坂原地区簡易駐車場施設維持管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道 事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月2日	京丹波町長 京都府船井郡 京丹波町蒲生 八ツ谷62番地6	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	3,187,842	3,187,842	100.0%	—	京丹波町長との協定書 に基づき委託契約を締 結	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度由良川排水機場操作委託業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年4月2日	福知山市長 京都府福知山市 市内記13-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	9,034,956	9,034,956	100.0%	—	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	①イ(ニ)	
桃島樋門他操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	豊岡市長 兵庫県豊岡市 中央町2番4号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	26,286,120	—	—	本業務は、円山川水系円山川他の桃島樋門外11件における施設の操作を実施するものである。河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができ、新前川樋門外12件はその操作を行う影響が豊岡市の区域に限られるため、委託者豊岡河川国道事務所長と委託者豊岡市長で操作委託協定を締結している。 以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、豊岡市であるので随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	
簡易パーキング氷上管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	丹波市長 兵庫県丹波市 氷上町成松字 甲賀1番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,255,000	—	—	本業務は、氷上ICに併設された簡易パーキング氷上の維持管理を行う業務である。 本パーキング施設、駐車場・トイレ等の施設管理があり、その維持管理について平成19年4月13日、委託者豊岡河川国道事務所長中村文彦を甲とし、受託者丹波市長辻重五郎を乙として、覚書を交わしている。(平成20年7月一部改定)以上のことから、本業務を履行できるのは、丹波市であるので随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	
道の駅ようか但馬蔵監理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	養父市長 兵庫県養父市 八鹿町八鹿 1675	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,893,000	—	—	本業務は、「道の駅ようか但馬蔵」についての維持管理を行う業務である。 本道の駅については駐車場・トイレ等の施設及び、防災拠点としての設備・資材整備がされているため、その維持管理について平成19年3月1日、委託者豊岡河川国道事務所長中村文彦を甲とし、受託者養父市長梅谷馨を乙として、覚書を交わしている。(平成20年7月一部改定)以上のことから、本業務を履行できるのは、養父市であるので随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
道の駅ハチ北管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	香美町長 兵庫県美方郡 香美町香住区 香住870-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,717,000	—	—	本業務は、「道の駅ハチ北」についての維持管理を行う業務である。 本道の駅については駐車場・トイレ等の施設及び、防災拠点としての設備・資材整備がされているため、その維持管理について平成20年8月8日、委託者豊岡河川国道事務所長齋藤博之を甲とし、受託者香美町長藤原久嗣を乙として、覚書を交わしている。 以上のことから、本業務を履行できるのは、香美町であるので、随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	
道の駅但馬のまほろば管理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	朝来市長 兵庫県朝来市 和田山町東谷 213-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	10,174,500	—	—	本業務は、「道の駅但馬のまほろば」についての維持管理を行う業務である。 本道の駅については駐車場・トイレ等の施設及び、防災拠点としての設備・資材整備がされているため、その維持管理について平成18年10月2日、委託者豊岡河川国道事務所長中村文彦を甲とし、受託者朝来市長井上英俊を乙として、覚書を交わしている。(平成20年8月一部改定) 以上のことから、本業務を履行できるのは、朝来市であるので随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	
前川樋門他2操作業務	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所長 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年4月2日	たつの市長 兵庫県たつの市 龍野町富永 1005番地1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,005,480	—	—	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	①イ(ニ)	
大西排水樋門他5操作業務	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所長 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年4月2日	宍粟市長 兵庫県宍粟市 山崎町中広瀬 133-6	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,723,680	—	—	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
道の駅「針TRS」維持管理作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	奈良市長 奈良市二条大 路南1-1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	19,587,865	—	—	奈良市長との協議委託 随意契約	①イ(ニ)	
岩倉排水樋門外31件操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 木津川河川事務所 寺井喜之 三重県名張市木屋町812-1	平成24年4月2日	伊賀市長 三重県伊賀市 上野丸之内 116番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	6,229,969	—	—	河川法第99条に基づく 関係自治体への委託	①イ(ニ)	
追録(建築関係JIS要覧)他	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	新日本法規出版(株) 大阪市中央区 平野町2-1-12	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,905,610	—	—	購入済みの台本と密接 不可分な追録の購入であるため。	①ニ(ニ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都台東区 蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,100,000	—	—	郵便法に規定する郵便 の送達が可能事業者 は、郵便事業株式会社 のみであり競争を許さ ないため	①ニ(ハ)	
郵便料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,600,000	—	—	郵便法に規定する郵便 の送達が可能事業者 は、郵便事業株式会社 のみであり競争を許さ ないため	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 長 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	930,380	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
建設業許可等情報管理支援業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局 長 上総周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年4月2日	一般(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11-24	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	5,582,377	5,582,377	100.0%	—	本業務は、建設業許可業者情報を全ての許可行政庁(国土交通省地方整備局等及び都道府県)間で共有し、建設業者に対する指導監督等の行政事務を厳正に行うことを目的とするものである。建設業許可の要件の一つでもある技術者について、建設業者間における名義貸し等を防止するため、建設業者情報の管理は全ての許可行政庁が、同一のデータベースに対して行い、重複のチェックを行うことが不可欠である。その際、各許可行政庁は自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータをそれぞれ登録することが必要であり、一つの許可行政庁が欠けても許可事務の厳正化等の目的は達成することができない。また、建設業許可や指導監督等の事務は常時継続的に行われており、当該事務と一体不可分である許可業者の情報管理は、データの信頼性の確保の観点からも建設業者と利害関係のない、信頼のおける主体において安定的継続的に行われる必要がある。このため、データベースシステムを活用し、審査事務の厳正化・情報管理の効率化を図ることを国土交通省と47都道府県との間において取り決めている。上記目的を達成するデータベースを管理運営する者は、一般財団法人建設業情報管理センターの他に存在しない。以上により、本業務については一般財団法人建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。	①二(ヘ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
道路・占用物件管理 情報処理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都国道事務所 長 濱田禎 京都市下京区西 洞院通塩小路下 南不動堂町	平成24年4月2日	一般財団法人 道路管理セン ター 東京都千代田 区平河町一丁 目2番10号	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	4,924,500	4,924,500	100.0%	—	行政目的を達成するの に不可欠な占用物件に 関する地理情報等を提 供可能な者である同法 人から提供を受けるも のであるため。	①二(へ)	
道路・占用物件管理 情報処理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 長 黒谷努 兵庫県神戸市中 央区波止場町3- 11	平成24年4月2日	一般(財)道路 管理センター 東京都千代田 区平河町1-2- 10	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	4,578,000	4,578,000	100.0%	—	行政目的を達成するの に不可欠な占用物件に 関する地理情報等を提 供可能な者である同法 人から提供を受けるも のであるため。	①二(へ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿地方整備局 猪名川河川事務 所長 谷川晴一 大阪府池田市上 池田2丁目2番39 号	平成24年4月2日	関西電力(株) 大阪市北区中 之島3-6-16	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	10,000,000	—	—	供給者が一なため	①二(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事 務所 村上敏章 兵庫県豊岡市幸 町10番3号	平成24年4月2日	関西電力(株) 大阪市北区中 之島3-6-16	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	175,000,000	—	—	供給を行うことが可能な 業者が一者である。	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
ガス代(その1)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 村上敏章 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	豊岡エネルギー(株) 兵庫県豊岡市三坂町6-57	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,400,000	—	—	供給を行うことが可能な業者が一者である。	①ニ(口)	
電話料集中払	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	6,400,000	—	—	供給を行うことが可能な業者が一者である。	①ニ(口)	
携帯電話料集中払	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,000,000	—	—	供給を行うことが可能な業者が一者である。	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年4月2日	豊岡市 兵庫県豊岡市上佐野1788-3	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	7,800,000	—	—	供給を行うことが可能な業者が一者である。	①ニ(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	174,000,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
ガス料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	大阪ガス(株) 大阪市中央区 平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,230,000	—	—	供給者が限定されているため。	①二(口)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	神戸市水道事業管理者 神戸市中央区 加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	5,690,000	—	—	供給者が限定されているため。	①二(口)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	芦屋市長 芦屋市精道町 7番6号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	430,000	—	—	供給者が限定されているため。	①二(口)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	西宮市水道事業管理者 西宮市池田町 8番11号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,080,000	—	—	供給者が限定されているため。	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
上下水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	尼崎市水道事業管理者 尼崎市東七松町2丁目4番16号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,660,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	7,300,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,330,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 黒谷努 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,400,000	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備 考
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 長 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 大阪市北区梅田1-10-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,011,969	—	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 長 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区 勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,528,360	—	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
電話専用料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 長 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区 勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,372,050	—	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 長 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	奈良市水道事業管理者 奈良市法連寺町264-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,053,883	—	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 長 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	奈良市長 奈良市二条大 路南1-1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	6,192,889	—	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電力料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 所長 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	20,814,828	—	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
ガス料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 奈良国道事務所 所長 清水将之 奈良市大宮町3-5-11	平成24年4月2日	大阪ガス(株) 大阪市中央区 平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,624,903	—	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 木津川河川事務所 所長 寺井喜之 三重県名張市木屋町812-1	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 大阪市北区梅田1-10-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,035,302	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 木津川河川事務所 所長 寺井喜之 三重県名張市木屋町812-1	平成24年4月2日	中部電力(株) 愛知県名古屋 市東区東新町1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	18,407,764	—	—	供給可能なものが一に特定されるため。	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 紀の川ダム統合 管理事務所 所長 牟禮輝久 奈良県五條市三在町1681	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,240,354	—	—	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	月額

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料(専用回線)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 紀の川ダム統合 管理事務所長 牟禮輝久 奈良県五條市三 在町1681	平成24年4月2日	西日本電信電 話(株) 大阪府大阪市 中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	2,582,236	—	—	供給者が限定されてい るため。	①ニ(口)	月額
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 佐古康廣 大阪府枚方市山 田池北町11番1	平成24年4月2日	関西電力(株) 大阪府大阪市 北区中之島3- 6-16	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	7,100,000	—	—	供給可能な者が一に特 定されるため	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 佐古康廣 大阪府枚方市山 田池北町11番1	平成24年4月2日	大阪ガス(株) 高槻市藤の里 39-6	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	1,000,000	—	—	供給可能な者が一に特 定されるため	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 佐古康廣 大阪府枚方市山 田池北町11番1	平成24年4月2日	枚方市上下水 道事業管理者 枚方市大垣内 町2-1-20	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	110,000	—	—	供給可能な者が一に特 定されるため	①ニ(口)	
斑鳩町職員宿舍土地 賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務 所長 鈴木俊朗 藤井寺市川北3- 8-33	平成24年4月2日	森信子他3名 奈良県北葛城 郡王寺町久度 3-5-16	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	2,979,179	—	—	場所在限定されること により、供給者が一に 特定される賃貸借契約 等であって該当箇所 でなければ行政事務を 行うことが不可能なため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大和川下流出張所建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 鈴木俊朗 藤井寺市市川北3-8-33	平成24年4月2日	片山工業(株) 岸和田市春木若松町20-3	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	7,395,756	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該当箇所で行うことが不可能なため。	①ロ	
産業廃棄物処理手数料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	(財)広島県環境保全公社 広島県広島市西区草津新町1-21-35	会計法第29条の3第4項	1,089,780	1,089,780	100.0%	—	高屋川河川浄化施設の脱水機より発生した汚泥を処分するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項による産業廃棄物処理業の許可(事業区分「最終処分(埋立)」)を受けた者のうち、福山市内において唯一汚泥の受入が可能な管理型埋立処分場を持つ者で	①イ(イ)	単価契約
一般国道317号生口島道路管理委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	本州四国連絡高速道路(株)しまみ尾道管理センター 広島県尾道市向島町6904	会計法第29条の3第4項	12,348,000	12,348,000	100.0%	—	本州四国連絡高速道路と本線が両側で接続された道路である一般国道317号生口島道路について、本州四国連絡高速道路と一体管理する必要があるため、高速道路株式会社法第5条第1項第4号で規定する事業の範囲としてその道路管理者と平成18年3月に「生口島道路の管理に関する協定」を締結し、当該協定に基づき毎年度委託契約を締結し、管理	①イ(イ)	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	—	1,659,159	—	—	本業務は国土交通省と都道府県に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータをデータベース化するとともに、当該データベースの運用管理を行うものであり、本システムの管理運営については国土交通省と47都道府県との取り決めにより当該法人を管理運営機関として	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
営繕積算システム賃借	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	(一財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	954,450	954,450	100.0%	—	営繕積算システムRIBC2は、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向を基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出をすることが出来る唯一のシステムである。また、営繕積算システムRIBC2の賃借及びサポートについては同研究所のみが行っているところであることから、(財)建築コスト管理システム研究所と随意契約を行うものである。	①イ(二)	
樋門等点検操作業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	鳥取市長 鳥取県鳥取市尚徳町116	会計法第29条の3第4項	—	12,300,000	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(二)	単価契約
樋門操作委託料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局倉吉河川国道事務所長 角田文敏 鳥取県倉吉市福庭町1-18	平成24年4月2日	倉吉市長 鳥取県倉吉市葵町722	会計法第29条の3第4項	—	1,940,274	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(二)	単価契約
樋門等操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局浜田河川国道事務所長 高橋広幸 鳥取県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	川本町長 鳥取県邑智郡川本町大字川本545-1	会計法第29条の3第4項	—	1,431,150	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(二)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
樋門等操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	美郷町長 島根県邑智郡美郷町粘淵168	会計法第29条の3第4項	—	4,076,940	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(ニ)	単価契約
樋門等操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	江津市長 島根県江津市江津町1525	会計法第29条の3第4項	—	2,502,780	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(ニ)	単価契約
樋門等操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	益田市長 島根県益田市常盤町1-1	会計法第29条の3第4項	—	4,076,940	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(ニ)	単価契約
樋門操作委託料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 舘健一郎 島根県出雲市塩冶有原町5-1	平成24年4月2日	安来市 島根県安来市安来町878-2	会計法第29条の3第4項	—	7,122,168	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(ニ)	単価契約
樋門操作委託料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 舘健一郎 島根県出雲市塩冶有原町5-1	平成24年4月2日	松江市 島根県松江市末次町86	会計法第29条の3第4項	—	5,870,486	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(ニ)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料(道の駅「頓原」情報交流館)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	飯南酪農農業 協同組合 島根県飯石郡 飯南町頓原 1991-1	会計法第29条の3第 4項	—	1,483,000	—	—	道の駅管理協定に基づ く管理運営者との費用 負担のため	①イ(ニ)	
電気料(道の駅キララ 多伎)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	(株)多伎振興 島根県出雲市 多伎町多岐 135-1	会計法第29条の3第 4項	—	1,200,000	—	—	道の駅管理協定に基づ く管理運営者との費用 負担のため	①イ(ニ)	
電気料及び上下水道 料(きすき道の駅)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	さくらの里(株) 島根県雲南市 木次町山方 1134-31	会計法第29条の3第 4項	—	2,955,000	—	—	道の駅管理協定に基づ く管理運営者との費用 負担のため	①イ(ニ)	
電気料(道の駅湯の 川)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	(株)特産ひか わ 島根県出雲市 斐川町学頭 825-2	会計法第29条の3第 4項	—	1,259,000	—	—	道の駅管理協定に基づ く管理運営者との費用 負担のため	①イ(ニ)	
平井排水機場維持管 理委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所 長 植田彰 岡山県岡山市北 区鹿田町2-4-37	平成24年4月2日	岡山市長高谷 茂男 岡山市北区大 供1丁目1番1 号	会計法第29条の3第 4項	—	4,897,000	—	—	岡山市長との管理協定 に基づく委託契約	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
苦田ダム管理作業	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 苦田ダム管理所長 土江清司 岡山県苦田郡鏡野町久田下原 1592-4	平成24年4月2日	鏡野町長山崎親男 岡山県苦田郡鏡野町竹田 660	会計法第29条の3第4項	—	4,546,500	—	—	平成17年2月23日付け「苦田ダム周辺環境整備事業に係る環境施設の管理に関する協定書」に基づき実施することから、協定締結機関である鏡野町と契約する。	①イ(ニ)	
乙子排水機場操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 植田彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-42	平成24年4月2日	岡山市長高谷茂男 岡山県岡山市北区大供1-1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,920,671	—	—	河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を岡山市に委託する必要があるため	①イ(ニ)	単価契約
永江川排水ポンプ場操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 植田彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-42	平成24年4月2日	岡山市長高谷茂男 岡山県岡山市北区大供1-1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,391,142	—	—	河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を岡山市に委託する必要があるため	①イ(ニ)	単価契約
庄内川排水機場操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 植田彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-42	平成24年4月2日	岡山市長高谷茂男 岡山県岡山市北区大供1-1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,064,152	—	—	河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を岡山市に委託する必要があるため	①イ(ニ)	単価契約
干田川排水機場操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 植田彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-42	平成24年4月2日	瀬戸内市長竹久顕也 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,028,420	—	—	河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を瀬戸内市に委託する必要があるため	①イ(ニ)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
二万谷川排水機場操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 植田彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-42	平成24年4月2日	倉敷市長伊東香織 岡山県倉敷市西中新田640	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,213,611	—	—	河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を倉敷市に委託する必要があるため	①イ(二)	単価契約
手続開始の公示新聞掲載(その1)	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	株式会社日刊建設工業新聞社中国総局 広島県広島市中区幟町3-56	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	10,190,250	10,190,250	100.0%	—	「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において定められた公示手続であり、日刊業界紙3紙(1日刊建設工業新聞2建設通信新聞3日刊建設産業新聞)に公示することと	①ニ(二)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備 考
手続開始の公示新聞掲載(その2)	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	株式会社日刊建設通信新聞社中国支局 広島県広島市中区上八丁堀8-23	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号	10,190,250	10,190,250	100.0%	—	「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において定められた公示手続であり、日刊業界紙3紙(1日刊建設工業新聞2建設通信新聞3日刊建設産業新聞)に公示すること	①二(二)	単価契約
手続開始の公示新聞掲載(その3)	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	株式会社日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1-48-9	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第5号	10,190,250	10,190,250	100.0%	—	「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において定められた公示手続であり、日刊業界紙3紙(1日刊建設工業新聞2建設通信新聞3日刊建設産業新聞)に公示すること	①二(二)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	—	3,300,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,166,045	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局出雲河川事務所長 舘健一郎 島根県出雲市塩冶有原町5-1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,089,730	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局松江国道事務所長 清水純 島根県松江市西津田2-6-28	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,175,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局岡山国道事務所長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,726,660	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所長 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,413,199	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 池田憲二 山口県防府市国衙1-10-20	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	—	2,200,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
建設業企業情報提供	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区2-3	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	—	当該業者のみが経営事項審査のデータを有しており、唯一の相手方であるため	①二(ヘ)	
建設業情報管理システムに係る情報提供業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	会計法第29条の3第4項	—	2,193,135	—	—	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(ヘ)	単価契約
芦田川水質試験分析	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	福山市上下水道事業管理者 広島県福山市古野上町15-25	会計法第29条の3第4項	21,961,106	21,961,106	100.0%	—	河川管理者として24時間体制で水質分析を行う必要があり、福山市内において的確で且つ速やかな対応を円滑に遂行が可能な唯一の機関である	①二(ヘ)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
苫田ダム集魚施設管理作業	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 苫田ダム管理所 土江清司 岡山県苫田郡鏡野町久田下原 1592-4	平成24年4月2日	久田川漁業協同組合長和田年正 岡山県苫田郡鏡野町井坂45-2	会計法第29条の3第4項	—	3,643,500	—	—	当該管理作業は、ダム事業の施行により久田川漁業協同組合の漁業権の行使が制限されるダム設計となることから、態様について十分な検討がなされ集魚施設を設置することを確認し、また、この集魚施設という独自のフィールドでの作業であることから、実際に当箇所を含めた河川の漁業を引き続き統括し、その後の久田川漁業協同組合の保護育成もあり専門家である当該機関と契約す	①二(へ)	
電話料	支出負担行為担当 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	4,900,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①二(口)	
水道料	支出負担行為担当 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	広島市水道事業管理者 広島県広島市中区基町9-32	会計法第29条の3第4項	—	4,900,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①二(口)	
ガス料	支出負担行為担当 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	広島ガス(株) 広島県広島市南区皆実町2-7-1	会計法第29条の3第4項	—	3,700,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①二(口)	
電気料	支出負担行為担当 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	12,600,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①二(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
携帯電話料	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	4,600,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
IP-VPN回線使用料	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	—	4,800,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	206,000,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	関西電力(株) 大阪府大阪市北区中之島3-5-16	会計法第29条の3第4項	—	15,200,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
上水道料金	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	鳥取市長 鳥取県鳥取市尚徳町116	会計法第29条の3第4項	—	3,400,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
下水道料金	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	鳥取市長 鳥取県鳥取市尚徳町116	会計法第29条の3第4項	—	2,700,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	8,000,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,900,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,300,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 角田文敏 鳥取県倉吉市福庭町1-18	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	2,111,986	—	—	提供を行うことが可能な業者が一であるため	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 角田文敏 鳥取県倉吉市福庭町1-18	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	4,061,099	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 角田文敏 鳥取県倉吉市福庭町1-18	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	60,756,360	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 角田文敏 鳥取県倉吉市福庭町1-18	平成24年4月2日	北栄町長 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1	会計法第29条の3第4項	—	1,385,367	—	—	提供を行うことが可能な業者が—であるため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 日野川河川事務所長 田尾和也 鳥取県米子市古豊千678	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,496,745	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 日野川河川事務所長 田尾和也 鳥取県米子市古豊千678	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	15,220,595	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	67,329,453	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	江津市長 島根県江津市江津町1525	会計法第29条の3第4項	—	1,091,825	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,673,371	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,038,616	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,341,835	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電力料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 長 舘健一郎 島根県出雲市塩治有原町5-1	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	32,010,778	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 長 舘健一郎 島根県出雲市塩治有原町5-1	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	1,208,223	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 長 舘健一郎 島根県出雲市塩治有原町5-1	平成24年4月2日	出雲ガス(株) 島根県出雲市上塩治町2338-1	会計法第29条の3第4項	—	2,420,376	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 長 舘健一郎 島根県出雲市塩治有原町5-1	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	2,201,566	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 長 舘健一郎 島根県出雲市塩治有原町5-1	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,654,967	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
上下水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	出雲市水道事業企業出納員 島根県出雲市 姫原町2-9-1	会計法第29条の3第4項	—	3,661,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	斐川宍道水道企業団出納員 北村守 島根県出雲市 今市町70	会計法第29条の3第4項	—	1,941,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	雲南市長 島根県雲南市 木次町木次 1031-1	会計法第29条の3第4項	—	1,319,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	安来市水道事業企業出納員 島根県安来市 上坂田町551	会計法第29条の3第4項	—	1,234,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	西日本電信電話(株)広島支店出納責任者 愛知県名古屋市中区新栄町 2-10	会計法第29条の3第4項	—	1,329,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市 中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第 4項	—	2,181,000	—	—	提供を行うことが可能な 業者が一である	①ニ(口)	
都市ガス料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	松江市ガス事 業管理者 島根県松江市 平成町182-42	会計法第29条の3第 4項	—	6,035,000	—	—	提供を行うことが可能な 業者が一である	①ニ(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島市中区小 町4-33	会計法第29条の3第 4項	—	94,956,000	—	—	供給可能なものが一に 特定されるため。	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西 津田2-6-28	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ 東京都千代田 区永田町2- 11-1	会計法第29条の3第 4項	—	1,423,000	—	—	提供を行うことが可能な 業者が一である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所 長 植田彰 岡山県岡山市北 区鹿田町2-4-37	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市 中区小町4-33	会計法第29条の3第 4項	—	37,853,754	—	—	提供を行うことが可能な 業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所 長 植田彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-37	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	4,196,572	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所 長 植田彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-37	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,393,517	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山国道事務所 長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	81,853,272	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山国道事務所 長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,181,217	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
回線使用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山国道事務所 長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	4,632,823	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山国道事務所 長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年4月2日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,214,181	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山国道事務所 長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年4月2日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	—	1,069,249	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所 長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	福山市上下水道事業管理者 広島県福山市古野上町15-25	会計法第29条の3第4項	—	2,965,194	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所 長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	117,267,244	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所 長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	5,617,580	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	5,167,512	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,606,712	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
インターネット接続料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	—	1,400,088	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 松浦勇治 広島県三次市十日市西6-2-1	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	34,082,123	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 松浦勇治 広島県三次市十日市西6-2-1	平成24年4月2日	三次市長 広島県三次市三次町501番地	会計法第29条の3第4項	—	4,658,213	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 松浦勇治 広島県三次市十日市西6-2-1	平成24年4月2日	庄原市長 広島県庄原市三日市町4-10	会計法第29条の3第4項	—	6,755,362	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 松浦勇治 広島県三次市十日市西6-2-1	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	4,823,085	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 松浦勇治 広島県三次市十日市西6-2-1	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,287,785	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
回線使用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 松浦勇治 広島県三次市十日市西6-2-1	平成24年4月2日	(株)エネルギー・コミュニケーションズ 広島県広島市中区大手町2-11-10	会計法第29条の3第4項	—	2,646,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 太田川河川事務所長 宮川勇二 広島県広島市中区八丁堀3-20	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	41,348,393	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 太田川河川事務所長 宮川勇二 広島県広島市中区八丁堀3-20	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	5,293,470	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 太田川河川事務所長 宮川勇二 広島県広島市中区八丁堀3-20	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,257,011	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所長 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	184,765,965	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所長 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年4月2日	廿日市市長 広島県廿日市市下平良1-11-1	会計法第29条の3第4項	—	2,140,408	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所長 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	17,546,983	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,776,065	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
インターネット接続料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年4月2日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	—	1,600,200	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 池田憲二 山口県防府市国衙1-10-20	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	190,000,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 池田憲二 山口県防府市国衙1-10-20	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	4,700,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 池田憲二 山口県防府市国衙1-10-20	平成24年4月2日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	2,000,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 池田憲二 山口県防府市国衙1-10-20	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	3,000,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 苦田ダム管理所長 土江清司 岡山県苫田郡鏡野町久田下原1592-4	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	5,690,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 土師ダム管理所長 太田友裕 広島県安芸高田市八千代町土師369-24	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	5,000,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 弥栄ダム管理所長 嶋谷昌次 広島県大竹市小方町小方813-1	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	6,000,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 八田原ダム管理所長 横部幸裕 広島県世羅郡世羅町大字小谷字 苦谷山1100-1	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	5,300,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 温井ダム管理所長 植田光明 広島県山県郡安芸太田町加計 1956-2	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	13,300,000	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 秋山良壮 広島県広島市安芸区船越南2-8-	平成24年4月2日	広島ガス(株) 広島県広島市南区皆実町2-7-1	会計法第29条の3第4項	—	1,646,332	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 秋山良壮 広島県広島市安芸区船越南2-8-	平成24年4月2日	広島市水道事業管理者 広島県広島市中区基町9-32	会計法第29条の3第4項	—	3,684,664	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 秋山良壮 広島県広島市安芸区船越南2-8-	平成24年4月2日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	—	11,118,644	—	—	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山営繕事務所長 畑見桂生 岡山市桑田町1-36	平成24年4月2日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	—	1,017,312	—	—	提供を行うことが可能な業者が—である	①二(ロ)	
官報広告等掲載	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月2日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	21,000,000	21,000,000	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
建物借上料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	非公表	会計法第29条の3第4項	—	2,904,000	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	
建物借上料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	非公表	会計法第29条の3第4項	—	1,176,000	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	
桜谷宿舎借上料その2	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 田中衛 鳥取県鳥取市田園町4-400	平成24年4月2日	非公表	会計法第29条の3第4項	—	2,340,000	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
建物借上料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	非公表	会計法第29条の3第4項	—	1,032,000	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一に限特定される賃貸借契約	①□	
建物借上料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月2日	非公表	会計法第29条の3第4項	—	3,612,000	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一に限特定される賃貸借契約	①□	
仮設庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 松浦勇治 広島県三次市十日市西6-2-1	平成24年4月2日	大和リース(株) 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-36	会計法第29条の3第4項	5,040,000	5,014,800	99.5%	—	事務所庁舎内の建物賃貸借であり、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者から従前賃借していた建物を引き続き使用するものであり、他に競合する業者	①□	単価契約
平成24年度RIBC2賃貸借	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎正彦 香川県高松市サンポート3番33号	平成24年4月2日	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33N P御成門ビル5	会計法第29条の3第4項	1,012,725	1,012,725	100.0%	—	国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成される「営繕積算システム等開発利用協議会」において決定された統一積算システムを開発、管理する特定者と	①イ(ニ)	
建設業情報管理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎正彦 香川県高松市サンポート3番33号	平成24年4月2日	一般財団法人 建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	会計法第29条の3第4項	1,782,690	1,782,500	100.0%	—	当該情報管理のため47都道府県等の出捐により設立された法人であり、地方公共団体との取り決めにより特定されている者との契約	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎正彦 香川県高松市サンポート3番33号	平成24年4月2日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	1,662,599	1,662,599	100.0%	2	当該システムの管理・運営について、国土交通省と都道府県との協約により特定されている者との契約	①イ(ニ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月2日	高知市長 高知県高知市本町5-1-45	会計法第29条の3第4項	—	2,820,398	—	—	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(ニ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月2日	いの町長 高知県吾川郡いの町1700-1	会計法第29条の3第4項	—	10,654,737	—	—	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(ニ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月2日	日高村長 高知県高岡郡日高村本郷61-1	会計法第29条の3第4項	—	1,843,251	—	—	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(ニ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月2日	香美市長 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-21	会計法第29条の3第4項	—	1,534,688	—	—	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月2日	土佐市長 高知県土佐市 高岡町甲 2017-1	会計法第29条の3第4項	—	8,557,057	—	—	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(ニ)	
平成24年度「iJAMP」情報提供業務	支出負担行為担当 四国地方整備局長 川崎正彦 香川県高松市サンポート3番33号	平成24年4月2日	(株)時事通信社 東京都中央区 銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	3,276,000	3,276,000	100.0%	—	他のメディアにはない行財政、経済情報等必要な特定情報をリアルタイムで入手することのできるサービスを提供できる者との契約	①ニ(ハ)	
平成24年度企業情報データ提供業務	支出負担行為担当 四国地方整備局長 川崎正彦 香川県高松市サンポート3番33号	平成24年4月2日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3廻町スクエア	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	監理技術者資格の有無、経営事項審査のデータなどの特定情報を提供できる者との契約	①ニ(ハ)	
平成24年度借地(高知海岸出張所)	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,431,492	1,431,492	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①ロ	
土地借料(波介川監督官詰所)	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,038,580	3,038,580	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
道の駅たるみず浄化槽維持管理業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大隅河川国道事務所長 大坂剛 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成24年4月2日	株式会社垂水巡回衛生社 垂水市田神2137	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,194,900	1,149,913	96.2%	—	「道の駅」たるみず所在地の垂水市を営業区域として鹿児島県から浄化槽法第48条に定める浄化槽保守点検業の登録を受けている唯一の業者である。	①イ(イ)	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	6,276,304	—	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 西澤洋行 福岡県直方市溝堀1丁目1-1	平成24年4月2日	北九州県土整備事務所長 北九州市八幡西区則松3-7-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	8,052	—	—	河川法第99条に基づき市町村へ委託するものであり、契約の相手方が一に定められていることから	①イ(ニ)	
岡森堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 西澤洋行 福岡県直方市溝堀1丁目1-1	平成24年4月2日	直方市・北九州市岡森用水組合組合長 直方市殿町7-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	50,794	—	—	河川法第99条に基づき市町村へ委託するものであり、契約の相手方が一に定められていることから	①イ(ニ)	
花ノ木堰操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 西澤洋行 福岡県直方市溝堀1丁目1-1	平成24年4月2日	福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合組合長 中間市大字中間1-2-31	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	61,659	—	—	河川法第99条に基づき市町村へ委託するものであり、契約の相手方が一に定められていることから	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡第二合同庁舎事業系一般廃棄物運搬廃棄業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	有限会社七福商会 福岡県福岡市東区二又瀬新町6-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	4,299,750	4,299,750	100.0%	—	本業務は、福岡第二合同庁舎(以下「当庁舎」)に入居する各官署等から排出される事業系一般廃棄物を庁舎集積場から搬出運搬し、適正な処理を行うものである。当庁舎の所在する福岡市では、事業系一般廃棄物の処理を行うには、福岡市の事業系一般廃棄物収集運搬についての許可を受けた業者であることが必要であり、市内を13区域に分け、区域毎に13の許可業者が指定されている。(有)七福商会は当庁舎の所在地である「博多区博多駅東2丁目」地区を収集区域として指定された唯一の業者である。 以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、(有)七福商会が唯一の契約相手と判断するものである。	①イ(二)	
宅地建物取引業免許事務等処理システム管理・運営等業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	財団法人不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,725,020	1,724,931	100.0%	—	すべての免許行政庁が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省(当時建設省)と47都道府県との取り決めにおいて、システムの管理、運営を行ってきたところである。加えて、本システムには、膨大なデータが蓄積されており、その稼働に当たっては、通常の維持管理への対応、さらには、蓄積される膨大なデータの集中的な管理をするために、専門的な知識を有する相当数の人員が必要であり、本システムに精通した人員が本業務に専属で配置され、管理、運営を行う体制が求められる。 以上の理由により、財団法人不動産適正取引推進機構が、本業務を遂行できる唯一の団体であることから当該財団と随意契約を行うこととした。	①イ(二)	
公共建築設計者情報システムPUBDIS利用	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	一般社団法人公共建築協会 東京都中央区新川1-24-8	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	63,000	—	—	当該システムの利用については、地方公共団体との取り決めにより当該法人が管理運営機関とされているため、当該法人と利用契約を締結するものである。	①イ(二)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
風呂ノ前排水樋管外18件操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所 堂藺俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月2日	あさぎり町長愛甲一典 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	2,691,663	—	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
柳詰排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所 堂藺俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月2日	錦町長森本完一 熊本県球磨郡錦町大字一武1587	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	1,572,822	—	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
川村第四排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所 堂藺俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月2日	相良村長徳田正臣 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	782,995	—	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
渡第二排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所 堂藺俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月2日	球磨村長柳詰正治 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	1,261,923	—	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
大柿排水樋管外16件操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所 堂藺俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月2日	人吉市長田中信孝 熊本県人吉市麓町16番地	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	2,054,994	—	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
弥次排水樋管外38件 操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所 堂藺俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月2日	八代市長福島和敏 熊本県八代市松江城町1-25	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	4,933,145	—	—	地方公共団体との取決めに よ り、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
牛島第二排水樋管外6件 操作委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所 堂藺俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月2日	多良木町長松本照彦 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	1,091,268	—	—	地方公共団体との取決めに よ り、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
塩永排水樋管外24件 操作委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所 中島修 熊本県山鹿市1097-3	平成24年4月2日	玉名市長熊本県玉名市繁根木163番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,007,962	—	—	対象施設の平常時の維持管理及び災害時の速やかな対応を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、玉名市を唯一の契約の相手方とするものである。	①イ(ニ)	
大江田排水樋管外12件 操作委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所 中島修 熊本県山鹿市1097-3	平成24年4月2日	和水町長熊本県玉名郡和水町江田3886	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,913,212	—	—	対象施設の平常時の維持管理及び災害時の速やかな対応を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、和水町を唯一の契約の相手方とするものである。	①イ(ニ)	
椿井第1排水樋管外48件 操作委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所 中島修 熊本県山鹿市1097-3	平成24年4月2日	山鹿市長熊本県山鹿市山鹿978番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	7,750,241	—	—	対象施設の平常時の維持管理及び災害時の速やかな対応を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、山鹿市を唯一の契約の相手方とするものである。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
龍頭排水樋管外22件操作委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所 所長 中島修 熊本県山鹿市 1097-3	平成24年4月2日	熊本市長 熊本市手取本 町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,424,968	—	—	対象施設の平常時の維持管理及び災害時の速やかな対応を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、熊本市を唯一の契約の相手方とするものである。	①イ(ニ)	
東屋敷排水樋管外41件操作委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所 所長 中島修 熊本県山鹿市 1097-3	平成24年4月2日	菊池市長福村 三男 菊池市隈府 888	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	6,682,252	—	—	対象施設の平常時の維持管理及び災害時の速やかな対応を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、菊池市を唯一の契約の相手方とするものである。	①イ(ニ)	
菊池市管内堤防・ダム等周辺共同管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所 所長 中島修 熊本県山鹿市 1097-3	平成24年4月2日	菊池市長 菊池市隈府 888	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,892,111	—	—	周辺美化を通じ、沿川住民の河川への関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や河川愛護思想の普及啓蒙を目的とするものであり、本委託を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、菊池市を唯一の契約の相手方とするものである。	①イ(ニ)	
津江導水路還元施設保守点検委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所 所長 中島修 熊本県山鹿市 1097-3	平成24年4月2日	日田市長 大分県日田市 田島2丁目6-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	18,249,000	—	—	当施設は、生活雑用水等、地域生活と密接な施設であり、平常時の的確な維持管理及び災害時の速やかな対応を円滑に的確に遂行するため、河川法第99条に基づき日田市を唯一の契約の相手方とするも	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
中島樋管外29件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1	平成24年4月2日	熊本市長 熊本中央区 手取本町1番1号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	4,661,804	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(ニ)	
中無田閘門操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1	平成24年4月2日	熊本市長 熊本中央区 手取本町1番1号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,389,745	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(ニ)	
直築樋門外22件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1	平成24年4月2日	宇土市長 熊本県宇土市 浦田町51	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,518,765	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(ニ)	
犬瀨三号排水樋管外6件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1	平成24年4月2日	嘉島町長 熊本県上益城郡 嘉島町上島530番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,273,522	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(ニ)	
小坂樋管外9件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1	平成24年4月2日	御船町長 熊本県上益城郡 御船町大字御船995-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,638,396	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
田口樋管外6件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1	平成24年4月2日	甲佐町長 熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,238,488	—	—	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(二)	
簡易公募型競争等手続開始公示単価契約(その1)	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅前2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	株式会社日刊建設通信新聞社 福岡市博多区博多駅前3-9-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	16,222,500	16,222,500	100.0%	—	「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付け国地契第32号、国技管第344号、国営整第214号)の通知により、入札手続きの透明性・公平性のより一層の向上を図る観点から管内で発行する日刊業界紙に参考掲載する事とされているため。	①ニ(二)	単価契約
簡易公募型競争等手続開始公示単価契約(その2)	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅前2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	株式会社日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	16,222,500	16,222,500	100.0%	—	「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付け国地契第32号、国技管第344号、国営整第214号)の通知により、入札手続きの透明性・公平性のより一層の向上を図る観点から管内で発行する日刊業界紙に参考掲載する事とされているため。	①ニ(二)	単価契約
簡易公募型競争等手続開始公示単価契約(その3)	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅前2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	株式会社日刊建設産業新聞社 福岡県福岡市博多区住吉5-9-19	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	16,222,500	16,222,500	100.0%	—	「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付け国地契第32号、国技管第344号、国営整第214号)の通知により、入札手続きの透明性・公平性のより一層の向上を図る観点から管内で発行する日刊業界紙に参考掲載する事とされているため。	①ニ(二)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 雲仙復興事務所長 萬徳 昌昭 長崎県島原市南下川尻町7-4	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	337,110	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	5,698,420	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局延岡河川国道事務所長 春田 義信 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	931,190	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局遠賀川河川事務所長 西澤洋行 福岡県直方市溝堀1丁目1-1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	717,950	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 中島修 熊本県山鹿市1097-3	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	491,370	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 大脇 鉄也 宮崎県宮崎市大工2丁目39番地	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,698,928	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 九州技術事務所長 後田 徹 福岡県久留米市高野1丁目3-1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	342,710	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本営繕事務所長 益田 恵吾 熊本市西区春日2-10-1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	117,540	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,358,290	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所長 篠宮 章浩 福岡県福岡市東区西戸崎18-25	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	235,540	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 国営吉野ヶ里歴史公園事務所長 高村 幸夫 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1869	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	100,100	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 東均 佐賀市新中町5-10	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	976,290	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 中野道男 大分県佐伯市長島町4丁目14番14号	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	915,990	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 山国川河川事務所長 奥野 博史 大分県中津市大字高瀬1851-2	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	333,840	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島営繕事務所長 中島 良幸 鹿児島県鹿児島市山下町13-21	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	74,440	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 淡中泰雄 鹿児島市浜町2-	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,983,245	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川内川河川事務所長 久保朝雄 鹿児島県薩摩川内市東小路町20-2	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	411,478	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 吉田 邦伸 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	235,570	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 大坂剛 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,526,800	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 奥田 秀樹 大分県大分市西 大道1丁目1番71号	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,470,710	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所長 田上 敏博 大分県大分市1 丁目3番30号	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	192,930	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長 諫山立生 久留米市高野1 丁目2-2	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	142,700	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 渡部 秀之 福岡県久留米市 高野一丁目2番1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	977,330	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 門間 俊幸 長崎県長崎市宿 町316-1	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区 城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,465,750	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 堂蘭俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	724,110	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 村瀬 勝彦 佐賀県武雄市武雄町大字昭和	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	598,910	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所長 富山英範 福岡県福岡市東区名島3丁目24-10	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,434,570	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州国道事務所長 赤星文生 北九州小倉南区春ヶ丘10-10	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	931,910	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 立野ダム工事事務所長 酒井俊次 熊本市南部1丁目4-73	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	115,030	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 緑川ダム管理所長 下田 孝徳 熊本県下益城郡美里町畝野3456	平成24年4月2日	郵便事業(株) 熊本市中央区城東町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	113,390	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能なのは、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
平成24年度福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所長 富山英範 福岡県福岡市東区名島3丁目24-10	平成24年4月2日	一般財団法人 道路管理センター 東京都千代田区平河町1丁目2番10号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	6,659,100	6,659,100	100.0%	—	本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路工事調整の事務等的確かつ迅速に実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道)の占有物件等の情報提供を受けるものである。1多種多様の公益占有物件が輻輳して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占有物件等に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ確実に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有しており、他者に使用を許可していない。2公益事業者の占有物件情報(管径・出幅・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課せられており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているものである。3福岡市内の占有物件等のデータベース情報を受けるためには、(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達することができない。よって、本業務は、「公共通達の適正化について」(平成18年8月25日付け財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当し、随意契約を行うものである。	①二(ヘ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度北九州国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 北九州国道事務所長 赤星文生 北九州小倉南区 春ヶ丘10-10	平成24年4月2日	財団法人道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	5,169,150	5,169,150	100.0%	—	(財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化に資する調査研究を行い、GIS技術を活用した「道路管理システム」を開発、運用すること等を業務とする法人であって当該システム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。また、公益事業者の占有物件情報(管径、出幅・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課されており外部に公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されている。従って、北九州市内の占有物件等のデータベース情報の提供を受けるためには(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達成することができない。	①二(へ)	
平成24年度企業情報提供業務	支出負担行為担当 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	財団法人建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,835,000	2,835,000	100.0%	—	(財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付機関であり、建設業者に関する経営事項審査情報等の各種情報を網羅して、データとして提供できる唯一の法	①二(へ)	
時事行財政情報提供業務	支出負担行為担当 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	株式会社時事通信社 東京都中央区 銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	913,500	913,500	100.0%	—	(株)時事通信社が有している情報提供内容は、インターネットを利用して、官庁速報をはじめ、各省大臣会見及び首長会見等の会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、災害情報などのメディアにはない情報を有しており、その提供も迅速である。また、当該情報提供内容が体系別に整理され、検索もし易くなっているため瞬時の検索に適しており、特に行財政、経済情報等必要な専門情報を24時間リアルタイムで入手することができるサービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
官報公告等掲載	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	—	10,000,000	—	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許さないため	①ハ	単価契約
日本放送協会放送受信料	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	日本放送協会 会長 松本正之 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,100,935	1,100,935	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため	①イ(イ)	
東北地方整備局庁舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	三菱地所(株) 東北支店 宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1	会計法第29条の3第4項	74,024,596	74,024,596	100.0%	—	当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の貸しビルにより対処しなければならない。また、本物件とは別に新たな物件を借上げる場合は、新たに膨大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから引き続き借上げを継続する必要があるため。	①ロ	
東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所庁舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	大和情報サービス(株) 東京都台東区上野7-14-4	会計法第29条の3第4項	32,220,720	32,220,720	100.0%	—	当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の貸しビルにより対処しなければならない。また、本物件とは別に新たな物件を借上げる場合は、新たに膨大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから引き続き借上げを継続する必要があるため。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
庁舎清掃	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	(株)三菱地所プロパティマネジメント 東京都千代田区有楽町1-12-1	会計法第29条の3第4項	4,649,828	4,611,487	99.2%	—	庁舎として借上げしている賃貸借室内の清掃については、管理の万全を期すため賃貸人三菱地所(株)の代理人である(株)三菱地所プロパティマネジメントに委託することを庁舎の賃貸借契約書で取り交わし	①口	
黒松宿舍借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	尾張屋土地(株) 東京都中央区日本橋大伝馬町12-16	会計法第29条の3第4項	1,160,400	952,800	82.1%	—	立地、経済的な条件により宿舍用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①口	
中野栄B宿舍借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	(有)ナカミチ 宮城県仙台市青葉区上杉四丁目5-22	会計法第29条の3第4項	991,200	840,000	84.7%	—	立地、経済的な条件により宿舍用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①口	
中田宿舍・西中田宿舍・南仙台宿舍・河原町宿舍借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	松栄不動産(株) 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目2-8	会計法第29条の3第4項	11,139,300	10,725,300	96.3%	—	立地、経済的な条件により宿舍用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①口	
幸町宿舍借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,909,200	1,598,400	83.7%	—	立地、経済的な条件により宿舍用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
八幡C宿舎・東田中宿舎・東田中F宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	9,255,000	9,255,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①□	
鶴巻宿舎・福田町宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	(株)ハウスメイトパートナーズ 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計法第29条の3第4項	3,840,000	3,840,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①□	
北山宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	(有)コスモ不動産 宮城県仙台市青葉区昭和町3-44	会計法第29条の3第4項	2,455,200	1,962,000	79.9%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①□	
中野栄宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	愛宕産業(株) 東北支店 宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6-9	会計法第29条の3第4項	24,927,000	23,121,000	92.8%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①□	
多賀城宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 梶原康之 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	平成24年4月2日	サムティ(株) 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3-24	会計法第29条の3第4項	2,655,000	2,655,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大船渡港分室庁舎借上	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上明宏 岩手県釜石市中妻町1-9-36	平成24年4月2日	栗村建設(株) 岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前35-4	会計法第29条の3第4項	4,347,000	4,347,000	100.0%	—	釜石港湾事務所大船渡出張所を借上げているものである。当該物件は、現場にもほど近く、長期的な使用が可能であることから、立地条件として最適であるため。	①口	
久慈港湾口防波堤ケーソン製作用地借上	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上明宏 岩手県釜石市中妻町1-9-36	平成24年4月2日	岩手県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	11,550,000	11,550,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため。	①口	
久慈港管理棟用地借上	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上明宏 岩手県釜石市中妻町1-9-36	平成24年4月2日	岩手県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	2,161,200	2,161,200	100.0%	—	久慈港出張所を設置するための用地であり、久慈港及び工事現場等に近隣した場所でなければならぬ。また、工事等で使用する機器類を仮置きすることもあり運搬作業等の効率から当該用地を使用することが最良であるため。	①口	
大船渡港石橋前C宿舎借上	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上明宏 岩手県釜石市中妻町1-9-36	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,088,000	2,088,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①口	
大船渡港大船渡宿舎借上	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上明宏 岩手県釜石市中妻町1-9-36	平成24年4月2日	(株)住まいるサポート 岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前37-1	会計法第29条の3第4項	900,000	900,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舎用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
仙台空港現場詰所外賃貸借	分任支出負担行為担当官 塩釜港湾・空港整備事務所長 諸星一信 宮城県多賀城市 明月1-4-6	平成24年4月2日	大東建物管理(株) 東京都港区港南2-16-1	会計法第29条の3第4項	1,864,800	1,864,800	100.0%	—	仙台空港現場詰所として使用する事務室及び駐車場の用地である。仙台空港における施工現場との近接性や執務に必要とされる設備・容量等を検討した結果、要件を満たす物件が他になかったため。	①口	
小名浜港湾事務所相馬港出張所庁舎借上	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 魚谷憲 福島県いわき市 小名浜栄町65	平成24年4月2日	(株)相馬市振興公社 福島県相馬市中村字塚の町 65-16	会計法第29条の3第4項	2,515,572	2,515,572	100.0%	—	小名浜港湾事務所相馬港出張所が事業を行うため庁舎を借上げるものである。東日本大震災により既存出張所が流失したため、平成23年4月から(株)相馬市振興社が所有・管理を行っている相馬市振興ビル内に出張所を設置し、業務を遂行している。同ビル内には同様に被災した福島県相馬港湾建設事務所が設置されていることから、今後の相馬港の復旧や整備に関する円滑な調整が図れること、また、新たに他の物件へ移転する場合には、引越費用等の更なる経費が必要となることから同物件を継続して借上げることが経済上最も有利であるため。	①口	
相馬港山元宿舍借上	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 魚谷憲 福島県いわき市 小名浜栄町65	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,248,000	1,248,000	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舍用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①口	
相馬港丸森宿舍借上	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 魚谷憲 福島県いわき市 小名浜栄町65	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	901,200	901,200	100.0%	—	立地、経済的な条件により宿舍用に借上げた物件であり、供給者が一に特定されるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
庁舎清掃業務	分任支出負担行為担当官 仙台港湾空港技術調査事務所長 東山和博 宮城県仙台市宮城野区榴岡5-1-35	平成24年4月2日	大和情報サービス(株) 東京都台東区上野7-14-4	会計法第29条の3第4項	1,995,000	1,898,820	95.2%	—	庁舎として借上げしている賃貸借室内の清掃については、ビル所有者である大和ハウス工業(株)から委任を受けている大和情報サービス(株)が、ビルの保守管理を含む総合的な運営業務を行っており、共用部分や他のテナントを含めビル全体の清掃業	①ロ	
横浜港南本牧地区灯浮標等保守管理 当該設備の保守管理	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月2日	信幸建設(株) 東日本支社 横浜市鶴見区安善町1-3	会計法第29条の3第4項	32,938,500	32,550,000	98.8%	—	南本牧ふ頭建設事業の共同事業者である横浜市との「横浜港南本牧ふ頭建設工事に伴う付帯工事及び船舶航行安全管理に係る協定書」により、同市と同じ相手方と契約することを取り決めているため。	①イ(ニ)	
後納郵便料	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 吉永清人 横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,792,996	1,792,996	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能なる事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①ニ(ハ)	
東京国際空港D滑走路維持管理等工事 当該滑走路の維持管理	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月2日	鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・新日鉄エンジニア・JFEエンジニア・大成・東亜・東洋・西松・前田・三菱重工・みらい・若築異工種建設工事共同企業体 代表者鹿島建設(株)東京土木支店	会計法第29条の3第4項	405,657,000	405,300,000	99.9%	—	当該滑走路は、我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造であり、最先端の特殊部材も多数使用していることから、種々の管理・観測・測定及び維持・補修には、設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力や専門知識が必要不可欠であり、技術的競争性がないため。 また、学識経験者による第三者委員会からも、維持管理は当該共同企業体と契約することが適切であるとの結論を得ている。	①ニ(ヘ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
行財政情報サービス提供業務 中央省庁や地方自治体からの情報発信及び各種データの提供を受けるもの	支出負担行為担当 官 関東地方整備局 副局長 横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月2日	(株)時事通信社 東京都中央区 銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	2,772,000	2,772,000	100.0%	—	中央省庁や地方自治体からの情報発信及び各種データの提供をできる者が他に無いため。	①二(へ)	
東京空港整備事務所分庁舎借上 庁舎建物の借上	支出負担行為担当 官 関東地方整備局 副局長 横浜市中区北仲通5-57	平成24年4月2日	空港施設(株) 東京都大田区 羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	44,049,096	44,049,096	100.0%	—	立地場所及び必要床面積の必須条件を満たす物件が他に無いため。	①口	
建物賃貸借料(中根 宿舎) 職員用宿舎の賃貸借	分任支出負担行為担当 官 鹿島港湾・空港 整備事務所長 鹿嶋市大字粟生 2254	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護 法により非開 示)	会計法第29条の3第4項	1,704,000	1,704,000	100.0%	—	当該物件は、当所の必要条件を満たす家屋の調査を行い、大蔵省(当時)の承認を得て、平成3年度より国家公務員有料宿舎(中根宿舎)として設置している物件であり、平成24年度においても継続して借受するものであるが、契約の相手方は、同物件の所有者であり、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
東京港港湾業務艇棧橋使用料 当該港湾業務艇係船のための棧橋使用料	分任支出負担行為担当 官 東京港湾事務所 所長 東京都江東区新 木場1-6-25	平成24年4月2日	新木場二丁目 地区建設業協 議会 東京都江東区 新木場2-3-1	会計法第29条の3第4項	1,830,000	1,830,000	100.0%	—	近隣において、当該港湾業務艇に係船できる施設が他に無いため。	①口	
NHK放送受信料	支出負担行為担当 官 中部地方整備局 副局長 名古屋市築地町 2番地	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区 神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,120,285	1,120,286	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
官報広告料	支出負担行為担当官 中部地方整備局 副局長 名古屋市築地町2番地	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	2,704,800	2,704,800	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約(金額は予定調達総額)
平成24年度本局・名古屋港湾事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局 副局長 名古屋市築地町2番地	平成24年4月2日	名古屋港管理組合 名古屋市港区 港町1-11	会計法第29条の3第4項	14,911,452	14,911,452	100.0%	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さな	①ロ	
平成24年度名古屋港事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局 副局長 名古屋市築地町2番地	平成24年4月2日	名古屋港管理組合 名古屋市港区 港町1-11	会計法第29条の3第4項	5,365,836	5,365,836	100.0%	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さな	①ロ	
平成24年度名古屋港湾空港技術調査事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局 副局長 名古屋市築地町2番地	平成24年4月2日	愛知県知事 名古屋市中区 三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	9,872,922	9,872,922	100.0%	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さな	①ロ	
港湾施設用地占用料(事前混合処理プラント設置)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 清水港湾事務所 静岡市清水区日の出町7-2	平成24年4月2日	清水港港湾管理者静岡県知事 静岡市葵区追手町9番6号	会計法第29条の3第4項	3,675,000	3,675,000	100.0%	—	資材等の仮置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さなかった	①ロ	平成25年度予定無し

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度田子の浦港湾合同庁舎建物使用料及び土地使用料(田子の浦港駐車場)	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 名古屋市築地町2番地	平成24年4月2日	名古屋税関 名古屋市港区入船2-3-12	会計法第29条の3第4項	927,466	927,466	100.0%	—	庁舎等の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さない	①口	
港湾施設用地占用料(浚渫土砂の仮置場および中間処理設備設置場所)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局清水港湾事務所 静岡市清水区日の出町7-2	平成24年4月2日	田子の浦港湾管理者静岡 県知事 静岡市葵区追手町9番6号	会計法第29条の3第4項	8,082,980	8,082,980	100.0%	—	資材等の仮置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
「清龍丸」けい留関連施設用地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局名古屋港湾事務所 名古屋市港区築地町6番地	平成24年4月2日	(財)名古屋港埠頭公社 名古屋市港区空見町40番地	会計法第29条の3第4項	890,088	890,088	100.0%	—	清龍丸係留施設関連用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
平成24年度港湾施設用地使用料(三河港湾事務所用地)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三河港湾事務所 豊橋市神野埠頭1番地1	平成24年4月2日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	4,815,000	4,815,000	100.0%	—	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
平成24年度港湾施設用地使用料(衣浦港湾事務所用地)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三河港湾事務所 豊橋市神野埠頭1番地1	平成24年4月2日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	4,070,280	4,070,280	100.0%	—	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
四日市港湾事務所資材置場外土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 四日市港湾事務所 四日市新正三丁目7番27号	平成24年4月2日	三交不動産(株) 津市丸之内9-18	会計法第29条の3第4項	1,992,000	1,992,000	100.0%	—	資材置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所で行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
津松阪港建材資材仮置用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 四日市港湾事務所 四日市新正三丁目7番27号	平成24年4月2日	津市 津市西丸之内23-1	会計法第29条の3第4項	1,357,540	1,357,540	100.0%	—	資材置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所で行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
津松阪港建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 四日市港湾事務所 四日市新正三丁目7番27号	平成24年4月2日	(有)市川貸ビル 津市万町津1671	会計法第29条の3第4項	4,800,000	4,800,000	100.0%	—	庁舎用地(土地及び建物)の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所で行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
料金計器別納郵便料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局 副局長 田邊俊郎 神戸市中央区海岸通29	平成24年4月2日	日本郵便(株) 神戸市中央区 栄町通6-2-1	会計法29条の3第4項	1,500,000	1,306,660	87.1%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能なる事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
港湾事務所清掃等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所長 鈴木徹 大阪市港区弁天1丁目2番1-1500	平成24年4月2日	関西明装(株) 吹田市江坂町1-23-101	会計法第29条の3第4項	1,186,500	1,182,300	99.6%	—	本件は、本事務所が賃借する事務所の専有部分の清掃等を行うものである。本件に関しては管理規則により、事務所の管理会社が指定する清掃業者に委託することが決められているた	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
事務所用地賃貸借	分任支出負担行為担当代理 近畿地方整備局 和歌山港湾事務所副所長 河村良一 和歌山市湊薬種畑の坪1334	平成24年4月2日	和歌山県知事 和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	—	1,096,640	—	—	本件は、庁舎敷地を借り入れるものである。必要な条件を満たすのは当該物件しかなく、供給者が一に特定されるため	①口	
後納郵便料	支出負担行為担当 中国地方整備局 副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年4月2日	郵便事業(株) 広島県広島市中区国泰寺町1-4-1	会計法第29条の3第4項	1,598,990	1,598,990	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能ない事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	
官報公告等掲載料	支出負担行為担当 中国地方整備局 副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	2,626,155	2,626,155	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
庁舎清掃業務	支出負担行為担当 中国地方整備局 副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年4月2日	テルウェル西 日本(株)中国 支店 広島市中区基町6番78号	会計法第29条の3第4項	1,627,307	1,600,200	98.3%	—	中国地方整備局本局庁舎はNTT都市開発(株)からNTTクレド白島ビルの一室を借上しており、当該ビル共用スペースを除く各テナント内の清掃業務については、ビル管理上の事由により、借上契約の相手方であるNTT都市開発(株)の指定業者以外は行えない旨が定められ	①口	
庁舎賃貸借(その3)	支出負担行為担当 中国地方整備局 副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年4月2日	(株)宇部兵衛 仏閣堂 宇部市大字中野開作241番地の7	会計法第29条の3第4項	15,000,000	14,994,000	100.0%	—	本賃貸借は、宇部港湾・空港整備事務所の庁舎として、平成21年10月1日より使用しているものであるが、平成25年度も引き続き庁舎として使用する必要がある	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
建物(事務室)賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局 副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年4月2日	(一財)玉野産業振興公社 岡山県玉野市築港1丁目1番3号	会計法第29条の3第4項	13,138,500	13,138,500	100.0%	—	本賃貸借は、宇野港湾事務所の事務室及び会議室として、平成13年6月25日より賃貸借契約しているものであるが、平成25年度も引き続き事務室等として使用する	①口	
土地賃貸借(境港事務所)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 境港湾・空港整備事務所長 島崎正寛 境港市昭和町9	平成24年4月2日	鳥取県境港水産事務所 鳥取県鳥取市東町1-220	会計法第29条の3第4項	2,757,502	2,757,502	100.0%	—	本賃貸借は、中国地方整備局境港湾・空港整備事務所の庁舎用地として、鳥取県が所有する土地を昭和44年から借り上げているものであるが、平成25年度も引き続き使用する必要がある	①口	
浜田港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 境港湾・空港整備事務所長 島崎正寛 境港市昭和町9	平成24年4月2日	(株)三協商会 鳥取県米子市両三柳246	会計法第29条の3第4項	3,704,400	3,704,400	100.0%	—	本賃貸借は、境港湾・空港整備事務所浜田港出張所の事務室として使用するために、平成13年1月1日より(株)三協商会と賃貸借契約しているものであり、平成25年度も引き続き事務室等として使用する必要がある	①口	
水島港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 宇野港湾事務所長 高岡佳輝 玉野市築港1-1-3	平成24年4月2日	(有)新倉敷原田企画 倉敷市玉島乙島788番地	会計法第29条の3第4項	5,544,000	5,544,000	100.0%	—	本賃貸借は、宇野港湾事務所水島港出張所の事務室として、平成23年4月1日より賃貸借契約しているものであるが、平成25年度も引き続き事務室等として使用する必要があるため。	①口	
海洋環境課用地借入	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所長 西村大司 広島市南区宇品海岸10-28	平成24年4月2日	呉市長 呉市中央4-1-6	会計法第29条の3第4項	2,644,740	2,644,740	100.0%	—	本借入は、広島港湾・空港整備事務所海洋環境課の敷地として使用する為に、呉市行政財産の使用許可を得て借上しているものであるが、平成25年度も引き続き使用する必要がある	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
ポートビュー広島用地借入	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所長 西村大司 広島市南区宇品海岸10-28	平成24年4月2日	広島市長 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号	会計法第29条の3第4項	5,070,636	5,070,636	100.0%	—	本借入は、広島港湾・空港整備事務所の職員用宿舎用地として使用するために、広島市と賃貸借契約しているものであるが、平成25年度も引き続き使用する必要があるため。	①口	
福山港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所長 西村大司 広島市南区宇品海岸10-28	平成24年4月2日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1丁目4番35号	会計法第29条の3第4項	6,172,236	4,057,956	65.7%	—	本賃貸借は、福山港出張所の事務室として使用するために平成17年度より住友生命保険相互会社と賃貸借契約しているものであるが、平成25年度も引き続き事務室として使用する必	①口	
職員宿舎賃貸借	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所長 西村大司 広島市南区宇品海岸10-28	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,056,000	1,056,000	100.0%	—	本賃貸借は、職員用宿舎として賃貸借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成25年度も同人に引き続き貸与する必要があるため。	①口	
岩国港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 宇部港湾事務所長 森宣夫 宇部市大字妻崎開作32-1	平成24年4月2日	広成建設(株) 広島市東区上大須賀町1-1	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	—	本賃貸借は、宇部港湾・空港整備事務所岩国出張所として使用するために、平成17年4月1日より広成建設株式会社と賃貸借契約をしているものであるが、平成25年度も引き続き事務室等として使用する	①口	
茜町住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当 四国地方整備局 次長 白石哲也 香川県高松市サンポート3番33号	平成24年4月2日	(株)穴吹ハウジングサービス 香川県高松市紺屋町3-6	会計法第29条の3第4項	957,900	957,900	100.0%	—	職員宿舎として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
放送受信料	支出負担行為担当官 九州地方整備局 副局長 難波喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,563,788	1,563,788	100.0%	-	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため	①イ(イ)	
建物465.85㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 北九州市門司区西海岸1丁目4-	平成24年4月2日	第一警備保障(株) 北九州市戸畑区川代2-1-2	会計法第29条の3第4項	3,024,000	2,240,700	74.1%	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①ロ	
建物93.58㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 酒井浩二 福岡市中央区大手門2-5-33	平成24年4月2日	日本コークス工業(株)九州事務所 大牟田市小浜町1-2-1	会計法第29条の3第4項	3,317,680	3,317,680	100.0%	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①ロ	
佐伯港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所長 梅崎康浩 別府市石垣東10-3-15	平成24年4月2日	藤沢商店(有) 佐伯市大字戸穴595	会計法第29条の3第4項	2,070,000	2,070,000	100.0%	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①ロ	
中津港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所長 梅崎康浩 別府市石垣東10-3-15	平成24年4月2日	ランドマーク(有) 中津市大字中殿町563番地1	会計法第29条の3第4項	3,920,000	3,920,000	100.0%	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地2, 976.60平方メートル 借受料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所長 内藤孝 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成24年4月2日	長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所 長崎市国分町3-30	会計法第29条の3第4項	8,457,657	8,457,657	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
土地2, 768. 47㎡	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所長 大呑智正 熊本市南区川尻2-8-61	平成24年4月2日	熊本県 熊本市中央区 水前寺6-8-1	会計法第29条の3第4項	4,119,483	4,119,483	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
土地1, 845. 82㎡	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所長 大呑智正 熊本市南区川尻2-8-61	平成24年4月2日	熊本県 熊本市中央区 水前寺6-8-1	会計法第29条の3第4項	1,151,904	1,151,904	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
土地1, 875. 01㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 三島理 宮崎市港1-16	平成24年4月2日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,050,737	1,050,737	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
宿舍2戸賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 三島理 宮崎市港1-16	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,344,000	1,344,000	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宿舍1戸賃貸借	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 宮崎港湾・空港 整備事務所長 三島理 宮崎市港1-16	平成24年4月2日	(株)西村 日向市大字日 知屋15837-2	会計法第29条の3第 4項	840,000	840,000	100.0%	—	当該場所で行うことが不 可能であることから場所 が限定され、供給者が 一に特定されるため。	①ロ	
土地1576.74㎡賃貸 借	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 関門航路事務所長 中島晋 北九州市小倉北 区浅野3丁目7-	平成24年4月2日	北九州市 北九州市小倉 北区内1-1	会計法第29条の3第 4項	1,080,098	1,080,098	100.0%	—	当該場所で行うことが不 可能であることから場所 が限定され、供給者が 一に特定されるため。	①ロ	
日本放送協会受信料	支出負担行為担 当官 札幌開発建設部 長 西村泰弘 札幌市中央区北 2条西19丁目	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区 神南2-2-1	会計法第29条の3第 4項	1,712,665	1,712,665	100.0%	—	放送法第64条の規定に より締結した受信契約 に基づく受信料である ため。	①イ(イ)	
芦別取水ダム等の管 理業務	支出負担行為担 当官 札幌開発建設部 長 西村泰弘 札幌市中央区北 2条西19丁目	平成24年4月2日	電源開発(株) 東京都中央区 銀座6-15-1	会計法第29条の3第 4項	67,704,000	67,704,000	100.0%	—	相手方と河川法に基づ くダムの具体的な管理 方法を定めた協定を締 結し、維持管理業務を 委託しているため。	①イ(イ)	
放送受信料	支出負担行為担 当官代理 室蘭開発建設部 次長 藤田望 室蘭市入江町1- 14	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区 神南2-2-1	会計法第29条の3第 4項	1,181,770	1,181,770	100.0%	—	放送法第64条の規定に より締結した受信契約 に基づく受信料である ため。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月2日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号第33森ビル3階	会計法第29条の3第4項	1,661,793	1,661,793	100.0%	2	本業務は、宅地建物取引業に係る免許行政庁(国土交通本省、北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局及び全国47都道府県)が保有する宅地建物取引業者及び取引主任者の情報を1データベース化し、2当該データベースの運用管理等を図るものである。 当該システムの運用については、国土交通省と47都道府県において締結された、「宅地建物取引業免許事務等処理システムに関する取決書」(平成14年6月14日施行)により、(財)不動産適正取引推進機構が唯一の管理・運営機関とされていることから、	①イ(二)	単価契約
営繕積算システムRIBC2の賃貸借	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月2日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	1,133,055	1,133,055	100.0%	6	営繕積算システムRIBC2は、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向を基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出をすることが出来る唯一のシステムである。また、営繕積算システムRIBC2の賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているところであることから、(財)建築コスト管理システム研究所と随意契約を行うものである。	①イ(二)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
兜野排水機場・北檜山排水機場操作委託業務	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 高橋敏彦 函館市大川町1番27号	平成24年4月2日	せたな町 久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1	会計法第29条の3第4項	3,356,938	3,356,938	100.0%	—	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに関する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	①イ(ニ)	単価契約
小清水歩道ヒーティング源泉管理	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 板倉純 網走市新町2丁目6番1号	平成24年4月2日	小清水町 北海道斜里郡小清水町字小清水217番地	会計法第29条の3第4項	1,241,000	1,241,000	100.0%	—	「小清水町歩道ヒーティング」に利用する温泉湯の供給を受けるため、源泉管理を実施している小清水町との協定に基づき、契約の相手方を明確に特定している	①イ(ニ)	
東雲排水機場操作委託	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 吉井厚志 留萌市寿町1丁目68	平成24年4月2日	留萌市 北海道留萌市幸町1丁目11番地	会計法第29条の3第4項	2,150,756	2,150,756	100.0%	—	当該排水機場は洪水等の緊急時に迅速に操作を行わなくてはならないことから、河川法第99条「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」の規定に基づき、河川管理者として、委託する必要がある施設であるとの判断から関係地方公共団体である留萌市と委託協定書を締結し、随意契約を行うものである	①イ(ニ)	単価契約
高砂排水機場操作委託	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 吉井厚志 留萌市寿町1丁目68	平成24年4月2日	留萌市 北海道留萌市幸町1丁目11番地	会計法第29条の3第4項	2,374,437	2,374,437	100.0%	—	当該排水機場は洪水等の緊急時に迅速に操作を行わなくてはならないことから、河川法第99条「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」の規定に基づき、河川管理者として、委託する必要がある施設であるとの判断から関係地方公共団体である留萌市と委託協定書を締結し、随意契約を行うものである	①イ(ニ)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
定期刊行物「北海道通信日刊建設版」購入	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	5,670,000	5,670,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約
平成24年度定期刊行物(北海道通信日刊建設版)単価契約	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 高橋敏彦 函館市大川町1番27号	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 札幌市中央区北5条西6	会計法第29条の3第4項	3,402,000	3,402,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約
定期刊行物北海道通信日刊建設版	支出負担行為担当官 小樽開発建設部長 山口登美男 小樽市潮見台1丁目15番5号	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 札幌市中央区北5条西6	会計法第29条の3第4項	2,646,000	2,646,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約
定期刊行物北海道通信日刊建設版	支出負担行為担当官 旭川開発建設部長 鎌田照章 旭川市宮前通東4155番31	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 札幌市中央区北5条西6	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約
定期刊行物北海道通信日刊建設版	支出負担行為担当官代理 室蘭開発建設部次長 藤田望 室蘭市入江町1-14	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 札幌市中央区北5条西6	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約
北海道通信・日刊建設版購入	支出負担行為担当官 釧路開発建設部長 岡部和憲 釧路市幸町10丁目3番地	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 札幌市中央区北5条西6	会計法第29条の3第4項	2,646,000	2,646,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
北海道通信日刊建設版	支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 大内幸則 帯広市西4条南8丁目	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北五条西6-1	会計法第29条の3第4項	3,024,000	3,024,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約
北海道通信日刊建設版(日刊)購入(単価契約)	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 板倉純 網走市新町2丁目6番1号	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北五条西6-1	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約
定期刊行物北海道通信日刊建設版	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 吉井厚志 留萌市寿町1丁目68	平成24年4月2日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北五条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,268,000	2,268,000	100.0%	—	再販売価格維持制度が維持されており、供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①二(二)	単価契約
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月2日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	本業務は、建設工事の適正な施工を確保するため、最新の監理技術者資格者証交付者に関する情報及び同技術者等の専任配置確認結果情報、建設業許可情報等の提供を受けるものであり、これらの情報を集積し、提供できるシステムを保有している法人は他にはないため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「インターネット行政情報サービス」(iJAMP)提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月2日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	4,410,000	4,410,000	100.0%	—	時々刻々発生する事項を北海道開発行政に反映するために、官公庁の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース等の情報の提供を受ける必要があり、「iJAMP」はその提供も迅速であり、上記情報のほか、平成8年以降のデータベースを有している。これらの情報をインターネットを利用し、職員のクライアントパソコンで見られるよう情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため。	①二(へ)	
平成24年度北海道開発局例規集データベース更新外業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月2日	第一法規(株) 東京都港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	11,655,000	11,655,000	100.0%	—	著作者に自然発生する著作者人格権(同一性の保持権)を有する唯一の相手方であるため。	①二(へ)	単価契約
Web建設物価の利用	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月2日	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項	1,950,480	1,950,480	100.0%	—	(一財)建設物価調査会がWeb建設物価を提供している唯一の機関であるため。	①二(へ)	
登記情報提供業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月2日	(財)民事法務協会 東京都千代田区神田1丁目13番7号四国ビル	会計法第29条の3第4項	1,142,586	1,142,586	100.0%	—	情報を提供することが可能な機関は(財)民事法務協会のみであるため	①二(へ)	単価契約
平成24年度道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 札幌道路事務所 石川博之 札幌市豊平区水車町1丁目1番2	平成24年4月2日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10平河町第一生命ビル3階	会計法第29条の3第4項	7,450,800	6,458,550	86.7%	—	当該情報の提供を行っているのは、(一財)道路管理センターのみであるため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
官報公告等掲載契約	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	5,580,000	5,580,000	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
官報公告等掲載契約	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	3,152,140	3,152,140	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
官報公告料(単価契約)	支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 大内幸則 帯広市西4条南8丁目	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	1,162,770	1,162,770	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
網走開発建設部官報公告等掲載契約(単価契約)	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 板倉純 網走市新町2丁目6番1号	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	1,672,860	1,672,860	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
道路交通管理室借上げ賃貸料外一式	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月2日	三井住友信託銀行(株) 東京都港区芝3-33-1	会計法第29条の3第4項	24,953,844	24,953,844	100.0%	—	道路交通管理室業務を行うための条件に合致する賃貸物件としては、当該物件しかなく、また、移転に要する費用や条件に見合う場所がないことから、本建物の所有者である中央三井信託銀行(株)以外これを満たすことができる者	①ロ	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備 考
共同収容設備賃貸借(岩見沢河川事務所)	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月2日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項	1,694,700	1,694,700	100.0%	—	当局専用管路未整備区間における光ファイバーケーブル接続のため、当該箇所に既設管路を保有する当該受注者と契約する必要があるため。	①口	単価契約
宮城運輸支局自動車登録書類保管業務請負契約	支出負担行為担当官 東北運輸局長 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成24年4月2日	東邦運輸倉庫株式会社 宮城県仙台市宮城野区日の出町3-4-21	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,083,180	973,938	89.9%	—	書類保管業務を行う事業者の条件として、ISMS認証が取得されていることと、円滑な行政事務を行うために保管場所が宮城運輸支局から近距離であることが必要不可欠であり、これらの条件を満たす事業者は、当該事業者しかいないため随意契約とし	①口	単価契約
気仙沼海事事務所仮事務所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 東北運輸局長 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成24年4月2日	株式会社気仙沼産業センター 宮城県気仙沼市魚市場前7-13	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,131,500	2,131,500	100.0%	—	東日本大震災に伴い仮庁舎で業務を行う気仙沼海事事務所の事務室賃貸借契約である。当初、庁舎改修工事完了の予定が平成24年10月末に計画され、契約期間も4月1日から10月31日までとしていたが、工期の延伸及び庁舎周辺のライフライン復旧の見通しが立たないことから、今年度内の合同庁舎への移転が不可能となり、引き続き当該契約を継続する必要が生じ	①口	
郵便料金	支出負担行為担当官 近畿運輸局長 石津緒 大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月2日	郵便事業(株) 大阪市北区梅田3-2-4	会計法第29条の3第4項	10,939,000	10,939,000	100.0%	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
料金後納郵便	支出負担行為担当官 四国運輸局長 丸山研一 高松市松島町1-17-33	平成24年4月2日	郵便事業(株) 高松支店 高松市内町1-15	会計法第29条の3第4項	—	1,775,040	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	単価契約
塵芥処理作業	中坪克行 成田空港事務所 千葉県成田市古込字込前133	平成24年4月2日	(株)ナリコー 千葉県成田市三里塚光が丘1-1331	会計法第29条の3第4項	1,157,100	1,157,100	100.0%	—	成田市との取り決めにより、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、左記相手方が当該施設の所在する地区の唯一の業者であるた	①イ(ニ)	(限度額)単価契約
平成24年度塵芥排出処理	堤清 東京空港事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	平成24年4月2日	(株)櫻商会 東京都大田区京浜島2-14-11	会計法第29条の3第4項	6,143,413	6,143,413	100.0%	—	大田区との取り決めにより、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、左記相手方が当該施設の所在する地区の唯一の業者であるた	①イ(ニ)	(限度額)単価契約
官報公告等掲載	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月2日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	4,949,857	4,949,857	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	(限度額)単価契約
朝日新聞ほかの購入	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 野俣光孝 東京都千代田区大手町1-3-4	平成24年4月2日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	1,688,604	1,688,604	100.0%	—	全国紙等の新聞を購入するものである。本件により調達する各紙は再販売価格が維持されており価格競争がないとともに、販売区域も限定されている。丸の内新聞事業協同組合は本件により調達する全ての新聞を取り扱うとともに、販売区域に気象庁所在地を含む唯一の販売店	①二(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
料金後納郵便	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 野俣光孝 東京都千代田区 大手町1-3-4	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都中央区 銀座8-20-26	会計法第29条の3第4項	—	7,412,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	単価契約
気象庁航空交通気象センター宿舎借上	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 野俣光孝 東京都千代田区 大手町1-3-4	平成24年4月2日	(独)都市再生機構 福岡県福岡市 中央区長浜2-2-4	会計法第29条の3第4項	11,156,400	11,156,400	100.0%	—	航空交通気象センターに勤務する職員用に住宅の借り上げを行うものである。立地等の条件が重要であり、供給者が特定されるため。	①ロ	
札幌航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 牧原康隆 札幌市中央区北2条西18丁目	平成24年4月2日	北海道宗谷総合振興局長(北海道) 稚内市末広4-2-27	会計法第29条の3第4項	3,310,000	3,310,000	100.0%	—	北海道との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている北海道に委託を行う	①イ(ニ)	
奥尻航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 牧原康隆 札幌市中央区北2条西18丁目	平成24年4月2日	北海道渡島総合振興局長(北海道) 北海道函館市 美原4-6-16	会計法第29条の3第4項	3,154,000	3,154,000	100.0%	—	北海道との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行なっている北海道に委託を行	①イ(ニ)	
料金後納郵便	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 牧原康隆 札幌市中央区北2条西18丁目	平成24年4月2日	郵便事業(株) 札幌市東区北6条東1丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,380,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
料金後納郵便	支出負担行為担当官 仙台管区気象台長 川津拓幸 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15	平成24年4月2日	郵便事業(株) 宮城県仙台市宮城野区原町6丁目2-32	会計法第29条の3第4項	—	1,366,000	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	単価契約
料金後納郵便	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 栗原弘一 東京都千代田区大手町1-3-4	平成24年4月2日	郵便事業(株) 東京都中央区銀座8-20-26	会計法第29条の3第4項	—	2,714,620	—	—	郵便法に規定する郵便の送達が可能事業者は、郵便事業株式会社のみであり競争を許さないため	①二(ハ)	単価契約
中部航空地方気象台映像配信設備の使用	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 栗原弘一 東京都千代田区大手町1-3-4	平成24年4月2日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	1,132,488	1,132,488	100.0%	—	空港ターミナルビルにより観測室からの視程が一部困難であるため、中部国際空港(株)が設置した空港内監視カメラの映像の分岐を受けるための映像配信設備を使用するものである。当該映像配信設備は中部国際空港(株)のみが提供可能であるため。	①二(ヘ)	
静岡空港出張所職員用宿舍の借上	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 栗原弘一 東京都千代田区大手町1-3-4	平成24年4月2日	東建コーポレーション(株) 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-33	会計法第29条の3第4項	2,952,000	2,952,000	100.0%	—	静岡空港出張所に勤務する職員用に住宅の借り上げを行うものである。立地等の条件が重要であり、供給者が特定されるため。	①ロ	
石見及び隠岐航空気象観測所業務請負	支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 永田雅 大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月2日	島根県知事 島根県松江市殿町1	会計法第29条の3第4項	14,068,525	14,068,525	100.0%	—	島根県との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている島根県に委託を行う	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度上五島航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	新上五島町 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	会計法第29条の3第4項	—	1,822,000	—	—	新上五島町との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務を委託するものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている新上五島町に委託を	①イ(ニ)	
平成24年度小値賀航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	小値賀町 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	会計法第29条の3第4項	—	1,862,000	—	—	小値賀町との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務を委託するものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている小値賀町に委託を行	①イ(ニ)	
平成24年度壱岐航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	長崎県 長崎県長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	—	3,517,000	—	—	長崎県との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている長崎県に委託を行う	①イ(ニ)	
平成24年度屋久島航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	屋久島町 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469-45	会計法第29条の3第4項	—	4,647,000	—	—	屋久島町との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている屋久島町に委託を行	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度喜界航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	喜界町 鹿児島県大島郡喜界町湾1746	会計法第29条の3第4項	—	4,447,000	—	—	喜界町との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている喜界町に委託を行う	①イ(ニ)	
平成24年度徳之島航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	天城町 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1	会計法第29条の3第4項	—	4,573,000	—	—	天城町との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている天城町に委託を行う	①イ(ニ)	
平成24年度沖永良部航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	和泊町 鹿児島県大島郡和泊町和泊10	会計法第29条の3第4項	—	4,395,000	—	—	和泊町との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている和泊町に委託を行う	①イ(ニ)	
平成24年度与論航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	与論町 鹿児島県大島郡与論町茶花32-1	会計法第29条の3第4項	—	4,399,000	—	—	与論町との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている与論町に委託を行うも	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡航空測候所宿舍借上	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	(独)都市再生機構 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	会計法第29条の3第4項	4,372,800	4,372,800	100.0%	—	福岡航空測候所に勤務する職員用に住宅の借り上げを行うものである。立地等の条件が重要であり、供給者が特定されるため。	①口	
種子島空港出張所宿舍借上	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月2日	睦建設(株) 鹿児島県西之表市東町151	会計法第29条の3第4項	2,494,800	2,494,800	100.0%	—	種子島空港出張所に勤務する職員用に住宅の借り上げを行うものである。立地等の条件が重要であり、供給者が特定されるため。	①口	
粟国航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成24年4月2日	粟国村 沖縄県島尻郡粟国村字東367	会計法第29条の3第4項	—	3,374,000	—	—	粟国村との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている粟国村に委託を行う	①イ(二)	
北大東航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成24年4月2日	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218	会計法第29条の3第4項	—	2,861,000	—	—	北大東村との間で締結している航空気象観測所業務の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている北大東村に委託を行う	①イ(二)	
多良間航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成24年4月2日	多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2	会計法第29条の3第4項	—	3,431,000	—	—	多良間村との間で締結している航空気象観測所の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている多良間村に委託を行うも	①イ(二)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
慶良間航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成24年4月2日	座間味村 沖縄県島尻郡 座間味村字座間味109	会計法第29条の3第4項	—	1,569,000	—	—	座間味村との間で締結している航空気象観測所の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている座間味村に委託を行うも	①イ(ニ)	
波照間航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成24年4月2日	竹富町 沖縄県石垣市 美崎町11	会計法第29条の3第4項	—	1,594,000	—	—	竹富町との間で締結している航空気象観測所の実施に関する協定に基づき、観測所業務の委託を行うものである(航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行っている竹富町に委託を行うも	①イ(ニ)	
住宅賃貸借料(下地島住宅)	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成24年4月2日	下地島空港施設(株) 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1727	会計法第29条の3第4項	—	2,876,400	—	—	那覇航空測候所下地島空港出張所に勤務する職員用に住宅の借上げを行うものである。立地等の条件が重要であり、供給者が特定される	①ロ	
住宅賃貸借料(スカイハイツ喜納)	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	—	2,088,000	—	—	那覇航空測候所に勤務する職員用に住宅の借上げを行うものである。立地等の条件が重要であり、供給者が特定されるため。	①ロ	
住宅賃貸借料(宮国マンション・キャッスル石川)	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成24年4月2日	住宅情報センター(株) 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	会計法第29条の3第4項	—	1,308,000	—	—	那覇航空測候所宮古空港出張所に勤務する職員用に住宅の借上げを行うものである。立地等の条件が重要であり、供給者が特定される	①ロ	
上下水道料	支出負担行為担当官 海上保安学校長 長澤安純 舞鶴市字長浜2001番地	平成24年4月2日	舞鶴市水道事業管理者 京都府舞鶴市字北吸1044	会計法第29条の3第4項	—	4,262,509	—	—	上下水道を供給できるのは、当該地域において他に無く、競争を許さないため。	①ニ(ロ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
上下水道料	支出負担行為担当官 海上保安学校長 長澤安純 舞鶴市字長浜 2001番地	平成24年4月2日	北九州市水道局 北九州市小倉 北区大手町1-1	会計法第29条の3第4項	—	523,235	—	—	上下水道を供給できるのは、当該地域において他に無く、競争を許さないため。	①ニ(ロ)	
海上保安学校訓練場敷地借上	支出負担行為担当官 海上保安学校長 長澤安純 舞鶴市字長浜 2001番地	平成24年4月2日	JX日鉱日石エネルギー株式会社 東京都千代田区 大手町二丁目6番3号	会計法第29条の3第4項	2,094,585	2,094,585	100.0%	—	当該場所であれば教育訓練を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 佐藤尚之 小樽市港町5-2	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区 神南2丁目2番1号	会計法第29条の3第4項	2,339,800	2,339,800	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため。	①イ(イ)	
網走無線方位信号所局舎敷地借上	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 佐藤尚之 小樽市港町5-2	平成24年4月2日	網走市 北海道網走市 南6条東4	会計法第29条の3第4項	3,893,399	3,893,399	100.0%	—	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がな	①ロ	
木地挽中継所及び大野送信所敷地借上	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 佐藤尚之 小樽市港町5-2	平成24年4月2日	北斗市 北海道北斗市 中央1-3-10	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	—	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がな	①ロ	
十勝太ロランC局敷地借上	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 佐藤尚之 小樽市港町5-2	平成24年4月2日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,465,715	1,465,715	100.0%	—	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がな	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
NHK放送受信料	支出負担行為担当 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,035,545	1,035,545	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため	①イ(イ)	
常滑地区宿舍借上	支出負担行為担当 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年4月2日	東建ビル管理(株) 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1-33	会計法第29条の3第4項	1,344,000	1,344,000	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	
名古屋港海上交通センター(土地)ほか借料	支出負担行為担当 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年4月2日	名古屋港管理組合(施設運営事業会計) 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1-33	会計法第29条の3第4項	28,168,314	28,168,314	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	
名古屋港高潮防波堤東信号所(建物)ほか借料	支出負担行為担当 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年4月2日	名古屋港管理組合(一般会計) 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1-33	会計法第29条の3第4項	1,671,972	1,671,972	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	
借上宿舍借料(伊勢湾センター用)	支出負担行為担当 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年4月2日	松屋ハウジング株式会社 愛知県豊橋市柱六番町146	会計法第29条の3第4項	5,880,000	5,880,000	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	
借上宿舍借料(常滑)	支出負担行為担当 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年4月2日	常滑市会計管理者(市民税) 愛知県常滑市新開町4-1	会計法第29条の3第4項	9,660,000	9,660,000	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
中部空港基地庁舎敷地借料	支出負担行為担当 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年4月2日	中部国際空港株式会社 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	17,464,452	17,434,879	99.8%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
ICカードリーダー等使用	支出負担行為担当 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年4月2日	中部国際空港株式会社 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	2,679,600	2,679,600	100.0%	—	中部空港海上保安航空基地は、中部国際空港株式会社が管理する空港制限区域内にあることから、同基地に立ち入るには、セキュリティ上、ICカードが必要となるた	①口	
平成24年度放送受信料	支出負担行為担当 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	—	1,043,560	—	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため	①イ(イ)	
水道料ほか(関空保安基地)	支出負担行為担当 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	関西国際空港株式会社出納職 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	—	6,619,497	—	—	関空島内は、施設維持管理費等を入居者が負担するよう協定により決定されており、供給者が一に特定されるため。	①ニ(口)	単価契約
関西空港海上保安航空基地敷地借料	支出負担行為担当 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	関西国際空港株式会社 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	110,019,151	110,019,151	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であるため。	①口	
関西空港海上保安航空基地分庁舎敷地借料	支出負担行為担当 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	関西国際空港株式会社 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	13,623,660	13,623,660	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大阪特殊警備基地訓練用敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	大阪府港湾局長 大阪府泉大津市なぎさ町6-1	会計法第29条の3第4項	3,014,762	3,014,762	100.0%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	①口	
大阪特殊警備基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	大阪府港湾局長 大阪府泉大津市なぎさ町6-2	会計法第29条の3第4項	8,105,446	8,105,446	100.0%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	①口	
高知港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1-2-20	会計法第29条の3第4項	11,967,073	11,967,073	100.0%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	①口	
神戸大型巡視船陸上施設用地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	神戸市会計管理者 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	916,536	916,536	100.0%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	①口	
浮標基地クレーン及び船着場借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	大阪市長 大阪府大阪市中之島1-3-20	会計法第29条の3第4項	1,341,360	1,341,360	100.0%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
公務員宿舍賃貸借	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	日和佐不動産株式会社徳島店 徳島県海部郡美波町奥河内字寺前198-4	会計法第29条の3第4項	1,128,000	1,128,000	100.0%	—	本契約は平成20年3月から日和佐不動産株式会社徳島店との間で締結している公務員宿舍借上契約であり、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するも	①口	
浮標基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	大阪市港湾局長 大阪府大阪市北区中ノ島1-3-20	会計法第29条の3第4項	21,583,672	21,583,672	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であるため。	①口	
和歌山海上保安部敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	和歌山県知事 和歌山県和歌山市築港6-22	会計法第29条の3第4項	814,200	814,200	100.0%	—	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であるため。	①口	
熱供給料(関空保安基地)	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 石指雅啓 神戸市中央区波止場町1-1	平成24年4月2日	関西国際空港熱供給株式会社 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	会計法第29条の3第4項	—	1,843,318	—	—	熱等の需給を必要とする施設に冷水及び蒸気を供給できるのは、当該施設の用地を賃貸借している関西国際空港(株)の子会社であり熱供給事業法に基づく事業認可を受けた当該者	①口	単価契約
放送受信料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 木田祐二 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成24年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	2,146,480	2,146,480	100.0%	—	放送法第64条に基づく日本放送協会に対する受信料の支払いのため。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宿舍借上げ(メゾンドラメールC201ほか2件)	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 木田祐二 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成24年4月2日	(有)長門不動産 山口県長門市東深川2684-5	会計法第29条の3第4項	2,232,000	2,232,000	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	①口	
宿舍借上げ(ライフステージ勝田ほか8件)	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 木田祐二 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成24年4月2日	シゲマツ不動産(有) 佐賀県伊万里市立花町3997-5	会計法第29条の3第4項	6,602,400	6,602,400	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	①口	
宿舍借上げ(ピュアコート中間9号ほか8件)	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 木田祐二 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成24年4月2日	壱岐不動産(株) 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触107-3	会計法第29条の3第4項	6,408,000	6,408,000	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	①口	
厳原地方合同庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 木田祐二 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成24年4月2日	対馬市 長崎県対馬市厳原町大字宮谷224	会計法第29条の3第4項	1,583,500	1,583,500	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	①口	
平戸(署)庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 木田祐二 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成24年4月2日	平戸市 長崎県平戸市岩の上町1508番地3	会計法第29条の3第4項	851,600	851,600	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
彦岐(署)庁舎敷地等借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 木田祐二 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成24年4月2日	彦岐市 長崎県彦岐市郷ノ浦町本村触562番地	会計法第29条の3第4項	936,146	936,146	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	①口	
平成24年度鳥取海上保安署庁舎敷地借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 河原功 京都府舞鶴市字下福井901	平成24年4月2日	鳥取県知事 鳥取県鳥取市東町1-220	会計法第29条の3第4項	1,165,441	1,165,441	100.0%	—	鳥取県知事との間に締結している鳥取海上保安署庁舎敷地借上は当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 河原功 京都府舞鶴市字下福井901	平成24年4月2日	株式会社日章土地 福井県敦賀市本町2-8-17	会計法第29条の3第4項	4,020,000	4,020,000	100.0%	—	株式会社日章土地との間に締結している公務員宿舎借上は平成20年4月1日から宿舎として借上げているものであり、継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①口	
公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 河原功 京都府舞鶴市字下福井901	平成24年4月2日	大和リビング株式会社北信越支店 石川県金沢市鞍月5-57	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	—	大和リビング株式会社北信越支店との間に締結している公務員宿舎借上は平成20年1月1日から宿舎として借上げているものであり、継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
香住地区公務員宿舍借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 河原功 京都府舞鶴市宇下福井901	平成24年4月2日	有限会社アシスト 兵庫県美方郡香美町香住区香住82-1	会計法第29条の3第4項	3,204,000	3,204,000	100.0%	—	有限会社アシストとの間に締結している公務員宿舍借上は平成20年10月1日から宿舍として借上げているものであり、継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	①口	
海上保安庁公務員宿舍借上(佐渡海上保安署)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 鈴木洋 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成24年4月2日	(株)中村工業 新潟県佐渡市畑野399	会計法第29条の3第4項	1,824,000	1,824,000	100.0%	—	本契約は平成19年2月から(株)中村工業との間で締結している公務員宿舍借上契約であり、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該	①口	
海上保安庁公務員宿舍借上(伏木海上保安部)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 鈴木洋 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成24年4月2日	東栄ホーム(株) 富山県高岡市旭ヶ丘46-30	会計法第29条の3第4項	960,000	960,000	100.0%	—	本契約は平成18年4月から東栄ホーム(株)との間で締結している公務員宿舍借上契約であり、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該	①口	
海上保安庁公務員宿舍借上(七尾海上保安部)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 鈴木洋 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成24年4月2日	(株)マグラ 石川県七尾市小丸山台2-51	会計法第29条の3第4項	2,196,000	2,196,000	100.0%	—	本契約は平成20年2月から(株)マグラとの間で締結している公務員宿舍借上契約であり、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当す	①口	
海上保安庁公務員宿舍借上(能登海上保安署)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 鈴木洋 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成24年4月2日	能登不動産 石川県鳳珠郡能登町宇出津夕字38-4	会計法第29条の3第4項	5,706,000	5,706,000	100.0%	—	本契約は平成19年6月から能登不動産との間で締結している公務員宿舍借上契約であり、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
自動車検査登録印紙の製造	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 中田徹 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年4月6日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	41,556,511	41,556,511	100.0%	—	(独)国立印刷局は、「すぎ入紙製造取締法(昭和22年法律第149号)」第1条の規定により、印紙その他公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことが法令上規定されている唯一の機関である。	①イ(イ)	単価契約
日刊建設工業新聞掲載料(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	平成24年4月6日	株式会社日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2丁目2番10号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	15,750	15,750	100.0%	—	本件は、契約手続の開始の公示又は入札公告を掲載するものである。簡易公募型プロポーザル方式等に基づく契約の発注にあたっては「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について(平成8年9月26日、建設省厚契発第38号)」において、手続開始の公示にあわせ業務名、担当部局等を日刊業界紙に掲載することとされており、当該業界紙は同通達により特定されている。日刊建設工業新聞社は上記通達にて特定されている日刊建設工業新聞を発行している唯一の機関である。	①ニ(ニ)	単価契約 予定 調達 総額 598,500

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
日刊建設産業新聞掲載料(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	平成24年4月6日	株式会社日刊建設産業新聞社 東京都板橋区1丁目48番9号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	15,750	15,750	100.0%	—	本件は、契約手続の開始の公示又は入札公告を掲載するものである。簡易公募型プロポーザル方式等に基づく契約の発注にあたっては「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について(平成8年9月26日、建設省厚契発第38号)」において、手続開始の公示にあわせ業務名、担当部局等を日刊業界紙に掲載することとされており、当該業界紙は同通達により特定されている。 日刊建設産業新聞社は上記通達にて特定されている日刊建設産業新	①二(二)	単価契約 予定 調達 総額 598,500

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
日刊建設通信新聞掲載料(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	平成24年4月6日	株式会社日刊建設通信新聞社 さいたま市中央区上落合9丁目13-6	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	15,750	15,750	100.0%	—	本件は、契約手続の開始の公示又は入札公告を掲載するものである。簡易公募型プロポーザル方式等に基づく契約の発注にあたっては「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について(平成8年9月26日、建設省厚契発第38号)」において、手続開始の公示にあわせ業務名、担当部局等を日刊業界紙に掲載することとされており、当該業界紙は同通達により特定されている。日刊建設通信新聞社は上記通達にて特定されている日刊建設通信新	①二(二)	単価契約 予定 総額 598,500
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	平成24年4月6日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,150,000	3,150,000	100.0%	4	本業務は、港湾・空港・海岸整備事業における業務執行の効率化を目的として、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾整備事業支援統合情報システムに監理技術者等有資格者情報及び建設業者情報を提供するものである。上記法人は、建設業法第27条の19第1項に規定する監理技術者資格者証の交付等事務を行う機関として唯一指定されており、監理技術者情報を一元的に管理し提供できる唯一の機関であるとともに、建設業者の許可情報、経営事項審査情報等を収集し提供できる唯一の機関である。	①二(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
月刊統計データCSV購入	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	平成24年4月6日	財団法人気象業務支援センター 東京都千代田区神田錦町3-17	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	59,280	59,280	100.0%	—	本件は、全国各地の気象官署で得られた地上気象観測資料と地域気象観測所で得られた地域気象観測(アメダス)資料より得られた気象編集データを購入するものである。 財団法人気象業務支援センターは当該データを提供する唯一の	①二(へ)	
公示に係る新聞掲載業務	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本 博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年4月6日	株式会社日刊建設通信新聞社 千葉県千葉市中央区中央1-10-5	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,575,000	1,575,000	100.0%	—	「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付け国地契第32号、国官技第344号、国営整第214号)により、管内で発行する日刊業界紙に参考掲載	①二(二)	単価契約
公示に係る新聞掲載業務	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本 博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年4月6日	株式会社日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,575,000	1,575,000	100.0%	—	「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付け国地契第32号、国官技第344号、国営整第214号)により、管内で発行する日刊業界紙に参考掲載	①二(二)	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
公示に係る新聞掲載業務	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本 博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年4月6日	株式会社日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1-48-9	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,575,000	1,575,000	100.0%	—	「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付け国地契第32号、国官技第344号、国営整第214号)により、管内で発行する日刊業界紙に参考掲載	①ニ(ニ)	単価契約
1万分1地形図(四六半裁判折図5色)外8点の購入	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年4月6日	(財)日本地図センター 東京都目黒区青葉台4-9-6	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	3,321,665	3,321,665	100.0%	2	国土地理院が刊行する地図等の複製(印刷)頒布(販売)については、公募を行い当院との複製頒布業務委託契約を締結した当該業者に委託されており、地図を購入できる唯一の者(特定の情報を提供することが可能な者が唯一)である	①ニ(ハ)	単価契約
阿武隈川上流河川改修事業トロミ地区埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局福島河川国道事務所長 安部勝也 福島市黒岩字榎平36番地	平成24年4月6日	福島県教育委員会 福島市杉妻町2番16号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	87,589,000	87,589,000	100.0%	—	文化財保護法第99条に基づく地方公共団体への委託	①イ(ニ)	
ライセンス(Web建設物価)購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	50,400	—	—	本ライセンスを販売している唯一の業者であるため。	①ニ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
旅費システム保守業務	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(財)日本システム開発研究所 東京都新宿区新宿一丁目28番15号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	937,650	—	—	当該業者が本システムの開発者として著作権を有しているため。	①二(へ)	
出張旅費サーバ賃借(再リース)	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	富士テレコム(株) 東京都板橋区板橋一丁目53番2号TM21ビル	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	19,404	—	—	出張旅費システムについては、全国統一によりシステム改良を検討しているところであり、実現するまでの間、現在運用している機器を再リースする必要がある	①二(へ)	
交通流データ収集処理装置賃借	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 桜田昌之 仙台市太白区郡山五丁目6番6号	平成24年4月6日	三菱UFJリース(株)京都支店 京都市下京区四條烏丸東入ル長刀鉾町10	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	1,019,466	1,019,466	100.0%	—	当該装置は県警察本部から供与される交通流データの定期受信取得及び当事務所管内にてオンライン化しているトラフィックカウンタの交通量情報収集を行うものである。県警察本部にある装置と当事務所の装置はともに契約者が保有し、かつ、現在の機能を継続的に作動させるため当該装置を使用することが必須であり、また、これに代わる装置を保有する者が他にいないため	①二(へ)	
新聞記事著作権使用契約(朝日新聞)	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(株)朝日新聞社データベース事業セクション 東京都中央区築地五丁目3番2号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	132,300	—	—	当該業者が同新聞記事の著作権を有しているため。	①二(へ)	
現行法令インターネット版利用料	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場一丁目18番11号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	126,000	—	—	本業務に対応できる唯一の業者であるため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「公共建築設計者情報システム」利用契約	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(社)公共建築協会 東京都中央区 新川1-24-8東熱新川ビル	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	126,000	—	—	当該業者は設計事務所や公共施設の管理情報整理に精通し、公益目的に基づいて情報を提供できる唯一の機関であるため。	①二(へ)	
新聞記事著作権使用契約(読売新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(株)読売新聞 東京本社メディア戦略局データベース部 東京都中央区 銀座6-17-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	88,200	—	—	当該業者が同新聞記事の著作権を有しているため。	①二(へ)	
新聞記事著作権使用契約(毎日新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(株)毎日新聞社 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	63,000	—	—	当該業者が同新聞記事の著作権を有しているため。	①二(へ)	
新聞記事著作権使用契約(産経新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(株)産業経済新聞社知的財産管理センター 東京都千代田区大手町1-7-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	55,125	—	—	当該業者が同新聞記事の著作権を有しているため。	①二(へ)	
官報情報検索サービス提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(株)宮城県官報販売所 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目17番20-101号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	31,248	—	—	国立印刷局指定である当該業者が本業務に対応できる唯一の業者であるため。	①二(へ)	
新聞記事著作権使用契約(河北新報)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(株)河北新報社 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目2番28号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	31,206	—	—	当該業者が同新聞記事の著作権を有しているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
新聞記事著作権使用契約(日本経済新聞)	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	(株)日本経済新聞社 東京都千代田区大手町1-3-7	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	18,900	—	—	当該業者が同新聞記事の著作権を有しているため。	①ニ(ハ)	
デジタル放送視聴契約	分任支出負担行為担当 東北地方整備局南三陸国道事務所長 柴田吉勝 岩手県釜石市鶴住居町第7地割13-7	平成24年4月6日	三陸ブロードネット(株) 岩手県釜石市大町1-2-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	28,875	—	—	南三陸国道事務所の所在する釜石市鶴住居地区は、地デジ難視聴区域となっており、現状ではデジタル放送を視聴することができない。 デジタル放送の視聴ができないとなると、災害等が発生した場合には、災害の発生箇所や状況等の情報収集ができないこととなり、業務に著しい支障となる。 契約相手方は、釜石市内にケーブルテレビでのデジタル放送を提供している唯一の業者である。	①ニ(ハ)	
代替地情報提供システム維持管理業務	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	シンクアプローチ(株) 東京都港区芝三丁目22番7号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	296,100	—	—	当該業者が各起業者の登録データを有すサーバを運用している唯一の業者であるため。	①ニ(ハ)	
建物賃貸借	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	釜石市長 岩手県釜石市只越町3-9-13	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	55,927,410	—	—	宿舍用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さない	①ロ	
建物賃貸借	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年4月6日	釜石市長 岩手県釜石市只越町3-9-13	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	45,022,300	—	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さない	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地賃貸借料(森吉庁舎)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 能代河川国道事務所長 木我茂 秋田県能代市臈 淵字一本柳97-1	平成24年4月6日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	3,470,503	—	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所で行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①□	
相馬出張所建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 磐城国道事務所長 小澤康彦 福島県いわき市 平字五色町8-1	平成24年4月6日	(株)相馬市振興公社 福島県相馬市中村字塚ノ町 65-16	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	5,064,324	—	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所で行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①□	
南三陸国道事務所庁舎機械警備業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 南三陸国道事務所長 柴田吉勝 岩手県釜石市鶉 住居町第7地割 13-7	平成24年4月6日	ALSOK岩手(株) 岩手県盛岡市 津志田西1- 24-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	239,400	—	—	南三陸国道事務所の庁舎は、釜石市から借用している庁舎であり、借用当初から機械設備が設置された状態となっている。	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
営繕積算システム(RIBC)賃貸借	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年4月6日	(一財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル	会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3号 公共調達適正化については、平成18年8月25日付け、財計第2017号により定められているところであるが、1.(2)イ(二)地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものについては、随意契約によらざるを得ないとしている。営繕積算システムRIBCは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向を基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出をすることが出来る唯一のシステムである。また、営繕積算システムRIBCの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているところである。上記の理由により、(財)建築コスト管理システム研究所と随意契約を結ぶものである。	—	3,664,290	—	—	営繕積算システムRIBCは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向を基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出をすることが出来る唯一のシステムである。また、営繕積算RIBCの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているところである。上記の理由により、契約の相手方が一に定められているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。契約の相手方が一に定められているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	①イ(二)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
道路占用物件情報管理業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京国道事務所 長 渡辺学 東京都千代田区 九段南1-2-1九 段第三合同庁舎	平成24年4月6日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、「道路管理システム」を利用して東京国道事務所が管理する一般国道における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。道路管理システムは、電信電話、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公益物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであって、東京国道事務所が単独で運営可能なシステムではない。(財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度なシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記	-	11,440,800	-	-	本業務は、「道路管理システム」を利用して東京国道事務所が管理する一般国道における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。道路管理システムは、電信電話、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公益物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであって、東京国道事務所が単独で運営可能なシステムではない。 (財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度なシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
H24道路占用物件情報管理業務(川崎市及び横浜市域)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所 長 森勝彦 神奈川県横浜市 神奈川区三ツ沢 西町13-2	平成24年4月6日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、「道路管理システム」を利用して横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市である川崎及び横浜市域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。 道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、東京23区、政令市)及び関係公益事業者(通信、電力、瓦斯、水道、下水道、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路及び道路占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであり横浜国道事務所だけで運営が可能なシステムではない。財団法人道路管理センターは、道路空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシ	-	10,560,900	-	-	本業務は、「道路管理システム」を利用して横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市である川崎及び横浜市域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。 道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、東京23区、政令市)及び関係公益事業者(通信、電力、瓦斯、水道、下水道、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路及び道路占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであり横浜国道事務所だけで運営が可能なシステムではない。財団法人道路管理センターは、道路空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であり、システム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムデータベースの著作権を有している唯一の法人である。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
H24道路占用物件情報管理業務(拡大地域)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所 森勝彦 神奈川県横浜市 神奈川区三ツ沢 西町13-2	平成24年4月6日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、「道路管理システム」を利用して横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市域を除いた区域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。 道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、東京23区、政令市)及び関係公益事業者(通信、電力、瓦斯、水道、下水道、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路及び道路占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであり横浜国道事務所だけで運営が可能なシステムではない。 財団法人道路管理センターは、道路空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術	—	5,563,950	—	—	本業務は、「道路管理システム」を利用して横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市域を除いた区域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、東京23区、政令市)及び関係公益事業者(通信、電力、瓦斯、水道、下水道、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路及び道路占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであり横浜国道事務所だけで運営が可能なシステムではない。 財団法人道路管理センターは、道路空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
日常・定期清掃業務委託	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常総国道事務所長 浅古勝久 茨城県土浦市川口1-1-26	平成24年4月6日	関友商事(株) 茨城県土浦市 富士崎1-1-9	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、常総国道事務所内の日常及び定期的な清掃を実施し、建物内の清潔保持及び執務環境の良好な維持を目的とするものである。現在、当事務所はビル管理会社(以下「管理事務所」という。)の管理する建物に入居しており、管理事務所が指定した業者にて実施することとなっている。上記業者は、当建物の清掃を管理事務所より委託されているため、左記業者と随意契約するものである。	—	1,370,775	—	—	当事務所は、ビル管理会社の管理する建物に入居しており、当建物の館内規則によりビル管理会社が指定し委託した業者にて清掃を行っているため。	①ロ	
カヤマチ遺跡外発掘調査資料整理業務	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長 宮崎清隆 村上市藤沢27-1	平成24年4月6日	新潟県知事 新潟県新潟市 中央区新光町 4-1	会計法第29条の3第4項	70,448,700	70,448,700	100.0%	—	本業務は、新潟県教育委員会が遺構・遺物を検出し、埋蔵文化財調査が必要であると判断した「カヤマチ遺跡」、「狐屋敷遺跡」について、発掘調査・遺跡内容の整理・記録を行うものである。なお、埋蔵文化財関係の事務は、新潟県の自治事務となっていることから、本業務は新潟県知事泉田裕彦に	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度高田管内遺跡発掘調査作業	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局高田河川国道事務所長 小山浩徳 上越市南新町3-56	平成24年4月6日	新潟県知事 新潟県新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	185,544,635	185,544,635	100.0%	—	本発掘調査は、平成23年度までに新潟県教育委員会が行った試掘調査の結果、一般国道8号糸魚川東バイパスのルート上に六反田南遺跡の存在が確認されたため、発掘調査作業及び遺跡内容の記録、保存を行うものである。また、平成23年度までに発掘調査を実施した宮花町遺跡の資料整理、報告書作成、印刷を行うものである。なお、埋蔵文化財関係の事務は、新潟県の自治事務となっていることから、新潟県教育委員会教育長へ当該事業箇所の埋蔵文化財調査を依頼したところ、埋蔵文化財発掘調査計画について、新潟県知事との契約事務の協議があったため、同発掘調査は新	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度替佐・柳沢遺跡発掘に係る整理作業	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局千曲川河川事務所長 佐近裕之 長野市鶴賀字峰村74	平成24年4月6日	(財)長野県文化振興事業団 長野県埋蔵文化財センター 長野県千曲市屋代字清水260-6	会計法第29条の3第4項	23,814,000	23,814,000	100.0%	—	本業務は、長野県中野市替佐地先及び同市柳沢地先に施工する築堤工事において、同範囲内に遺跡の埋蔵が確認されたことから文化財保護法に基づき発掘調査を行うものであり、本年度は出土した遺物の整理作業を実施するものである。財団法人長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センターは、長野県が委託する文化施設及びその他の施設の管理運営並びに埋蔵文化財の調査及び研究その他必要な事業を行い、もって長野県民の文化の向上に寄与することを目的とした公益法人である。埋蔵文化財については、文化財保護法第99条により、埋蔵文化財が包蔵すると認められる土地の発掘は、地方公共団体が施工するとされている。本件に関する調査は、事前に長野県教育委員会と協議を行い、平成18年3月17日付けで締結した「替佐築堤及び柳沢築堤工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施に関する協定書」に基づき、財団法人長野県文化振興事業団が行うこととなっている。以上のことから、条規適用法令に基づき、財団法人長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センターと随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宮川樋門外施設管理業務委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 千曲川河川事務所長 佐近裕之 長野市鶴賀字峰村74	平成24年4月6日	千曲市長 長野県千曲市 杭瀬下84番地	会計法第29条の3第4項	1,046,344	1,046,344	100.0%	—	本業務は、千曲市内の一級河川更級川直轄管理区間に存する河川管理施設の宮川樋門及び更級川排水機場、一級河川沢山川直轄管理区間に存する河川管理施設の土口水門、一級河川荒砥沢直轄管理区間に存する河川管理施設の荒砥沢排水樋門、八王子排水機場及び八王子救急内水排水機場について、千曲川の洪水時においてゲートの開閉操作及び排水機場操作を行うものである。河川法第99条において、政令で定める河川管理施設の管理に委託できるとされており、河川法施行令第54条の規定により、委託しようとする河川管理施設は、その影響する区域が、関係地方公共団体に限られるものとする、とされている。契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規定を根拠法令とし、本業務を千曲市に委託するものである。契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102号の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度 阿賀川下流狭窄部改修事業長井地区埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局阿賀川河川事務所長 仲村 学 会津若松市表町2-70	平成24年4月6日	福島県教育委員会教育長	会計法第29条の3第4項	50,831,000	50,831,000	100.0%	-	本業務は、福島県喜多方市慶徳町山科内において実施する長井地区河道掘削工事において、同工事範囲が周知の埋蔵文化財包蔵地であったことから、平成21年度に試掘調査を行った結果、多数の遺構・遺物が確認されたため、平成22年度より発掘調査を実施している。埋蔵文化財については文化財保護法第99条により、埋蔵文化財が包蔵すると認められる土地の発掘は、地方公共団体が施行するとされており、本件に関する調査は福島県と契約を締結している。本年度も継続して発掘調査が実施されることから、引き続き、福島県教育委員会	①イ(ニ)	
宿舍借上料(太郎丸第八宿舍)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長 高島和夫 砺波市太郎丸1-5-10	平成24年4月6日	(有)ジーエム商事 富山県砺波市太郎丸2-36	会計法第29条の3第4項	1,344,000	1,344,000	100.0%	-	本件は、平成20年に宿舍事情が窮迫したため、借上宿舍として契約したものである。本年度においても、宿舍として必要なため、相手方と継続して随意契約を行うものである。	①ロ	
宿舍借上料(太郎丸第七宿舍)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長 高島和夫 砺波市太郎丸1-5-10	平成24年4月6日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	831,000	831,000	100.0%	-	本件は、平成11年に宿舍事情が窮迫したため、借上宿舍として契約したものである。本年度においても、宿舍として必要なため、相手方と継続して随意契約を行うものである。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宿舍借上料(太郎丸第三宿舍)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 高島和夫 砺波市太郎丸1-5-10	平成24年4月6日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,304,000	2,304,000	100.0%	—	本件は、平成11年に宿舍事情が窮迫したため、借上宿舍として契約したものである。本年度においても、宿舍として必要なため、相手方と継続して随意契約を行うものである。	①口	
庁舎敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 高島和夫 砺波市太郎丸1-5-10	平成24年4月6日	砺波市土地開発公社 富山県砺波市栄町7-3	会計法第29条の3第4項	8,461,836	8,461,836	100.0%	—	本件は、平成元年に当時の建設省利賀ダム調査事務所が庁舎のために必要な土地として、土地所有者である相手方と土地賃貸借契約を締結した。契約相手方が土地所有者であること及びその上物として設置されている利賀ダム工事事務所庁舎については、当事務所所管の国有財産であるため、会計法29条の3第4項に基づき、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合…随意契約によるものとする。」に該当すると思われる、かつ、平成24年度においても、庁舎として必要なため、継続して随意契約を行	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宿舎及び倉庫敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長 高島和夫 砺波市太郎丸1-5-10	平成24年4月6日	砺波市水道事業者 富山県砺波市栄町7-3	会計法第29条の3第4項	3,876,732	3,876,732	100.0%	—	本件は、平成8年度に当時の建設省利賀ダム調査事務所が設置した宿舎のために必要な土地として、土地所有者である相手方と土地賃貸借契約を締結した。契約相手方が土地所有者であること及びその上物として設置されている太郎丸合宿所については、当事務所所管の国有財産であるため、会計法29条の3第4項に基づき、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合…随意契約によるものとする。」に該当すると思われ、かつ、平成24年度においても、宿舎として必要なため、継	①口	
高田出張所庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局高田河川国道事務所長 小山浩徳 上越市南新町3-56	平成24年4月6日	上越市長	会計法第29条の3第4項	1,950,480	1,950,480	100.0%	—	高田出張所敷地は、上越市所有であり、土地の所有者である上越市長と土地賃貸借契約を締結している。本年度においても、必要なため、相手方と継続して随意契約を行うものである。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度営繕積算システムRIBC2賃貸借	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月6日	(一財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	1,376,340	1,376,340	100.0%	8	営繕積算システムRIBC2は国、県、市など公的発注機関の営繕積算業務の統一化、効率化を図る事を目的に、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向を基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出をすることが出来る唯一のシステムである。営繕積算システムRIBC2の賃貸借及びサポートについては同研	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度企業情報提供業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月6日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	—	本業務は一般競争(指名競争)参加資格審査および建設業者の企業情報の把握のため、建設業者の財務・経営・工事実績・技術者データ・技術者の専任制確認等に必要な情報提供を受けるものである。(財)建設業技術者センターは建設業法第27条の19第1項及び建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付機関であり、建設業者の経営事項審査の内容、監理技術者の雇用関係、監理技術者資格者証の有無等、建設業者に関する各種情報を網羅し、提	①二(へ)	
平成24年度時事行政情報提供業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月6日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	16,506,000	16,506,000	100.0%	—	同社が有する情報提供内容は、インターネットを利用して、各省大臣会見及び首長会見など会見速報をはじめとする中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、災害情報など他のメディアにはない情報を有しており、その提供も迅速である。当該情報提供内容が体系別に整理され、検索もし易くなっているため瞬時の検索に適しており、特に行政、経済情報等必要な専門情報を入手することができるサービスを行っているのは、同社	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度愛知共同溝監視業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月6日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	会計法第29条の3第4項	367,010,000	334,950,000	91.3%	—	入溝企業者が主体となって出資設立した日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であるとともに、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、設立された唯一の会社である。共同溝の様々な情報は都市のセキュリティ上極めて高い守秘義務を課せられており、監視施設等の設置を含めた監視業務の実施能力を有する唯一の会社であり、責任ある業務を遂行	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-2	平成24年4月6日	(一財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項	7,140,000	7,140,000	100.0%	—	本業務は、入札契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績及び技術者に係る情報から、継続的に工事・業務実績及び技術者等の情報提供を受けるものである。工事・業務実績及び技術者等の情報は、(財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する工事实績情報システム(以下CORINSという)及び測量調査設計業務実績情報システム(以下TECRISという)において、工事・業務実績情報及び技術者等の情報が網羅的に収集されているが、本業務の実施にあたっては、CORINS・TECRISと同等の情報提供を受ける必要がある。本業務の参加意思のある者の有無を確認	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
営繕積算システムRIBC2の賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年4月6日	一般(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33N P御成門ビル	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	110,425	110,425	100.0%	—	「営繕積算システムRIBC2」は、公共建築工事の積算用として、一般財団法人建築コスト管理システム研究所において開発され、官庁営繕部では本省をはじめ全ての地方整備局で利用されているものである。また、積算基準等の改正等に伴ってデータの訂正が必要となった場合においては各々の利用者においてデータの訂正の有無を判断し、正しいデータに置き換える作業が求められるが、本システムでは一般財団法人建築コスト管理システム研究所においてデータ訂正に必要な処置を行い、各々の利用者は簡単な操作で全てのデータの更新を行うことができる。土木営繕工事の積算に於いても、官庁営繕部と同様の積算基準が適用されることから「営繕積算システムRIBC2」の利用が不可欠である。従って、営繕工事積算業務においてその使用に耐える性能を有する唯一の積算プログラムを有する、一般財団法人建築コスト管理システム研究所と随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	単価 契約 予定 調達 総額 1,325, 100
狐川樋門外2件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成24年4月6日	福井県知事 福井県福井市 大手3-17-1	会計法第29条の3第4項並びに予決令第102条の4第3号	1,000,440	1,000,440	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(ニ)	
底喰川樋門外4件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成24年4月6日	福井市長 福井県福井市 大手3-10-1	会計法第29条の3第4項並びに予決令第102条の4第3号	1,771,560	1,771,560	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(ニ)	
志比塚樋門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成24年4月6日	永平寺町長 福井県吉田郡 永平寺町松岡 春日1-4	会計法第29条の3第4項並びに予決令第102条の4第3号	614,880	614,880	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
五領排水樋門操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成24年4月6日	五領川公共下水道事務組合 管理者 福井県坂井市丸岡町熊堂3-9	会計法第29条の3第4項並びに予決令102条の4第3号	307,440	307,440	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(ニ)	
片川排水機場外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成24年4月6日	坂井市長 福井県坂井市坂井町下新庄1-1	会計法第29条の3第4項並びに予決令102条の4第3号	1,617,840	1,617,840	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(ニ)	
市ヶ淵樋門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成24年4月6日	小浜市長 福井県小浜市大手町6-3	会計法第29条の3第4項並びに予決令102条の4第3号	614,880	614,880	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(ニ)	
中川水門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成24年4月6日	若狭町長 福井県三方上中郡若狭町中央1-1	会計法第29条の3第4項並びに予決令102条の4第3号	614,880	614,880	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
共同溝監視業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年4月6日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	294,105,000	273,000,000	92.8%	—	共同溝の様々な情報は都市のセキュリティ上極めて高い守秘義務を課せられており、本業務を的確に実施するためには、現在設置されている監視設備を用いた機械警備を必要とし、当該会社は監視施設等の設置を含めた監視業務の実施能力を有する唯一の会社であり、責任ある業務を遂行するための要件を備えた唯一の契約対象機関である。	①二(へ)	
光ファイバーケーブル賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年4月6日	(株)ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島3丁目3番23号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	122,500	122,500	100.0%	—	本契約は、情報通信基盤整備として、近畿地方整備局と保安指導・監督室間において光ファイバーケーブルの賃貸借契約を行うものである。近畿地方整備局においても大量の情報を高速に伝送可能にする情報通信の核となる光ファイバーネットワーク整備を実施しており、地方整備局内基盤整備の一環として、営繕部保安指導・監督室においては賃貸借により整備を行っている。大量の情報をやり取りするためにも情報通信は欠かすことのできないものとなっている。本件においてはセキュリティの確保のため、通常電気通信事業者が行っているインターネット接続サービスを必要としない。インターネット接続サービスがなく近畿地方整備局と保安指導・監督室間の光ファイバーケーブル賃貸借が可能な事業者は(株)ケイ・オブティコム以外にはなく、前年度に賃貸借契約を締結して同契約を支障なく履行している上記業者と引き続き随意契約を行うものである。	①二(へ)	単価 契約 予定 調達 総額 1,470, 000

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年4月6日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	236,250	236,250	100.0%	4	当該法人は、中央建設業審議会の建議を受けて、公共工事発注者を支援する情報提供を行っており、企業に関する特定の情報を安定的継続的かつ一元的に保有・管理し、迅速かつ的確に情報提供できる唯一の機関であるため。	①二(へ)	単価契約 予定調達総額 2,835,000
「iJAMP」情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年4月6日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号	会計法第29条の3第4項及び国の物品等の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	18,648,000	18,648,000	100.0%	—	時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、常日頃からの情報収集活動は非常に大きな役割を担っている。選定業者が有している情報提供内容は、インターネットを利用して、官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、災害情報など他のメディアにはない情報を有しており、その提供も迅速である。また、当該情報提供内容が体系別に整理され、検索もし易くなっているため、瞬時の検索に適しており、特に行財政、経済情報等必要な専門情報を24時間リアルタイムで入手することができるサービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
光ファイバ賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都営繕事務所長 大坪義和 京都府京都市左 京区丸太町通川 端東入東丸太町 34-12	平成24年4月6日	(株)ケイ・オブ ティコム 大阪市北区中 之島3丁目3番 23号	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	2,444,400	2,444,400	100.0%	—	本契約は、情報通信基盤整備として、京都国道事務所と京都営繕事務所間において光ファイバーケーブルの賃貸借契約を行うものである。 近畿地方整備局において大量の情報を高速に伝送可能にする情報通信の核となる光ファイバーネットワーク整備を実施しており、地方整備局内基盤整備の一環として、京都営繕においては、賃貸借により整備を行うものである。 本件においてはセキュリティの確保のため、通常電気通信事業者が行っているインターネット接続サービスを必要としない。インターネット接続サービスがなく光ファイバーケーブル賃貸借が可能な事業者は(株)ケイ・オブティコム以外にはなく、前年度に賃貸借契約を締結して同契約を支障なく履行している上記業者と引き続き随意契約を行うものである。	①二(へ)	
中山名和道路の改築に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 角田文敏 鳥取県倉吉市福 庭町1-18	平成24年4月6日	鳥取県 鳥取県鳥取市 国府町宮下 1260	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	299,336,799	—	—	文化財保護法第99条により、鳥取県が行うこととされている発掘調査のため。	①イ(イ)	
名和淀江道路の改築に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 角田文敏 鳥取県倉吉市福 庭町1-18	平成24年4月6日	鳥取県 鳥取県鳥取市 国府町宮下 1260	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	114,108,999	—	—	文化財保護法第99条により、鳥取県が行うこととされている発掘調査のため。	①イ(イ)	
総合流域防災事業に伴う一般国道9号今市川橋架替工事委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 鳥取県浜田市相 生町3973	平成24年4月6日	鳥根県益田県 土整備事務所長 鳥根県益田市 昭和町13-1	会計法第29条の3第 4項	—	1,756,827	—	—	鳥根県との協定に基づく施工区分により実施する委託契約	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
斐伊川水系大橋川河川改修に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局出雲河川事務所長 館健一郎 島根県出雲市塩治有原町5-1	平成24年4月6日	島根県 島根県松江市殿町1	会計法第29条の3第4項	—	76,510,000	—	—	文化財保護に関する事務は、地方自治法等に基づき都道府県等の教育委員会が管理し執行することとなっているため	①イ(ニ)	
一般国道9号(仁摩温泉津道路・多伎朝山道路・朝山大田道路)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局松江国道事務所長 清水純 島根県松江市西津田2-6-28	平成24年4月6日	島根県教育委員会教育長 島根県松江市殿町1	会計法第29条の3第4項	—	248,000,000	—	—	文化財保護に関する事務は、地方自治法等に基づき都道府県等の教育委員会が管理し執行することとなっているため	①イ(ニ)	
中国横断自動車道野道松江線新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局松江国道事務所長 清水純 島根県松江市西津田2-6-28	平成24年4月6日	島根県教育委員会教育長 島根県松江市殿町1	会計法第29条の3第4項	—	21,200,000	—	—	文化財保護に関する事務は、地方自治法等に基づき都道府県等の教育委員会が管理し執行することとなっているため	①イ(ニ)	
平成24年度旭川放水路改修に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局岡山河川事務所長 植田彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-37	平成24年4月6日	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号	会計法第29条の3第4項	—	16,049,000	—	—	文化財保護に関する事務は、地方自治法等に基づき都道府県等の教育委員会が管理し執行することとなっているため	①イ(ニ)	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島国道事務所長 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年4月6日	一般財団法人道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	4,708,200	4,708,200	100.0%	—	本業務は道路管理システムを利用して広島市域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものであるが、当該業者が道路管理システムのデータベースの著作権を有しているた	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地賃貸料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 角田文敏 鳥取県倉吉市福庭町1-18	平成24年4月6日	非公表	会計法第29条の3第4項	—	1,055,527	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
土地借上料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所長 清水純 島根県松江市西津田2-6-28	平成24年4月6日	大田市長 島根県大田市大田町大田口1111	会計法第29条の3第4項	—	3,731,395	—	—	監督官詰所の敷地が所有者である相手方の土地であり、場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
監督官詰所賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所長 嘉田功 徳島県阿南市領家町室ノ内390	平成24年4月6日	阿南農業協同組合 徳島県阿南市桑野町上張15番地	会計法第29条の3第4項	1,841,840	1,841,840	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①口	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所長 嘉田功 徳島県阿南市領家町室ノ内390	平成24年4月6日	安井興産(有) 徳島市中昭和町1丁目6	会計法第29条の3第4項	1,080,000	1,080,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①口	
平成24年度大内白鳥監督官詰所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 中山義男 香川県高松市福岡町4-26-32	平成24年4月6日	(株)NTT西日本アセット・プランニング四国支店 松山市山越3-15-15	会計法第29条の3第4項	2,577,312	2,577,312	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
竜門ダム管理支所外浄化槽維持管理	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所長 中島修 熊本県山鹿市 1097-3	平成24年4月6日	(有)旭総合メンテナンス 菊池市野間口 345	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,108,460	2,108,460	100.0%	—	浄化槽法第48条に定める登録を受けた唯一の浄化槽清掃業者(菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例により区域指定)	①イ(イ)	
平成24年度西九州自動車道建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 東均 佐賀市新中町5-10	平成24年4月6日	佐賀県知事 佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	37,200,000	—	—	文化財保護法第99条により佐賀県が行うこととされている発掘調査のため	①イ(イ)	
平成24年度西九州自動車道建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 東均 佐賀市新中町5-10	平成24年4月6日	佐賀県知事 佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	37,200,000	—	—	埋蔵文化財の発掘は文化庁の所掌事務であり、その委託を受けた佐賀県知事のみが唯一の相手方であるため	①イ(ニ)	
松原ダム・下笠ダム情報収集支援委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長 諫山立生 久留米市高野1丁目2-2	平成24年4月6日	日田市 大分県日田市 田島2-6-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,320,500	—	—	河川法第99条に基づき市町村へ委託するものであり、契約の相手方が一に定められていることから	①イ(ニ)	
鶴田ダム周辺施設管理作業	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鶴田ダム管理所長 川添清純 鹿児島県薩摩郡さつま町神子 3988-2	平成24年4月6日	さつま町長 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	3,000,000	3,000,000	100.0%	—	河川法第99条に基づき市町村へ委託するものであり、契約の相手方が一に定められていることから	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度営繕積算システムRIBC媒体購入	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 吉崎収 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成24年4月6日	財団法人建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,814,505	1,814,505	100.0%	—	「営繕積算システムRIBC」は昭和58年当時、建設省と都道府県及び政令市により発足した「営繕積算システム開発利用協議会」において、公共建築工事発注に用いる積算のためのシステムとして運用するため共同開発されたものである。営繕積算システム開発利用協議会の委託により財団法人建築コスト管理システム研究所が営繕積算システムRIBCを開発・整備し提供しており、本システムは上記業者でしか販売を取り扱っていない。 当該購入は「公共調達適正化」(平成18年8月財務大臣通知)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の「イ契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するものとされ、国土交通省として引き続き随意契約をするものとして随意契約見直し計画において整理されているところ。	①イ(二)	
鶴田ダム水質浄化施設管理作業	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鶴田ダム管理所長 川添清純 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2	平成24年4月6日	伊佐市長隈元新 伊佐市大口里1888番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,200,000	1,200,000	100.0%	—	河川法第99条に基づき市町村へ委託するものであり、契約の相手方が一に定められていることから	①イ(二)	
広幅電子複写機等の賃貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州国道事務所長 赤星文生 北九州小倉南区春ヶ丘10-10	平成24年4月6日	株式会社オーニシ 福岡市博多区博多駅南5-15-32	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,953,000	1,382,844	70.8%	—	現在履行中の物件を、引き続き賃貸借しようとするものであり、他に競合するものはない。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
分煙機賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州国道事務所 所長 赤星文生 北九州小倉南区 春ヶ丘10-10	平成24年4月6日	株式会社フジ モト 北九州市小倉 北区西港町 61-15	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	539,280	453,600	84.1%	—	現在履行中の物件を、 引き続き賃貸借しようとするものであり、他に競合するものはない。	①口	
パーソナルコンピュータ11台外賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州国道事務所 所長 赤星文生 北九州小倉南区 春ヶ丘10-10	平成24年4月6日	株式会社フジ モト 北九州市小倉 北区西港町 61-15	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	1,595,160	1,048,320	65.7%	—	現在履行中の物件を、 引き続き賃貸借しようとするものであり、他に競合するものはない。	①口	
資材倉庫賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川内川河川事務所 所長 久保朝雄 鹿児島県薩摩川 内市東大小路町 20-2	平成24年4月6日	大和リース株 式会社 鹿児島市与次 郎1-12-20	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	1,612,800	1,612,800	100.0%	—	現在履行中の物件を、 引き続き賃貸借しようとするものであり、他に競合するものはない。	①口	
広幅複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 所長 西澤洋行 福岡県直方市溝 堀1丁目1-1	平成24年4月6日	株式会社福助 屋 福岡市博多区 博多駅前4-8- 10	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	133,507	133,507	100.0%	—	現在履行中の物件を、 引き続き賃貸借しようとするものであり、他に競合するものはない。	①口	
西回り道推進室用建物賃貸借(再) 2012/04/01～ 2013/03/31 役務の提供	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 所長 淡中泰雄 鹿児島市浜町2 -5	平成24年4月6日	大和リース(株) 鹿児島支店 鹿児島市与次 郎1-12-20	会計法第29条の3第 4項	2,187,360	2,187,360	100.0%	—	西回り自動車道建設事 業推進のための現場監 督用庁舎として、引き続 き借入れる必要があり、 供給者が一に特定され る賃貸借契約であるた め	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
西回り道推進室用建物賃借(その2) 2012/04/01～ 2013/03/24 役務の提供	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 淡中泰雄 鹿児島市浜町2-5	平成24年4月6日	大和リース(株) 鹿児島支店 鹿児島市与次郎1-12-20	会計法第29条の3第4項	3,708,870	3,708,870	100.0%	—	西回り自動車道建設事業推進のための現場監督用庁舎として、引き続き借入れる必要があり、供給者が一に特定される賃借契約であるため	①口	
港湾施設用地使用料	分任支出負担行為担当官 青森港湾事務所長 伊藤達也 青森県青森市本町3-6-34	平成24年4月6日	東青地域県民局長 青森県青森市幸畑唐崎76-4	会計法第29条の3第4項	7,142,715	7,142,715	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため。	①口	
港湾施設用地使用料	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 鈴木昭宏 秋田県秋田市土崎港西1-1-49	平成24年4月6日	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	3,780,363	3,780,363	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため。	①口	
港湾施設用地使用料(その2)	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 鈴木昭宏 秋田県秋田市土崎港西1-1-49	平成24年4月6日	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,508,760	1,508,760	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため。	①口	
行政財産目的外使用料(その2)	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 鈴木昭宏 秋田県秋田市土崎港西1-1-49	平成24年4月6日	秋田市 秋田県秋田市山王1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	2,931,856	2,931,856	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため。	①口	
東京港直轄施工管理用カメラ設置に係る屋上駐車場借上 当該設備設置用地の借上	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京都江東区新木場1-6-25	平成24年4月6日	オリックス(株) 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項	3,150,000	2,520,000	80.0%	—	近隣において、当該設備の用途を満たす一定の高さを有する物件が他に無いため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 岸弘之 新潟市中央区入船町4-3778	平成24年4月6日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	3,288,666	3,288,666	100.0%	—	本契約は、当所にて施工している新潟港(東港地区)西防波堤改良工事に使用する消波ブロックの製作・仮置用地を借上するものである。当該工事箇所に隣接する土地の土地所有者は新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所であり、他に適切な場所も無く、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 岸弘之 新潟市中央区入船町4-3778	平成24年4月6日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	2,220,433	2,220,433	100.0%	—	本契約は、当所にて施工している新潟港(東港地区)西防波堤改良工事に使用する被覆ブロックの製作・仮置用地を借上するものである。当該工事箇所に隣接する土地の土地所有者は新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所であり、他に適切な場所も無く、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 岸弘之 新潟市中央区入船町4-3778	平成24年4月6日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,425,336	1,425,336	100.0%	—	本契約は、当所にて施工している新潟港(東港地区)西防波堤改良工事に使用する被覆ブロックの製作・仮置用地を借上するものである。当該工事箇所に隣接する土地の土地所有者は新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所であり、他に適切な場所も無く、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備 考
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 岸弘之 新潟市中央区入船町4-3778	平成24年4月6日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	3,343,560	3,343,560	100.0%	—	本契約は、当所にて施工している新潟港(東港地区)西防波堤改良工事に使用する被覆ブロックの製作・仮置用地を借上するものである。当該工事箇所に隣接する土地の土地所有者は新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所であり、他に適切な場所も無く、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 岸弘之 新潟市中央区入船町4-3778	平成24年4月6日	新潟冷蔵(株) 新潟市江南区茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	8,445,696	8,445,696	100.0%	—	本契約は、当所にて施工している新潟港(東港地区)西防波堤改良工事に使用するブロックの製作・仮置用地を借上するものである。当該工事箇所に隣接する土地の土地所有者は新潟冷蔵(株)であり、他に適切な場所も無く、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
建物賃貸借(新湊宿舍借上)	分任支出負担行為担当官 伏木富山港湾事務所長 衛藤謙介 富山市牛島新町11-3	平成24年4月6日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,392,000	1,392,000	100.0%	—	本契約は、国家公務員有料宿舍を設置するために、民間アパートを借上するものである。当該借上物件は、当所の必要条件を満たす家屋の調査を行い、財務省北陸財務局の承認を得て、平成16年4月1日より国家公務員有料宿舍(新湊宿舍)として設置している物件であり、平成24年度においても継続して借受するものである。契約の相手方は、同物件の所有者であり、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 金沢市大野町4-2-1	平成24年4月6日	共和鉄工(株) 石川県七尾市寿町111-2	会計法第29条の3第4項	1,088,695	1,087,985	99.9%	—	本契約は、金沢港湾・空港整備事務所七尾港出張所庁舎の土地の借り上げを行うものである。当所七尾港出張所庁舎の土地所有者は共和鉄工株式会社であり、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 金沢市大野町4-2-1	平成24年4月6日	石川県土地開発公社 金沢市幸町12-1	会計法第29条の3第4項	5,848,470	5,848,470	100.0%	—	本契約は、金沢港湾・空港整備事務所庁舎及びケーソンヤードの土地の借り上げを行うものである。当所庁舎及びケーソンヤードの土地所有者は石川県土地開発公社であり、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
県有財産使用料	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 松本祐二 敦賀市松栄町2-43	平成24年4月6日	福井県 福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	3,054,470	3,054,470	100.0%	—	本契約は、敦賀港湾事務所福井分室庁舎進入道路等用地及び福井港海岸海岸保全施設整備事業継続に伴う工事実施における消波ブロック製作・仮置場所の土地の借り上げを行うものである。当所福井分室庁舎の進入道路等の土地は福井県の県有財産であり、福井県は本契約を履行できる唯一の者である。また、消波ブロック製作・仮置場所においては、福井港近辺で必要面積が利用可能且つ作業船によるブロックの積出し箇所近接している必要があり、これらを満たす土地も福井県の県有財産であり、本契約を履行できる	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
堺泉北港堺2区作業用地賃貸借	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所長 鈴木徹 大阪市港区弁天1丁目2番1-1500	平成24年4月6日	(株)新日鉄都市開発関西支店 大阪市北区中之島3丁目2番4号	会計法第29条の3第4項	—	13,158,750	—	—	堺2区整備事業において、作業ヤード及び資材置き場を確保するために借入するものである。施工場所の近辺で施工条件を満たす場所が当該場所に限られるため。	①口	
堺泉北港堺2区作業用地賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所長 鈴木徹 大阪市港区弁天1丁目2番1-1500	平成24年4月6日	(株)新日鉄都市開発関西支店 大阪市北区中之島3丁目2番4号	会計法第29条の3第4項	—	1,826,694	—	—	堺2区整備事業において、残土仮置き場及び工事車両通路を確保するために借入するものである。施工場所の近辺で施工条件を満たす場所が当該場所に限られるため。	①口	
庁舎賃貸借	支出負担行為担当 中国地方整備局 副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年4月6日	エヌ・ティ・ティ都市開発(株) 中国支店 広島市中区基町6番78号	会計法第29条の3第4項	75,290,316	74,587,512	99.1%	—	本賃貸借は、中国地方整備局本局の事務室及び会議室等として使用するために、平成13年1月6日よりエヌ・ティ・ティ都市開発(株)中国支店と賃貸借契約しているものであるが、平成25年度も引き続き使用する必要があるため。	①口	
住友生命高松ビル賃貸借	支出負担行為担当 四国地方整備局 次長 白石哲也 香川県高松市サンポート3番33号	平成24年4月6日	住友生命保険(相) 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	会計法第29条の3第4項	16,383,780	16,383,780	100.0%	—	庁舎(事務所)として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
庁舎敷地借入	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 小松島市小松島町字新港9番地	平成24年4月6日	徳島県知事 徳島市万代町1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	2,177,943	2,177,943	100.0%	—	事務所用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
作業用地借入	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 小松島市小松島町字新港9番地	平成24年4月6日	徳島県知事 徳島市万代町1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	841,610	841,610	100.0%	—	作業用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
金機現場詰所等賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 小松島市小松島町字新港9番地	平成24年4月6日	郡リース株式会社徳島支店 徳島市沖浜東2-13	会計法第29条の3第4項	2,184,000	1,701,000	77.9%	—	現場詰所等として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
撫養港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 小松島市小松島町字新港9番地	平成24年4月6日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,200,000	1,200,000	100.0%	—	借入条件(執務室規模、周囲の環境、賃貸借料、賃貸借開始時期など)に最も適合する建物が他にないため。	①口	
沖洲(外)地区作業用地借入	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 小松島市小松島町字新港9番地	平成24年4月6日	徳島県知事 徳島市万代町1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	1,485,710	1,485,710	100.0%	—	徳島小松島港整備事業に使用するケーソン製作及仮置用地として借入れを行うものであるが、要件(所在地、広さなど)を満たす用地が他にないため。	①口	
沖洲(外)地区作業用地借入(その2)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 小松島市小松島町字新港9番地	平成24年4月6日	徳島県知事 徳島市万代町1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	5,435,766	5,435,766	100.0%	—	徳島小松島港整備事業に使用するケーソン製作用地として借入れを行うものであるが、要件(所在地、広さなど)を満たす用地が他にないため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備 考
沖洲(外)地区作業用地借入(その3)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 小松島市小松島町字新港9番地	平成24年4月6日	徳島県知事 徳島市万代町1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	1,222,290	1,222,290	100.0%	—	徳島小松島港整備事業に使用するケーソン製作用地として借入れを行うものであるが、要件(所在地、広さなど)を満たす用地が他にないため。	①□	
宿舍賃貸借(三条町住宅)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 瀬賀康浩 高松市浜ノ町72番9号	平成24年4月6日	(株)穴吹不動産センター 高松市藤塚町1丁目11番22号	会計法第29条の3第4項	900,000	900,000	100.0%	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	①□	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 瀬賀康浩 高松市浜ノ町72番9号	平成24年4月6日	三菱化学(株) 坂出事業所 坂出市番の州町1番地	会計法第29条の3第4項	4,104,000	4,104,000	100.0%	—	灯浮標保管ヤードとしての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が三菱化学(株)の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	①□	
事務所用地賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 東平伸 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成24年4月6日	松山市長 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2	会計法第29条の3第4項	2,751,456	2,751,456	100.0%	—	事務所敷地の賃貸借であり、当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であるため。	①□	
室津港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成24年4月6日	高知県信用漁業協同組合連合会 高知県高知市本町1丁目6番21号	会計法第29条の3第4項	3,278,844	1,582,560	48.3%	—	室津港出張所の庁舎として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	①□	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
須崎港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成24年4月6日	大和リース(株) 高知営業所 高知県高知市杉井流8番27号	会計法第29条の3第4項	3,548,515	3,150,000	88.8%	—	現場出張所等として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
作業ヤード賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成24年4月6日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	1,265,507	1,265,507	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
作業ヤード賃貸借(その4)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成24年4月6日	高知県須崎土木事務所長 高知県須崎市東古市町6番26号	会計法第29条の3第4項	1,204,160	1,204,160	100.0%	—	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
作業ヤード賃貸借(その8)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成24年4月6日	高知県幡多土木事務所長 高知県四万十市古津賀4丁目61番地	会計法第29条の3第4項	2,221,410	2,221,410	100.0%	—	宿毛湾港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
作業ヤード賃貸借(その9)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成24年4月6日	(株)大洋水工 高知県須崎市 緑町7番12号	会計法第29条の3第4項	2,991,600	2,820,829	94.3%	—	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
土地賃貸借(その4)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成24年4月6日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,157,536	799,470	69.1%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要	①口	
事務所共益費	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長 榎山正 高松市番町1-6-1	平成24年4月6日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区 城見1-4-35	会計法第29条の3第4項	5,886,084	5,886,084	100.0%	—	本業務は、当事務所賃借に対応する、電気、ガス、水道、保安警備その他維持管理に係る業務を履行するものである。それらは、ビル賃貸借契約上の付帯条件となっていることから、当ビルの貸主である住友生命保険相互会社と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するも	①口	
アーバン苗住宅1戸賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長 榎山正 高松市番町1-6-1	平成24年4月6日	(株)穴吹ハウジングサービス 高松市紺屋町3-6	会計法第29条の3第4項	828,000	828,000	100.0%	—	本住宅は、平成13年1月より事務所職員宿舍として株式会社穴吹ハウジングサービス(平成19年7月1日付貸主変更)と継続して賃貸借契約を締結しているものである。引き続き当局の宿舍設置計画に必要な物件であることから、同社と会計法第29条の3第4項に基づき随意契	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地37,502.11㎡使用料外2件	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 北九州市門司区 西海岸1丁目4-	平成24年4月6日	大阪航空局 大阪市中央区 大手前4-1-76	会計法第29条の3第4項	37,367,588	37,367,588	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
土地97,195㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 酒井浩二 福岡市中央区 大手門2-5-33	平成24年4月6日	日本コークス工業(株)九州事務所 大牟田市小浜町1-2-1	会計法第29条の3第4項	20,420,466	7,147,000	35.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
土地5,950㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 三島理 宮崎市港1-16	平成24年4月6日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,278,952	1,278,952	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
土地20,954.0㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 三島理 宮崎市港1-16	平成24年4月6日	旭化成(株) 延岡支社延岡市旭町2-1-3	会計法第29条の3第4項	4,680,000	3,918,000	83.7%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
土地1,174.0㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所長 益留徳郎 鹿児島市城南町23-1	平成24年4月6日	鹿児島市 鹿児島県山下町11-1	会計法第29条の3第4項	2,984,184	2,984,184	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
対策本部車外運転操作訓練	支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 大内幸則 帯広市西4条南8丁目	平成24年4月6日	日通機工(株) 帯広整備工場 北海道帯広市西20条北1丁目17番地	会計法第29条の3第4項	—	3,964,827	—	—	災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として締結する「災害対策用機械に関する協定」に基づき、当該受注者に当該訓練の参加を義務づけているため。	①イ(イ)	
地震、津波、火山及び気象情報等提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月6日	(一財)日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン	会計法第29条の3第4項	1,033,200	999,600	96.7%	—	本業務は、気象庁が発表した情報を、防災用携帯電話へのメール配信による情報伝達(提供)を行うものであり、迅速な情報収集、災害応急対策に活用するためのものである。現在、地震・津波・火山及び気象情報、竜巻注意情報、土砂災害警戒情報を防災用携帯電話へのメール配信により情報伝達を行うことができるのは、一般(財)日本気象	①二(へ)	
夕張スーパーダム曲の沢付替林道外工事仮橋材賃貸借	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月6日	ヒロセ(株) 大阪府大阪市西区南堀江1-12-19	会計法第29条の3第4項	1,086,874	1,050,000	96.6%	—	当該工事箇所における前年度の工事完成後から今年度の工事着工までの間、前年度の工事受注者が借り受けた当該物件を引き続き借り受ける必要があるた	①ロ	
東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分増改築建設委託	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月6日	東京国際空港ターミナル(株) 東京都大田区羽田空港2-6-5	会計法第29条の3第4項	3,434,000,000	3,434,000,000	100.0%	—	「新成長戦略」(H22.6.18閣議決定)により、昼間6万回に対応したCIQ施設の拡充に伴う東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分の工事を行うものであり、東京国際空港国際線旅客ターミナルビルの建設主体は、空港法第15条に基づく指定空港機能施設事業者として左記業者が指定されてい	①イ(イ)	(限度額)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
移転補償事務等委託 (平成23年度現年・福岡空港分)	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月6日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	1,457,031,000	1,457,031,000	100.0%	—	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、周辺整備空港に指定された大阪国際空港及び福岡空港については、国土交通大臣の承認を受けた空港周辺整備計画により、整備の実施主体として設立された独立行政法人空港周辺整備機構が、自ら又は国等の委託により移転補償事業を実施することと	①イ(イ)	(限度額)
移転補償事務等委託 (平成23年度現年・大阪国際空港分)	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月6日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	22,325,000	22,325,000	100.0%	—	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、周辺整備空港に指定された大阪国際空港及び福岡空港については、国土交通大臣の承認を受けた空港周辺整備計画により、整備の実施主体として設立された独立行政法人空港周辺整備機構が、自ら又は国等の委託により移転補償事業を実施することと	①イ(イ)	(限度額)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
緩衝緑地帯等整備事務委託(平成24年度現年分)	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月6日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	69,476,000	69,476,000	100.0%	—	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、周辺整備空港に指定された大阪国際空港及び福岡空港については、国土交通大臣の承認を受けた空港周辺整備計画により、整備の実施主体として設立された独立行政法人空港周辺整備機構が、自ら又は国等の委託により移転補償事業を実施することと	①イ(イ)	(限度額)
移転補償事務等委託(平成23年度明許分)	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月6日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	375,954,000	375,954,000	100.0%	—	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、周辺整備空港に指定された大阪国際空港及び福岡空港については、国土交通大臣の承認を受けた空港周辺整備計画により、整備の実施主体として設立された独立行政法人空港周辺整備機構が、自ら又は国等の委託により移転補償事業を実施することと	①イ(イ)	(限度額)
測量士・測量士補試験登録システムソフトウェア賃貸借	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年4月9日	日本電気(株) 茨城支店 茨城県水戸市三の丸1-1-25 住友生命水戸駅前ビル	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,260,000	1,260,000	100.0%	—	本システムは当該業者が著作権を有する、試験管理業務パッケージソフトを基盤に当院用にカスタマイズされたものであり、著作者人格権の同一性保持権を有するとともに行使している	①ニ(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
中国横断自動車道尾道松江線建設に係る埋蔵文化財整理作業委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年4月9日	(財)広島県教育事業団 広島市西区観音新町2-11-124	会計法第29条の3第4項	—	9,368,100	—	—	広島県における文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査については、広島県教育委員会の取り決めにより当該財団が行うこととされているため	①イ(ニ)	
廃瓦骨材を活用したコンクリート等の性能評価に関する研究	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年4月9日	国立大学法人 広島大学 広島県東広島市鏡山1-3-2	会計法第29条の3第4項	—	8,000,400	—	—	廃瓦を骨材に活用したコンクリートの品質及び技術についての課題や廃瓦がコンクリートに与える影響についての知識が卓越し、本大学と研究を進めることが得策であるため	①ニ(へ)	
港湾施設使用料(高知新港内ブロックヤード製作その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月9日	高知県高知土木事務所長 高知市稲荷町11-26	会計法第29条の3第4項	1,453,729	1,453,729	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①ロ	
南九州西回り自動車道埋蔵文化財発掘調査・整理・報告書作成委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島県国道事務所長 淡中泰雄 鹿児島市浜町2-5	平成24年4月9日	鹿児島県知事 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	—	107,359,223	—	—	文化財保護法第99条により、鹿児島県が行うこととされている発掘調査のため。	①イ(イ)	
平成24年度花岡木崎埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 堂園俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月9日	芦北町長竹崎一成 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	35,713,000	—	—	埋蔵文化財の発掘は文化庁の所掌事務であり、その委託を受けた芦北町長のみが唯一の相手方であるため	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度山川地区埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当 九州地方整備局八代河川国道事務所長 堂蘭俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月9日	芦北町長竹崎一成 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	9,361,000	—	—	埋蔵文化財の発掘は文化庁の所掌事務であり、その委託を受けた芦北町長のみが唯一の相手方であるため	①イ(ニ)	
山鹿市管内堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当 九州地方整備局菊池川河川事務所長 中島修 熊本県山鹿市1097-3	平成24年4月9日	山鹿市長 熊本県山鹿市山鹿978番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,590,923	—	—	周辺美化を通じ、沿川住民の河川への関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や河川愛護思想の普及啓蒙を目的とするものであり、本委託を円滑且つ的確に遂行するため、河川法第99条に基づき、山鹿市を唯一の契約の相手方とするものである。	①イ(ニ)	
官報公告等掲載料	支出負担行為担当 近畿地方整備局副局長 田邊俊郎 神戸市中央区海岸通29	平成24年4月9日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	2,901,780	2,901,780	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	単価契約
樺戸(二期)地区徳富ダム仮設備管理委託業務	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月9日	西空知広域水道企業団 北海道樺戸郡新十津川町字大和232番地20	会計法第29条の3第4項	6,559,587	6,559,587	100.0%	—	ダム建設工事の期間中に係る仮設濁水処理施設の管理使用協定に基づき、当該受注者が管理することが定められているため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
高規格幹線道路函館江差自動車道工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務(茂辺地4遺跡)	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 高橋敏彦 函館市大川町1番27号	平成24年4月9日	北斗市 北斗市中央1丁目3番10号 特定非営利活動法人函館市埋蔵文化財事業団 函館市臼尻町603番1号	会計法第29条の3第4項	144,355,050	144,355,050	100.0%	—	埋蔵文化財の発掘調査については、北海道教育委員会と協議することとされており、協議の結果、北海道教育委員会から北斗市及び特定非営利活動法人函館市埋蔵文化財事業団を受託機関とするとの通知を受けたことから、契約の相手方とするもので	①イ(二)	
函館新外環状道路(空港道路)工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務(亀田中野2遺跡外)	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 高橋敏彦 函館市大川町1番27号	平成24年4月9日	函館市 函館市東雲町4番13号 特定非営利活動法人函館市埋蔵文化財事業団 函館市臼尻町603番1号	会計法第29条の3第4項	74,806,200	74,806,200	100.0%	—	埋蔵文化財の発掘調査については、北海道教育委員会と協議することとされており、協議の結果、北海道教育委員会から函館市及び特定非営利活動法人函館市埋蔵文化財事業団を受託機関とするとの通知を受けたことから、契約の相手方とするもので	①イ(二)	
高規格幹線道路函館江差自動車道工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務(釜谷8遺跡外)	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 高橋敏彦 函館市大川町1番27号	平成24年4月9日	(公財)北海道埋蔵文化財センター 江別市西野幌685番地1	会計法第29条の3第4項	460,609,800	460,609,800	100.0%	—	埋蔵文化財の発掘調査については、北海道教育委員会と協議することとされており、協議の結果、北海道教育委員会から公益財団法人北海道埋蔵文化財センターを受託機関とするとの通知を受けたことから、契約の相手方とする	①イ(二)	
平成24年度官報公告等掲載契約	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月9日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	3,663,975	3,663,975	100.0%	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許	①ハ	(限度額)単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
中部縦貫自動車道建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成24年4月10日	福井県知事 福井県福井市 大手3-17-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	12,976,000	—	—	本発掘調査は文化財保護法95条により実施するものであり、当該発掘調査の実施は福井県との取り決めにより、福井県へ委託することとされているため	①イ(ニ)	
温井ダム浄化槽維持管理	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局温井ダム管理所長 横尾和久 広島県山県郡安芸太田町加計1956-2	平成24年4月10日	(株)クリンプロ 広島県山県郡安芸太田町大字土居310	会計法第29条の3第4項	—	2,560,005	—	—	浄化槽法第35条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく汚泥の採取及び処理(処分場への搬入)に関する安芸太田町の許可を同時に持つ者は同社に限られ、提供が可能な者が唯一である	①イ(イ)	
公示文掲載Ⅰ 和歌山河川国道事務所発注の公示等を発注者の指定した日に日刊業界紙面に掲載するもの	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 直原史明 和歌山県和歌山市西汀丁16番	平成24年4月11日	(株)日刊建設産業新聞社大阪支社 大阪府大阪市中央区平野町1-8-13	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	15,750	15,750	100.0%	—	本業務は、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付け国地契第32号、国技管第344号、国営整第214号)第4項(手続き開始の公示)等に基づき掲載を行うものであり、当該業者は同項(3)において公示を掲載する日刊業界紙に指定されていることから随意契約を行うものである	①ニ(ニ)	単価 契約 総額 1,338, 750
公示文掲載Ⅱ 和歌山河川国道事務所発注の公示等を発注者の指定した日に日刊業界紙面に掲載するもの	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 直原史明 和歌山県和歌山市西汀丁16番	平成24年4月11日	(株)日刊建設工業新聞社大阪支社 大阪府大阪市中央区天満橋京町2-13	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	15,750	15,750	100.0%	—	本業務は、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付け国地契第32号、国技管第344号、国営整第214号)第4項(手続き開始の公示)等に基づき掲載を行うものであり、当該業者は同項(3)において公示を掲載する日刊業界紙に指定されていることから随意契約を行うものである	①ニ(ニ)	単価 契約 総額 1,338, 750

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
公示文掲載Ⅲ 和歌山河川国道事務所発注の公示等を発注者の指定した日に日刊業界紙面に掲載するもの	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 直原史明 和歌山県和歌山市西汀丁16番	平成24年4月11日	(株)日刊建設 通信新聞社関西支社 大阪府大阪市中央区内本町1-3-5	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	15,750	15,750	100.0%	—	本業務は、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成22年3月19日付国地契第32号、国技管第344号、国営整第214号)第4項(手続き開始の公示)等に基づき掲載を行うものであり、当該業者は同項(3)において公示を掲載する日刊業界紙に指定されていることから随意契約を行うものである	①ニ(ニ)	単価 契約総額 1,338,750
官庁速報等情報提供	支出負担行為担当 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年4月11日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	7,686,000	7,686,000	100.0%	—	必要な情報提供を行っている唯一の相手方であるため	①ニ(ハ)	単価 契約
平成24年度月刊「建設物価」等電子データ購入	支出負担行為担当 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月12日	(一財)建設物価調査会中部支部 名古屋市中区錦3-4-6	会計法第29条の3第4項	4,681,950	4,681,950	100.0%	—	再販価格が維持されている出版元であるため。	①ニ(ニ)	
平成24年度月刊「積算資料」等電子データ購入	支出負担行為担当 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成24年4月13日	(財)経済調査会中部支部 名古屋市中区栄2-10-19	会計法第29条の3第4項	3,961,650	3,961,650	100.0%	—	再販価格が維持されている出版元であるため。	①ニ(ニ)	
平成24年度芦北IC埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当 九州地方整備局八代河川国道事務所 堂藺俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年4月13日	熊本県知事蒲島郁夫 熊本県熊本市水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	31,696,000	—	—	埋蔵文化財の発掘は文化庁の所掌事務であり、その委託を受けた熊本県知事のみが唯一の相手方であるため	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度白川新屋敷地先埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1号	平成24年4月13日	熊本県知事蒲島郁夫 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	37,884,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断するものであるため。	①イ(ニ)	
平成24年度加勢川川尻地先埋蔵文化財発掘調査報告書作成	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1号	平成24年4月13日	熊本県知事蒲島郁夫 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,340,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断するものであるため。	①イ(ニ)	
平成24年度熊本河川国道事務所管内埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1号	平成24年4月13日	熊本県知事 熊本市中央区水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	97,559,000	—	—	本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及びその周辺地域の歴史、風土及び文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本県は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断す	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度九州横断自動車道延岡線埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1号	平成24年4月13日	熊本県知事 熊本市中央区 水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	43,098,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断す	①イ(ニ)	
平成24年度植木パイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1号	平成24年4月13日	熊本市長 熊本市中央区 手取本町1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	30,000,000	—	—	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本市は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。 以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本市が唯一の契約相手と判断す	①イ(ニ)	
建設行政新聞購入	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月13日	(株)建設行政新聞社 北海道札幌市 白石区平和通4丁目北3番12号	会計法第29条の3第4項	1,663,200	1,663,200	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①ニ(ニ)	単価契約
那覇空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年4月13日	那覇空港ビルディング(株) 沖縄県那覇市 字鏡水150	会計法第29条の3第4項	2,274,000,000	2,274,000,000	100.0%	—	那覇空港ターミナル地域整備基本計画に基づく新国際線ターミナルビルの整備のうち、官庁部分に関する建築の実施について、空港法第15条に基づく指定空港機能施設事業者である当該者に委託するため	①イ(イ)	(限度額)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
熊本地方気象台遠隔露場整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査(報告書作成業務)	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成24年4月13日	熊本県 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	会計法第29条の3第4項	—	2,340,000	—	—	平成22年度に実施した熊本地方気象台遠隔露場整備工事の際に行った埋蔵文化財発掘調査について、熊本県を含む協議会で取り決めた九州地区埋蔵文化財発掘調査基準第5条に基づき遺物品の報告書作成業務を行うものである。発掘調査は地方自治体が発掘調査を実施したものであり、熊本県と契約を締	①イ(二)	平成25年度は該当なし
入札手続開始を公示する文書新聞掲載(日刊建設工業新聞)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 小林稔 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	平成24年4月16日	(株)日刊建設工業新聞社四国総局 高松市亀岡町6-7ホワイトビル	会計法第29条の3第4項	2,504,250	2,504,250	100.0%	—	H8.9.26建設省厚発第39号ほか「簡易公募型入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」の定めにより特定される者との契約	①ニ(二)	
土地13,510㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 北九州市門司区西海岸1丁目4-	平成24年4月16日	北九州市 北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	3,281,642	3,281,642	100.0%	—	当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①ロ	
富良野盆地地区換地計画委託業務	支出負担行為担当官 旭川開発建設部長 鎌田照章 旭川市宮前通東4155番31	平成24年4月16日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	69,560,000	69,560,000	100.0%	—	国営土地改良事業における事業計画に基づく換地計画の策定については、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣が行うこととされているが、土地改良法施行令第51条の2において、同条における土地改良事業に係るものは都道府県知事が行うこととされている。また、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約することとされているため。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
入札手続開始を公示する文書新聞掲載(日刊建設通信新聞)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 小林稔 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	平成24年4月17日	(株)日刊建設 通信新聞社四 国支局 高松市扇町2- 2-5幸ビル	会計法第29条の3第 4項	2,504,250	2,504,250	100.0%	—	H8.9.26建設省厚発第39号ほか「簡易公募型入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」の定めにより特定される者との契約	①ニ(ニ)	
貯水池内植樹管理ほか	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 弥栄ダム管理所 長 嶋谷昌次 広島県大竹市小方町小方813-1	平成24年4月18日	岩国市長 山口県岩国市 今津町一丁目 14-51	会計法第29条の3第 4項	—	14,416,500	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(ニ)	
平成24年度熊本北バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1号	平成24年4月18日	合志市長 合志市竹迫 2140番地	会計法第29条の3第 4項及び予決令第 102条の4第3号	—	7,927,000	—	—	本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。合志市は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、合志市が唯一の契約相手と判断する。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「建設物価」材料単価等電子データ作成	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年4月19日	一般(財)建設物価調査会大阪事務所 大阪市北区梅田1丁目8番17号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	4,516,050	4,515,000	100.0%	—	本業務は、近畿地方整備局が発注する建設工事の積算にあたって使用する「建設物価」に掲載の材料単価及び機械賃料を電子化したデータ(材料単価決定支援システム用データ及び機械賃料決定支援システム用データ)を毎月作成するものである。建設資材価格等について適切かつ公平な調査を行い、毎月実態調査価格を掲載する「建設物価」誌を定期刊行物として発行している一般(財)建設物価調査会を契約の相手方として予定したうえで「参加者の有無を確認する公募手続き」に係る参加意思確認書の提出を求める公募を行った。公募手続きの結果、参加意思表明者がなかったことから、本業務を実施できる者は、一般(財)建設物価調査会以外にないことが確認された。従って、当該法人と随意契約を行うものである。	①二(へ)	
土地3,979.96㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 北九州市門司区西海岸1丁目4-	平成24年4月19日	北九州市北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	17,939,054	17,939,054	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
東京国際空港駐機位置指示灯等架台工事委託	江口稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年4月20日	日本空港ビルデング(株) 東京都大田区羽田空港3-3-2	会計法第29条の3第4項	33,000,000	33,000,000	100.0%	—	東京国際空港第2旅客ターミナルビル(以下「ビル」という)に駐機位置指示灯及びスポット番号表示灯を設置するための架台と管路をビル構造物へ直接設置するものであり、東京国際空港第2旅客ターミナルビルの建設主体は、空港法第15条に基づく指定空港機能施設事業者として左記業者が指定さ	①イ(イ)	(限度額)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
港湾施設使用料(高知新港内ブロックヤード製作その2)	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月23日	高知県高知土木事務所長 高知市稲荷町11-26	会計法第29条の3第4項	1,502,186	1,502,186	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①ロ	
上士別地区換地計画委託業務	支出負担行為担当 旭川開発建設部長 鎌田照章 旭川市宮前通東4155番31	平成24年4月23日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,722,600	2,722,600	100.0%	—	国営土地改良事業における事業計画に基づく換地計画の策定については、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣が行うこととされているが、土地改良法施行令第51条の2において、同条における土地改良事業に係るものは都道府県知事が行うこととされている。また、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約することとされているため。	①イ(イ)	
作業・支援系災害対策用機械操作訓練(その1)	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月24日	ロード機工(株) 北海道札幌市西区発寒十五条12-1-25	会計法第29条の3第4項	1,229,454	1,197,000	97.4%	—	災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として締結する「災害対策用機械に関する協定」に基づき、当該受注者に当該訓練の参加を義務づけているため。	①イ(イ)	
作業・支援系災害対策用機械操作訓練(その2)	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月24日	日通機工(株) 北海道札幌市東区北三十条東1-1-40	会計法第29条の3第4項	1,384,081	1,360,800	98.3%	—	災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として締結する「災害対策用機械に関する協定」に基づき、当該受注者に当該訓練の参加を義務づけているため。	①イ(イ)	
調査系災害対策用機械操作訓練	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月24日	環境開発工業(株) 北海道札幌市東区東雁来三条1-2-10	会計法第29条の3第4項	3,849,545	3,780,000	98.2%	—	災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として締結する「災害対策用機械に関する協定」に基づき、当該受注者に当該訓練の参加を義務づけているため。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
北海道通信購入	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成24年4月24日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①ニ(ニ)	単価契約
真狩地区換地計画委託業務	支出負担行為担当官 小樽開発建設部長 山口登美男 小樽市潮見台1丁目15番5号	平成24年4月26日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	27,444,850	27,444,850	100.0%	—	換地に属する事務については、土地改良法施行令第51条2の規定により、国営土地改良事業の施行地域の全部が都道府県の区域の一部である場合には、当該都道府県知事が行うこととされているため。	①イ(イ)	
平成24年度函館開発建設部江差道路事務所吉田橋仮橋リース	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 高橋敏彦 函館市大川町1番27号	平成24年4月26日	北友興業(株) 旭川市曙一条6-1-7	会計法第29条の3第4項	5,005,350	4,956,443	99.0%	—	仮橋は平成25年度の架け替え終了まで設置予定であることから、当該仮橋の所有者である北友興業(株)と賃貸借契約を行うものである。	①ロ	単価契約
冷温水受給(平成24年度)	長田太 航空局 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成24年4月27日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	7,730,030	7,730,030	100.0%	—	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可の	①ニ(ロ)	(限度額)単価契約
徳定川浄化施設管理委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局福島河川国道事務所長 安部勝也 福島市黒岩字榎平36番地	平成24年4月27日	郡山市長 郡山市朝日一丁目23番7号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	1,937,938	1,937,938	100.0%	—	河川法第99条に基づく地方公共団体への委託	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
道路情報提供システム維持管理運営業務	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 青森河川国道事務所 盛谷明弘 青森県青森市中央三丁目20番38号	平成24年4月27日	特定非営利活動法人青森ITSクラブ 青森市篠田二丁目3-17	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	3,885,000	—	—	青森県内の道路情報ポータルサイトとして広く利用されている「青森みち情報」を青森県幹線道路協議会の各道路管理者が活用することで、路面状況や通行規制等の道路情報を広範に提供することができ、道路利用者にとっても一元的で質の高い情報が得られることから、本システムの稼働当初から青森県の委託を受け、密接な連携の下にシステムの開発・管理・運用を行っている当該法人と契約する必要があるため。	①二(へ)	
平成24年度地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 高知河川国道事務所 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年4月27日	(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	会計法第29条の3第4項	2,678,371	2,678,371	100.0%	—	「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」に基づき、当該土地の地積測量図の作成者は、当該土地を調査し、及び測量した者と定められているため、随意契約を締結するものであ	①イ(イ)	
妹背牛地区換地計画委託業務	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月27日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	5,676,800	5,676,800	100.0%	—	換地に属する事務については、土地改良法施行令第51条2の規定により、国営土地改良事業の施行地域の全部が都道府県の区域の一部である場合には、当該都道府県知事が行うこととされているため。	①イ(イ)	
南長沼地区換地計画委託業務	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月27日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	36,119,000	36,119,000	100.0%	—	換地に属する事務については、土地改良法施行令第51条2の規定により、国営土地改良事業の施行地域の全部が都道府県の区域の一部である場合には、当該都道府県知事が行うこととされているため。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
滝里ダム防災施設維持等委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年4月27日	芦別市 北海道芦別市北1条東1丁目3	会計法第29条の3第4項	18,517,220	17,387,000	93.9%	—	「滝里ダム資料館等維持管理委託協定書」第4条の規定により、当該施設の管理については、芦別市が行うことが定められている。	①イ(ニ)	
一般国道53号及び180号橋梁点検に伴うJR委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局岡山国道事務所長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年5月1日	西日本旅客鉄道(株)岡山支社 岡山県岡山市北区駅前町2-1-7	会計法第29条の3第4項	50,860,000	50,860,000	100.0%	—	鉄道事業法第2条第2項による第一種鉄道事業又は第4項による第三種鉄道事業に係る鉄道を経営する者が運転保安上若しくは施設の維持管理上、当該点検を実施する必要があることを国道と交差する鉄道施設の管理者と協定を締結し、鉄道施設の点検を委託するもので	①イ(イ)	
一般国道53号万跨線橋外1橋補修他工事JR委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局岡山国道事務所長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年5月1日	西日本旅客鉄道(株)岡山支社 岡山県岡山市北区駅前町2-1-7	会計法第29条の3第4項	70,289,000	70,289,000	100.0%	—	鉄道事業法第2条第2項による第一種鉄道事業又は第4項による第三種鉄道事業に係る鉄道を経営する者が運転保安上若しくは施設の維持管理上、当該点検と工事を実施する必要があることを国道と交差する鉄道施設の管理者と協定を締結し、鉄道施設の点検及び補修工事	①イ(イ)	
平成24年度徳島地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官代理 四国地方整備局徳島河川国道事務所副所長 渡辺晴彦 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	平成24年5月1日	(社)徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 徳島市出来島本町2-42-5	会計法第29条の3第4項	8,271,784	8,157,187	98.6%	—	「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」に基づき、当該土地の地積測量図の作成者は、当該土地を調査し、及び測量した者と定められているため、随意契約を締結するものであ	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 金沢市大野町4-2-1	平成24年5月1日	石川県港湾土地造成事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	957,220	957,220	100.0%	—	本契約は、金沢港港湾整備事業継続に伴い工事実施における作業用の土地の借上げを行うものである。工事の実施に際しては、作業船による積出し箇所があるが、金沢港近辺で必要面積を満たす利用可能な土地の所有者は、石川県だけであり、本契約を履行できる唯一の	①口	
三原道の駅浄化槽維持管理	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年5月2日	森川環境サービス(有) 広島県三原市糸崎4-9-35	会計法第29条の3第4項	—	3,396,120	—	—	三原道の駅の浄化槽の維持管理に関し、浄化槽法第35条の浄化槽清掃業の許可を受けた者のうち、三原市内の当該地域において維持管理が可能な唯一の業者である	①イ(イ)	単価契約
大和川改修事業に伴う瓜破遺跡発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大和川河川事務所長 鈴木俊朗 藤井寺市川北3-8-33	平成24年5月7日	公益財団法人 大阪市博物館協会 大阪府大阪市中央区大手前4-1-32	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	83,050,800	—	—	「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」1.(3)基準の規定により契約の相手方が定められているため。	①イ(ニ)	
土地使用料(扇島西護岸及び背後地)建設資材揚陸用地の借上	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成24年5月7日	JFEスチール(株)東日本製鉄所 横浜市中区太田町1-5	会計法第29条の3第4項	5,126,052	5,126,052	100.0%	—	近隣において、当該建設資材を揚陸するための護岸等が他に無いため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
海上防災業務研修	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成24年5月7日	独立行政法人海上災害防止センター 横浜市西区みなとみらい3-3-1	会計法第29条の3第4項	1,952,000	1,952,000	100.0%	—	独立行政法人海上災害防止センター防災訓練所では、「油防除訓練施設」及び「消防訓練施設」を保有し、各種タンカー等の船舶乗組員(STCW条約指定講習会)、石油、電力、ガス等のエネルギー関連施設の安全担当者、不特定多数の人達が集まる施設の防災担当者、地方公共団体の消防等の職員を対象とした各種講習及び実働訓練を行う海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定められた国内唯一の訓練機関である。当該、海上防災業務研修は、海上における流出油事故対応に関する専門知識等を付与する研修であり、当該実働訓練に必要な訓練施設を有し、専門情報を有す	①二(へ)	
学生等採用試験身体検査(単価契約)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 中島敏 名古屋市港区入船2-3-12	平成24年5月7日	公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会臨港病院 愛知県名古屋市港区名港2-9-43	会計法第29条の3第4項	1,568,490	1,568,490	100.0%	—	第四管区海上保安本部の学生採用試験会場の近隣には、一度に約80名が身体検査等を受診できる病院が他に存在しないため。	①口	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
技術審査表出力システム改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年5月8日	東芝ソリューション(株)関西支社 大阪市北区大淀中1-1-30	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	10,405,500	10,275,300	98.7%	—	本業務は、近畿地方整備局において平成7年度より運用している「技術審査表出力システム」について、技術審査基準の改定等に伴い必要となったシステムの改良、技術審査の統一化のために、操作性、利便性の向上を目的として業務上で新たに必要となった機能の追加等を行うものである。技術審査表出力システムは現在全事務所においてシステム運用中であり、改良作業に伴いシステムが停止する等の障害が発生した場合は、入札・契約手続き等の資格審査等に係わる事務に多大な障害を及ぼすことから、他の連携システム(事業執行管理システム、一般競争(指名競争)資格審査システム等)を含めたシステム全体について精通、熟知していることが不可欠である。当該業者は、技術審査表出力システムの開発を行っており、システム・データ内容・処理形態について熟知・精通していることからの確な執行が出来ると共に、万が一障害が発生した場合についても迅速な対応が可能である。なお、当該業者は今回の改良業務について著作権法に基づく同一性保持権を行使する旨を申し出ている。以上のことから総合的に判断して、本業務を実施できる唯一の業者である当該業者と随意契約を行うものである。	①二(へ)	
平成24年度地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中村河川国道事務所長 岡村環 高知県四万十市右山2033-14	平成24年5月8日	(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	会計法第29条の3第4項	5,768,679	5,768,679	100.0%	—	「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」に基づき、当該土地の地積測量図の作成者は、当該土地を調査し、及び測量した者と定められているため、随意契約を締結するものであ	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
球磨地区堤防等周辺美化(前期)委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所 堂藪俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年5月8日	球磨村長柳詰正治 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730	会計法第29条の3第4項及び予令第102条の4第3号	—	2,856,000	—	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
2号観音電共連系管路(空港通り)工事	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年5月9日	中国電力(株) 広島営業所 広島県広島市中区竹屋町2-42	会計法第29条の3第4項	—	22,823,464	—	—	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく連係管路工事で、既設設備及び近傍箇所における保安上電線管理者が工事を実施する必要があることを確認して工事を委託するもので	①イ(イ)	
平成24年度地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所 中山義男 香川県高松市福岡町4-26-32	平成24年5月10日	(社)香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高松市丸の内9-29	会計法第29条の3第4項	1,178,845	1,037,011	88.0%	—	「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」に基づき、当該土地の地積測量図の作成者は、当該土地を調査し、及び測量した者と定められているため、随意契約を締結するものであ	①イ(イ)	
長崎港湾合同庁舎PCB廃棄物処理業務契約	支出負担行為担当官 九州運輸局長 玉木良知 福岡市博多区博多駅東2-11-1	平成24年5月10日	日本環境安全事業(株) 北九州市若松区響町一丁目62番24北九州事業所	会計法第29条の3第4項	5,292,000	5,292,000	100.0%	—	日本環境安全事業株式会社法第1条に基づきPCB廃棄物の処理に係る事業を営営することを目的とした特殊会社(国内で唯一のPCB廃棄物の処理施設を有する者)であるため	①イ(イ)	
平成24年度地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所 志々田武幸 愛媛県松山市土居田町797-2	平成24年5月11日	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	会計法第29条の3第4項	1,252,860	1,252,860	100.0%	—	「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」に基づき、当該土地の地積測量図の作成者は、当該土地を調査し、及び測量した者と定められているため、随意契約を締結するものであ	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所長 三保木悦幸 高知県高知市江陽町2-2	平成24年5月11日	(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	会計法第29条の3第4項	1,749,426	1,749,426	100.0%	—	「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」に基づき、当該土地の地積測量図の作成者は、当該土地を調査し、及び測量した者と定められているため、随意契約を締結するものであ	①イ(イ)	
人吉地区堤防等周辺美化(前期)委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 堂蘭俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年5月11日	人吉市代表者 人吉市長田中 信孝 熊本県人吉市麓町16番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	5,071,500	—	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
須賀川地区堤防除草委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局福島河川国道事務所長 安部勝也 福島市黒岩字榎平36番地	平成24年5月14日	須賀川市長 須賀川市八幡町135番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	4,330,064	4,330,064	100.0%	—	河川法第99条に基づく地方公共団体への委託	①イ(ニ)	
広瀬川上流地区堤防除草委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局福島河川国道事務所長 安部勝也 福島市黒岩字榎平36番地	平成24年5月14日	伊達市長 伊達市保原町字舟橋180番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	1,002,989	1,002,989	100.0%	—	河川法第99条に基づく地方公共団体への委託	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度池田町生活再建対策業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 足羽川ダム工事 事務所長 島本和仁 福井県福井市成和1-2111	平成24年5月15日	池田町長 福井県今立郡 池田町稲荷 35-4	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	3,988,000	—	—	水没者の生活再建対策については、事業及び関係住民と密接な立場にある池田町に委託して実施するのが適切であり、「生活再建対策業務委託基準運用申し合わせ」により、生活再建対策費で実施する場合の委託先は原則として当該地方公共団体とするとされているため。	①イ(ニ)	
平成24年度田子の浦港浚渫土運搬処分工事	支出負担行為担当官 中部地方整備局 副局長 名古屋市築地町2番地	平成24年5月15日	静岡県知事 静岡市葵区追手町9番6号	会計法第29条の3第4項	250,000,000	250,000,000	100.0%	—	本工事は、直轄浚渫工事により発生する浚渫土砂の運搬及び処分を行うものであるが、底質ダイオキシン類対策指針に基づき処分しなければならない。当該指針に基づく浚渫土処分を行ない得るのは、公害防止対策事業の事業主体である静岡県以外	①イ(ニ)	
平成24年度 衣浦港の整備に伴い発生する浚渫土砂の投棄料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三河港湾事務所長 宮田亮 豊橋市神野埠頭1番地1	平成24年5月15日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	7,791,273	7,791,273	100.0%	—	衣浦港の整備に伴い発生する浚渫土を投棄することができるのは、愛知県知事が管理する衣浦港2号地地区廃棄物処理場のみであり、競争を許さないため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
海上保安学校学生採用試験(特別)試験会場借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年5月15日	日本大学法学部 東京都千代田区三崎町2-3-1	会計法第29条の3第4項	811,387	811,387	100.0%	—	日本大学法学部との海上保安学校学生採用試験(特別)試験会場借上の契約においては、受験予定者数確定後直ちに東京23区内の公共交通機関の駅等の周辺に立地する大学等を調査したが、先約、試験環境不適合等により実施可能なのは当該大学のみで場所が限定されることにより、供給者が一に	①口	
土地12, 204. 04㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾事務所長 仙崎達治 下関市東大和町 二丁目10-2	平成24年5月17日	下関市 下関市南部町 1-1	会計法第29条の3第4項	1,366,808	1,366,808	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
加勢川・嘉島町管内河川敷地除草委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 高木章次 熊本県熊本市西原一丁目12番1号	平成24年5月18日	嘉島町長 熊本県上益城郡嘉島町上島 530番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	5,928,300	—	—	本業務の遂行にあたっては、河川法第99条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定に基づき地方公共団体に委託するものであり、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、嘉島町が唯一の契約相手と判断するものであるため。	①イ(ニ)	
最上川上流(山王地区)堤防除草委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 山形河川国道事務所長 手塚寛之 山形市成沢西4-3-55	平成24年5月21日	(株)河北スポーツセンター 山形県西村山郡河北町字山王1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	3,160,500	3,160,500	100.0%	—	河川法第99条に基づき、河北町長に協議したところ、河北町長から管理委託者として通知されたものある。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 清家基哉 愛媛県大洲市中村210	平成24年5月21日	公益社団法人 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	会計法第29条の3第4項	2,892,477	2,892,477	100.0%	—	「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」に基づき、当該土地の地積測量図の作成者は、当該土地を調査し、及び測量した者と定められているため、随意契約を締結するものであ	①イ(イ)	
平成24年度デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当 四国地方整備局長 川崎正彦 香川県高松市サンポート3番33号	平成24年5月21日	一般財団法人 日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 菱進平河町ビル5F	会計法第29条の3第4項	10,174,500	9,660,000	94.9%	—	デジタル道路地図データベースシステムを開発し、その著作人格権を有している当該特定情報を提供できる者との契約	①ニ(ハ)	
長崎港湾合同庁舎で使用する電気需給契約	支出負担行為担当 九州運輸局長 玉木良知 福岡市博多区博多駅東2-11-1	平成24年5月21日	九州電力(株) 長崎営業所 長崎市城山町3番19号	会計法第29条の3第4項	4,244,293	4,244,293	100.0%	—	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	
宿泊施設借上	支出負担行為担当 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年5月21日	東横イン横浜 桜木町 横浜市中区本町6-55	会計法第29条の3第4項	1,052,480	1,052,480	100.0%	—	当該契約は、本年度全国の航空基地に配属された初任の機動救難士に対する基礎養成研修の宿泊施設として借上げるもので、訓練場所から半径1キロ程度で、16日間連続宿泊可能な施設が必要であり、実施可能施設が限定されることにより、供給者が一に特定されるため。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	福岡県知事 福岡県福岡市 博多区東公園 7-7	会計法第29条の3第 4項	396,000	396,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等	①二(へ)	
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	佐賀県知事 佐賀県佐賀市 城内一丁目一 番59号	会計法第29条の3第 4項	146,000	146,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等	①二(へ)	
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	長崎県知事 長崎県長崎市 江戸町2番13 号	会計法第29条の3第 4項	136,000	136,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年5月22日	熊本県知事 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号	会計法第29条の3第4項	264,000	264,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年5月22日	大分県知事 大分県大分市大手町3丁目1-1	会計法第29条の3第4項	167,000	167,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年5月22日	宮崎県知事 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	会計法第29条の3第4項	214,000	214,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	鹿児島県知事 鹿児島県鹿児島市 鴨池新町 10番1号	会計法第29条の3第 4項	257,000	257,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等	①二(へ)	
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	沖縄県知事 沖縄県那覇市 泉崎1-2-2	会計法第29条の3第 4項	200,000	200,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	北海道知事 北海道札幌市 中央区北3条 西6丁目	会計法第29条の3第4項	445,000	445,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	青森県知事 青森県青森市 長島一丁目1 番1号	会計法第29条の3第4項	219,000	219,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	岩手県知事 岩手県盛岡市 内丸10番1号	会計法第29条の3第4項	202,000	202,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	宮城県知事 宮城県仙台市 青葉区本町三 丁目8番1号	会計法第29条の3第 4項	267,000	267,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	秋田県知事 秋田県秋田市 山王4丁目1-1	会計法第29条の3第4項	240,000	240,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	山形県知事 山形県山形市 松波二丁目8 番1号	会計法第29条の3第 4項	167,000	167,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	福島県知事 福島県福島市 杉妻町2番16号	会計法第29条の3第4項	336,000	336,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	茨城県知事 茨城県水戸市 笠原町978番6	会計法第29条の3第4項	257,000	257,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	栃木県知事 栃木県宇都宮 市皷田1-1-20	会計法第29条の3第4項	116,000	116,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	群馬県知事 群馬県前橋市 大手町1-1-1	会計法第29条の3第4項	165,000	165,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	会計法第29条の3第4項	290,000	290,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	千葉県知事 千葉県千葉市 中央区市場町 1番1号	会計法第29条の3第 4項	312,000	312,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	東京都建設局長 東京都新宿区 西新宿二丁目 8番1号	会計法第29条の3第4項	230,000	230,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	神奈川県知事 神奈川県横浜 市中区日本大通1	会計法第29条の3第4項	135,000	135,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	新潟県知事 新潟県新潟市 中央区新光町 4-1	会計法第29条の3第 4項	609,000	609,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	富山県知事 富山県富山市 新総曲輪1-7	会計法第29条の3第4項	133,000	133,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	石川県知事 石川県金沢市 鞍月1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	176,000	176,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	福井県知事 福井県福井市 大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	96,000	96,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	山梨県知事 山梨県甲府市 丸の内1-6-1	会計法第29条の3第4項	99,000	99,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	長野県知事 長野県長野市 大字南長野字 幅下692-2	会計法第29条の3第4項	288,000	288,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	岐阜県知事 岐阜県岐阜市 藪田南2丁目1 番1号	会計法第29条の3第 4項	252,000	252,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	静岡県知事 静岡県静岡市 葵区追手町9 番6号	会計法第29条の3第 4項	202,000	202,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	愛知県知事 愛知県名古屋 市中区三の丸 三丁目1番2号	会計法第29条の3第 4項	560,000	560,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	三重県知事 三重県津市広 明町13番地	会計法第29条の3第 4項	278,000	278,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	滋賀県知事 滋賀県大津市 京町四丁目1 番1号	会計法第29条の3第4項	115,000	115,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	京都府知事 京都府京都市 上京区下立売 通新町西入藪 ノ内町	会計法第29条の3第 4項	261,000	261,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	大阪府知事 大阪府大阪市 中央区大手町 2丁目1番22号	会計法第29条の3第4項	245,000	245,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	兵庫県知事 兵庫県神戸市 中央区下山手 通5丁目10番1 号	会計法第29条の3第 4項	375,000	375,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	奈良県知事 奈良県奈良市 登大路町30	会計法第29条の3第4項	212,000	212,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	和歌山県知事 和歌山県和歌山市小松原通 一丁目一番地	会計法第29条の3第4項	515,000	515,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	鳥取県知事 鳥取県鳥取市 東町一丁目 220番地	会計法第29条の3第4項	130,000	130,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	島根県知事 島根県松江市 殿町一番地	会計法第29条の3第4項	182,000	182,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	岡山県知事 岡山県岡山市 北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項	452,000	452,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	広島県知事 広島県広島市中区基町10-52	会計法第29条の3第4項	250,000	250,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	山口県知事 山口県山口市 滝町1-1	会計法第29条の3第4項	272,000	272,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	徳島県知事 徳島県徳島市 万代町一丁目 一番地	会計法第29条の3第4項	231,000	231,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	香川県知事 香川県高松市 番町4-1-10	会計法第29条の3第4項	100,000	100,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局 長 関克己 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年5月22日	愛媛県知事 愛媛県松山市 一番町四丁目 4番地2	会計法第29条の3第 4項	142,000	142,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年水害統計調査	支出負担担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年5月22日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内一丁目2-20	会計法第29条の3第4項	214,000	214,000	100.0%	—	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害	①二(へ)	
岩見沢市北村地区地域再編計画調査業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年5月22日	岩見沢市 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1-1	会計法第29条の3第4項	3,500,000	3,500,000	100.0%	—	当該業務の履行に当たって必要な個人情報等の特定の情報を提供することができ、また地元住民との調整能力を有するため。	①二(へ)	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,911,341,760	5,911,341,760	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,209,474,389	1,209,474,389	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	242,147,714	242,147,714	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,065,434	1,065,434	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,399,051	5,399,051	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,313,878	2,313,878	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	10,975,636	10,975,636	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,545,720	5,545,720	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	6,061,909	6,061,909	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	15,195,928	15,195,928	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	6,478,203	6,478,203	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,208,379	5,208,379	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	10,113,642	10,113,642	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	9,214,651	9,214,651	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,183,784	2,183,784	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,952,020	1,952,020	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	6,102,921	6,102,921	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,051,458	3,051,458	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,051,458	3,051,458	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	7,298,313	7,298,313	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	7,297,000	7,297,000	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	7,297,000	7,297,000	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	14,859,318	14,859,318	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,193,639	5,193,639	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,641,203	3,641,203	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,641,203	3,641,203	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	7,297,000	7,297,000	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	9,873,570	9,873,570	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,622,887	3,622,887	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,843,786	2,843,786	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,189,610	2,189,610	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	8,178,404	8,178,404	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,845,208	4,845,208	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	7,282,406	7,282,406	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	7,260,587	7,260,587	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,073,727	5,073,727	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	8,019,403	8,019,403	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	24,058,209	24,058,209	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,262,381	1,262,381	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,262,381	1,262,381	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,743,050	4,743,050	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,918,800	2,918,800	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	29,694,484	29,694,484	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	29,332,699	29,332,699	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	福岡市 福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	361,528,894	361,528,894	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	福岡市 福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	2,118,937	2,118,937	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	福岡市 福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	6,913,467	6,913,467	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	43,223,507	43,223,507	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	19,876,831	19,876,831	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,028,626	4,028,626	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,073,725	5,073,725	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,073,725	5,073,725	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,444,806	1,444,806	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,444,806	1,444,806	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,444,806	1,444,806	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	37,155,509	37,155,509	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,743,050	4,743,050	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,627,231	1,627,231	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年5月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,975,166	4,975,166	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
山形法務総合庁舎埋蔵文化財発掘調査業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年5月24日	(公財)山形県埋蔵文化財センター 山形県上市市弁天二丁目15-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	38,034,000	—	—	文化財保護法第94条による山形県教育委員会との協議の結果、発掘調査の施工者として同センターが指定されたため。	①イ(ニ)	
人事・給与・共済システム改良業務	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷1番	平成24年5月25日	沖電気工業(株)官公営業本部 東京都港区芝浦4-10-16	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,890,000	1,890,000	100.0%	—	本システムを開発、製造しシステムに含まれているプログラムに関して著作者人格権の同一性保持権を有するとともに行使している	①ニ(ハ)	
堺泉北港堺2区作業用地賃貸借(その3)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 鈴木徹 大阪市港区弁天1丁目2番1-1500	平成24年5月28日	(株)新日鉄都市開発関西支店 大阪市北区中之島3丁目2番4号	会計法第29条の3第4項	—	1,892,130	—	—	堺2区整備事業において、土砂の陸揚げヤードを確保するために借入するものである。施工場所の近辺で施工条件を満たす場所が当該場所に限られるため。	①口	
ゴミ袋購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年5月29日	協業組合仙台清掃公社 宮城県仙台市宮城野区日の出町一丁目7-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	—	485,625	—	—	市条例により可燃ゴミを出す際は回収委託業者名が記載されている営業用ゴミ袋を使用しなければならず、同社名が記載されている営業用ゴミ袋は同社しか販売していないため。	①イ(ニ)	
港湾施設使用料(高知新港内ブロックヤード製作その3)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年5月29日	高知県高知土木事務所長 高知市稲荷町11-26	会計法第29条の3第4項	1,061,686	1,061,686	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
川本堤防外除草	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年6月1日	川本町長 島根県邑智郡川本町大字川本545-1	会計法第29条の3第4項	—	2,719,500	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(ニ)	
築瀬堤防外除草	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年6月1日	美郷町長 島根県邑智郡美郷町粕淵168	会計法第29条の3第4項	—	2,100,000	—	—	河川法第99条に基づく委託契約	①イ(ニ)	
志津見ダム志津見地区管理作業	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 館健一郎 島根県出雲市塩冶有原町5-1	平成24年6月1日	飯南町 島根県飯石郡飯南町下赤名890	会計法第29条の3第4項	—	10,998,750	—	—	飯南町長との管理協定に基づく委託契約	①イ(ニ)	
雨竜暑寒地区換地計画等調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年6月1日	雨竜町 北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地	会計法第29条の3第4項	1,999,972	1,999,972	100.0%	—	当該業務の履行に当たって必要な個人情報等の特定の情報を提供することができ、また地元住民との調整能力を有するため。	①ニ(ハ)	
美唄地区換地計画等調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年6月1日	美唄市 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	2,998,668	2,998,668	100.0%	—	当該業務の履行に当たって必要な個人情報等の特定の情報を提供することができ、また地元住民との調整能力を有するため。	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
テレビ受信障害対策補助制度見直しに係る通知文書の周知業務委託について	長田太 航空局 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成24年6月7日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	6,216,650	6,216,650	100.0%	—	当該通知文書の発送に当たっては、左記業者のみが有する個人情報により周知業務を実施しなければならない	①ニ(へ)	(限度額)
航空写真購入	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 佐藤克英 宮城県石巻市蛇田字新下沼80	平成24年6月7日	(株)写真企画 宮城県仙台市太白区一丁目19-2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	3,171,000	3,171,000	100.0%	—	購入にあたって、契約の相手方が著作権所有者であるため。	①ニ(へ)	
作業ヤード賃貸借(その12)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 西村拓 高知県高知市種崎874	平成24年6月7日	高知県幡多土木事務所 高知県四万十市古津賀4丁目61番地	会計法第29条の3第4項	926,650	926,650	100.0%	—	宿毛湾港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなどを満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①ロ	
くわだい地区法面除草委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 月山ダム管理所 佐々木秀明 山形県鶴岡市上名川字東山8-112	平成24年6月8日	鶴岡市長榎本政規 山形県鶴岡市馬場町9番25号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号契約の性質又は目的が競争を許さない場合	2,131,500	2,131,500	100.0%	—	流域住民に対し、除草を中心としたダム管理の一部作業を委託することで、地域と一体となったダム管理の実現に寄与するものであり、当該箇所は鶴岡市の管理する「くわだいさくら公園」が隣接しており、この公園と一体として除草することにより効率的な管理を行え経費の削減も図ることが出来る。 本契約については、河川法第99条の規定を根拠法令とし、本業務を鶴岡市に委託するものである。	①イ(ニ)	
一般国道483号北近畿豊岡自動車道事業に伴う埋蔵文化財発掘出土品整理事業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年6月13日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	54,292,621	—	—	兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度空気調和需給契約	長田太 航空局 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成24年6月14日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	6,892,082	6,892,082	100.0%	—	航空情報センター庁舎が所在する成田国際空港において空港機能諸施設等に冷暖房用冷温水を供給できる業者は左記業者のみであり、供給者が一に特定され	①二(ロ)	(限度額)単価契約
山陽本線備後赤坂・松永間神村高架橋点検委託	分任支出負担行為担当 中国地方整備局福山河川国道事務所長 藤原武夫 広島県福山市三吉町4-4-13	平成24年6月19日	西日本旅客鉄道(株)岡山支社 岡山県岡山市北区駅前町2-1-7	会計法第29条の3第4項	12,019,000	12,019,000	100.0%	—	鉄道事業法第2条第2項による第一種鉄道事業又は第4項による第三種鉄道事業に係る鉄道を経営する者が運転保安上若しくは施設の維持管理上、当該点検と工事を実施する必要があることを国道と交差する鉄道施設の管理者と協定を締結し、鉄道施設の点検を委託するも	①イ(イ)	
一般国道375号東広島・呉道路馬木高架橋工事(H24)	分任支出負担行為担当 中国地方整備局広島国道事務所長 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年6月19日	西日本旅客鉄道(株)新幹線管理本部 大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15	会計法第29条の3第4項	—	178,290,000	—	—	鉄道事業法第2条第2項による第一種鉄道事業又は第4項による第三種鉄道事業に係る鉄道を経営する者が運転保安上若しくは施設の維持管理上、当該点検と工事を実施する必要があることを国道と交差する鉄道施設の管理者と協定を締結し、鉄道施設の点検及び補修工事	①イ(イ)	
平成24年度今金地区換地計画等調査委託業務	支出負担行為担当 函館開発建設部長 高橋敏彦 函館市大川町1番27号	平成24年6月19日	今金町 瀬棚郡今金町字今金48番地の1	会計法第29条の3第4項	2,993,250	2,993,250	100.0%	—	この業務にあたっては、特定の個人情報、地区内農地の権利関係に関する調査を中心に行う必要がある、これらの情報を保有し、地域の関係農家に精通している唯一の公的機関であることから、今金町に委託	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
道路情報提供に関する新聞広報	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山国道事務所 長 岩見吉輝 岡山県岡山市北区富町2-19-12	平成24年6月20日	(株)山陽新聞社 岡山県岡山市北区柳町2-1-1	会計法第29条の3第4項	1,207,500	1,207,500	100.0%	—	行政目的を達成するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①ニ(へ)	
宇部港東見初地区における土砂投入の管理等に係る費用負担	支出負担行為担当官 中国地方整備局 副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年6月20日	山口県知事 山口県山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項	36,471,000	36,471,000	100.0%	—	山口県との取決めにより、契約の相手が一に定められているため	①イ(ニ)	
東小千谷地区堤防維持管理委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 長 常山修治 長岡市信濃1-5-30	平成24年6月22日	小千谷市長 新潟県小千谷市城内2丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,435,253	1,435,253	100.0%	—	小千谷市との間で締結している「東小千谷地区の堤防維持管理協定」に基づき、堤防の維持管理業務委託を行うものである	①イ(ニ)	
土地及び建物の賃貸借(高知建設監督官詰所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所 長 三保木悦幸 高知県高知市江陽町2-2	平成24年6月22日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	900,000	900,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①ロ	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託業務 PCB廃棄物の(蛍光灯安定器等)の処理	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 長 淡中泰雄 鹿児島市浜町2-5	平成24年6月22日	日本環境安全事業(株)北九州事業所 福岡県北九州市若松区響町1-62-24	会計法第29条の3第4項	7,849,800	7,849,800	100.0%	—	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号)第7条に基づき定められた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物基本計画」において、鹿児島県区域内唯一のPCB廃棄物処理施設として、当該契約相手方が指定され	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
一般国道191号下関北バイパス綾羅木高架橋新設に伴う工事委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 池田憲二 山口県防府市国衛1-10-20	平成24年6月26日	山口県土木建築部長 山口市滝町1-11	会計法第29条の3第4項	—	54,810,000	—	—	山口県との管理協定に基づく委託契約	①イ(ニ)	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	105,071,914	105,071,914	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	16,554,622	16,554,622	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	43,773,651	43,773,651	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	110,604,463	110,604,463	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	21,590,459	21,590,459	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	47,737,674	47,737,674	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	63,591,797	63,591,797	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,501,195,947	1,501,195,947	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,922,928,194	1,922,928,194	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	43,946,562	43,946,562	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	7,372,489	7,372,489	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,029,471	1,029,471	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	6,130,006	6,130,006	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	10,953,523	10,953,523	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	18,876,940	18,876,940	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,652,784	1,652,784	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,930,242	1,930,242	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,078,579	4,078,579	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,932,506	2,932,506	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,445,684	4,445,684	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,548,042	2,548,042	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	8,015,634	8,015,634	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,877,068	2,877,068	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,266,369	1,266,369	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,939,211	5,939,211	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,939,971	4,939,971	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,181,697	4,181,697	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,544,216	2,544,216	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,211,455	4,211,455	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,472,465	4,472,465	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,816,290	5,816,290	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,395,449	1,395,449	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	13,317,922	13,317,922	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	6,534,620	6,534,620	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	8,111,073	8,111,073	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	7,025,883	7,025,883	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,816,892	3,816,892	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	11,894,692	11,894,692	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,987,398	4,987,398	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,352,921	2,352,921	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,762,292	2,762,292	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,814,412	3,814,412	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,473,907	3,473,907	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,572,440	1,572,440	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,560,963	1,560,963	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,691,982	3,691,982	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	4,024,836	4,024,836	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,190,792	3,190,792	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,469,141	1,469,141	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,810,586	3,810,586	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,810,586	3,810,586	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,926,301	5,926,301	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	5,279,728	5,279,728	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	834,044	834,044	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,086,080	1,086,080	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	3,366,313	3,366,313	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	15,598,152	15,598,152	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,587,184	1,587,184	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,356,653	2,356,653	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,356,651	2,356,651	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,335,235	1,335,235	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	10,781,357	10,781,357	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,590,127	2,590,127	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	11,531,218	11,531,218	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,507,223	2,507,223	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,507,219	2,507,219	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,507,219	2,507,219	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,507,219	2,507,219	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,412,682	1,412,682	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,412,682	1,412,682	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,412,682	1,412,682	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,412,682	1,412,682	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,412,682	1,412,682	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	886,471	886,471	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,129,655	1,129,655	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	11,894,692	11,894,692	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
那覇空港用地借用	花角英世 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成24年6月26日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	1,560,963	1,560,963	100.0%	—	空港用地として引き続き借入れる必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
姫路港須加地区泊地(-12m)浚渫工事の施工に伴い発生する土砂処分等の処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局 副局長 田邊俊郎 神戸市中央区海岸通29	平成24年6月27日	兵庫県中播磨県民局長 姫路市北条1-98	会計法第29条の3第4項	160,433,950	160,433,950	100.0%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
港湾施設使用料(高知新港内ブロックヤード製作その4)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所 野仲典理 高知県高知市六泉寺町96-7	平成24年6月28日	高知県高知土木事務所 高知市稲荷町11-26	会計法第29条の3第4項	1,097,075	1,097,075	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が特定される賃貸借契約	①口	
システム開発評価・危機管理センターで使用する電気の購入	長田太 航空局 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成24年6月29日	関西電力(株) 北摂営業所 大阪府吹田市泉町2-45-5	会計法第29条の3第4項	58,934,410	58,934,410	100.0%	—	調査を実施したところ左記相手方のみが唯一電気の供給が可能であるため。	①二(口)	(限度額)単価契約
デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年6月29日	(一財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 菱進平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号 財団法人日本デジタル道路地図協会は道路網及び道路地図に関する数値情報の調査研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及すること等により、道路及び道路交通の情報化に貢献することを目的として設立された財団法人である。同財団は1988年からデジタル道路地図データベースに関する「全国デジタル道路地図データベース標準」をはじめとする各種の標準を策定し、これら著作権を保有管理するとともに、これまで各標準によって整備された官民共通基盤であるデジタル道路地図データベースの著作権を国土交通省各地方整備局等と共有している。また、その目的から利用者別のデータは一体不可分であることから、デジタル道路地図データベースの整備更新にあたっては、これを利用する国土交通省と民間利用者の双方の費用負担のもと、同財団によって一元的に行われている。このため、同財団はデジタル道路地図データベースの整備更新を行える唯一の法人であり、競争に付すこと	35,343,000	33,600,000	95.1%	—	業務を遂行するための要件を備えた唯一の契約対象機関であるため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
新江川橋塗装補修工事外委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年6月29日	江津市長 島根県江津市 江津町1525	会計法第29条の3第4項	—	16,014,000	—	—	江津市長との管理協定に基づく委託契約	①イ(ニ)	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 金沢市大野町4-2-1	平成24年6月29日	石川県港湾土地造成事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	872,990	872,990	100.0%	—	本契約は、金沢港港湾整備事業継続に伴い工事実施における作業用の土地の借上げを行うものである。工事の実施に際しては、作業船による積出し箇所へ近接している必要があるが、金沢港近辺で必要面積を満たす利用可能な土地の所有者は、石川県であり、本契約を履行できる唯一の	①ロ	
作業ヤード賃貸借(その11)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 西村拓 高知県高知市種崎874	平成24年6月29日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	14,754,521	14,754,521	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①ロ	
平成24年度冷房用冷水供給	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年6月29日	空港施設株式会社 東京都大田区 羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	2,451,645	2,451,645	100.0%	—	羽田航空基地が所在する東京国際空港旧整備地区において冷房用冷水を供給できる業者は空港施設株式会社のみであり、供給者が一に特定されるため。	①二(ロ)	

〔記載要領〕

1. 本表は平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
2. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
3. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、「平成24年度国土交通省調達改善計画」に基づく調達改善の推進について(平成24年4月2日付事務連絡)による「再検討の結果、随意契約によらざるを得ない事由」